

平成29年3月28日
山口県報号外第14号
監査公表第5号別冊

平成28年度
包括外部監査の結果報告書

特定の事件
山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

平成29年3月
山口県包括外部監査人
水谷芳昭

目 次

第1章	包括外部監査の概要	
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件及び監査対象、並びに選定理由	
	(1) 特定の事件	1
	(2) 監査対象事業等	1
	(3) 選定理由	3
3	監査の着眼点	4
4	監査の方法	4
5	監査の実施期間	5
6	監査日数及び監査時間	5
7	監査の補助者	7
8	利害関係	7
第2章	監査対象の概要について	8
第3章	山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について	
第1	監査の結果及び意見の総括的事項	
	1 各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳	14
	2 監査人が重要と考える指摘事項及び意見について	15
第2	監査の結果及び意見の個別的事項	
	【1】長寿社会課	
	1 「ねんりんピックおいでませ！山口2015」開催事業	18
	2 ねんりん元気社会創生事業	21
	3 いきいき高齢者地域活動支援事業	24
	4 地域包括ケアシステム構築推進事業	26
	5 認知症高齢者総合支援推進事業	29
	6 介護給付費負担金	32
	7 介護保険財政安定化基金繰出金	33
	8 介護保険利用者負担軽減対策事業	35
	9 低所得者保険料軽減負担金	39
	10 介護保険制度総合推進事業	40
	11 地域支援事業交付金	43
	12 介護施設等整備促進事業	44
	13 介護人材研修支援事業	47

14	介護支援専門員養成事業	52
15	軽費老人ホーム運営費補助	54
16	介護実習普及センター運営事業	57
17	老人福祉施設整備費補助事業	60
18	高齢者福祉推進事業費	63
19	介護保険審査会運営事業	65
20	介護サービス事業者指導支援事業	66
21	介護保険制度推進事業	69
22	財政的援助団体名：社会福祉法人 博愛会 山口温泉ホーム	72
23	財政的援助団体名：社会福祉法人 恒和会ケアハウス ゆうわ苑	75
24	財政的援助団体名：社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 山口県済生会山口地域ケアセンター 特別養護老人ホームおとどいの里	80
25	財政的援助団体名：一般財団法人山口県老人クラブ連合会	83

【2】厚政課

1	共生のまちづくり推進事業	88
2	福祉人材センター運営事業	92
3	社会福祉法人地域サービス活性化事業	97
4	介護人材確保総合対策事業	101
5	財政的援助団体名：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	105

【3】健康増進課

1	健康やまぐち総合推進事業	112
---	--------------	-----

【4】薬務課

1	薬局における在宅医療推進体制整備促進事業	117
---	----------------------	-----

【5】医療政策課

1	在宅医療推進事業	118
2	在宅医療支援ネットワーク構築事業	120
3	在宅医療提供体制構築事業	124
4	地域医療連携情報システム活用構想策定支援事業	127

【6】医務保険課

1	後期高齢者医療対策費	129
2	後期高齢者医療保険基盤安定化対策費	133
3	後期高齢者医療高額医療費共同事業	134
4	後期高齢者医療財政安定化基金事業	136
【7】 中山間地域づくり推進課		
1	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業	139
2	中山間地域元気創出応援事業	143
3	中山間ビジネスづくり推進事業	147
4	体験型教育旅行受入拡大推進事業	150
【8】 県民生活課		
1	いきいき！社会貢献活動推進事業	153
2	高齢消費者被害防止対策強化事業	157
3	交通事故抑止対策推進事業	160
【9】 労働政策課		
1	いきいきシルバー世代就業支援事業	164
2	財政的援助団体名：公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会	170
【10】 交通政策課		
1	バス活性化対策事業	174
【11】 農林水産政策課		
1	農山漁村女性活動促進対策事業	176
【12】 農業振興課		
1	新規農業就業者定着促進事業	179
【13】 道路建設課		
1	交通安全施設整備事業（道路建設課所管分）	181
【14】 住宅課		
1	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	185

【15】	社会教育・文化財課	
1	「地域協育ネット」による温かい絆づくり推進事業	187
2	生涯学習推進体制整備事業	191
【16】	生活安全企画課	
1	特殊詐欺対策事業	195
【17】	交通企画課	
1	シニア安全安心マイタウン事業	198
【18】	交通規制課	
1	交通事故防止施設総合整備事業	201
【19】	防災危機管理課	
1	地域防災力強化促進事業	205

報告書の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合等があります。

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件及び監査対象事業、並びに選定理由

(1) 特定の事件

山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

(2) 監査対象事業等

- ① 山口県が平成27年3月に策定した、「第五次やまぐち高齢者プラン」（山口県老人福祉計画・山口県介護保険事業支援計画）（計画期間：平成27年度～平成29年度）に基づいて、高齢者施策に関連する事業を任意に抽出して監査対象とした。
- ② また、高齢者施策に関連し、山口県が補助金等の財政的援助を与えている団体を任意に抽出して監査対象とした。

ア 監査対象事業

部局名	所管課	連番	事業名
健康福祉部	長寿社会課	1	「ねんりんピックおいでませ！山口2015」開催事業
		2	ねんりん元気社会創生事業
		3	いきいき高齢者地域活動支援事業
		4	地域包括ケアシステム構築推進事業
		5	認知症高齢者総合支援推進事業
		6	介護給付費負担金
		7	介護保険財政安定化基金繰出金
		8	介護保険利用者負担軽減対策事業
		9	低所得者保険料軽減負担金
		10	介護保険制度総合推進事業
		11	地域支援事業交付金
		12	介護施設等整備促進事業
		13	介護人材研修支援事業
		14	介護支援専門員養成事業
		15	軽費老人ホーム運営費補助
		16	介護実習普及センター運営事業
		17	老人福祉施設整備費補助事業
		18	高齢者福祉推進事業費

		19	介護保険審査会運営事業
		20	介護サービス事業者指導支援事業
		21	介護保険制度推進事業
	厚政課	22	共生のまちづくり推進事業
	厚政課	23	福祉人材センター運営事業
	厚政課	24	社会福祉法人地域サービス活性化事業
	厚政課	25	介護人材確保総合対策事業
	健康増進課	26	健康やまぐち総合推進事業
	薬務課	27	薬局における在宅医療推進体制整備促進事業
	医療政策課	28	在宅医療推進事業
	医療政策課	29	在宅医療支援ネットワーク構築事業
	医療政策課	30	在宅医療提供体制構築事業
	医療政策課	31	地域医療連携情報システム活用構想策定支援事業
	医務保険課	32	後期高齢者医療対策費
	医務保険課	33	後期高齢者医療保険基盤安定化対策費
	医務保険課	34	後期高齢者医療高額医療費共同事業
	医務保険課	35	後期高齢者医療財政安定化基金事業
総合企画部	中山間地域づくり推進課	36	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業
	中山間地域づくり推進課	37	中山間地域元気創出応援事業
	中山間地域づくり推進課	38	中山間ビジネスづくり推進事業
	中山間地域づくり推進課	39	体験型教育旅行受入拡大推進事業
環境生活部	県民生活課	40	いきいき！社会貢献活動推進事業
	県民生活課	41	高齢消費者被害防止対策強化事業
	県民生活課	42	交通事故防止対策推進事業
商工労働部	労働政策課	43	いきいきシルバー世代就業支援事業
観光スポーツ文化部	交通政策課	44	バス活性化対策事業
農林水産部	農林水産政策課	45	農山漁村女性活動促進対策事業
	農業振興課	46	新規農業就業者定着促進事業
土木建築部	道路建設課	47	交通安全施設整備事業
	住宅課	48	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業
教育委員会	社会教育・文化財課	49	「地域協育ネット」による温かい絆づくり推進事業
	社会教育・文化財課	50	生涯学習推進体制整備事業
警察本部	生活安全企画課	51	特殊詐欺被害対策事業
	交通企画課	52	シニア安全安心マイタウン事業

	交通規制課	53	交通事故防止施設総合整備事業
総務部	防災危機管理課	54	地域防災力強化促進事業

イ 監査対象財政的援助団体

(ア) 長寿社会課 所管団体

- I (一般財団法人) 山口県老人クラブ連合会
- II (社会福祉法人) 恩賜財団済生会支部山口県済生会
- III (社会福祉法人) 博愛会
- IV (社会福祉法人) 恒和会

(イ) 厚政課 所管団体

- I (社会福祉法人) 山口県社会福祉協議会

(ウ) 労働政策課 所管団体

- I (公益社団法人) 山口県シルバー人材センター連合会

(3) 選定理由

わが国では少子高齢化が急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢化社会が到来するものと見込まれている。

山口県の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、平成 22 年には 28.0%（全国平均 23.0%）と全国よりも約 5%高い水準となっており、全国に比べ約 10 年早く高齢化が進んでいる。また、年少人口（0 から 14 歳）や生産年齢人口（15 から 64 歳）が減少傾向にある中で、平成 27 年には団塊の世代が高齢者になることなどから、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、山口県は平成 27 年には 3 人に 1 人が高齢者という全国でも有数の超高齢社会となることが予測されていた。

このような現状を踏まえ、県では平成 24 年度からの 3 年間の高齢者保健福祉推進の基本となる「第四次やまぐち高齢者プラン」（以下「四次プラン」という。）に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくりを進めるため、様々な高齢者施策を図ってきた。こうした中、新たな県政運営の指針となる「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、「地域包括ケアシステムの構築」及び「高齢者が活躍できる地域社会の実現」を重点施策に掲げ、高齢者施策を積極的に推進することとしていることから、四次プランを見直し、平成 27 年度から 3 年間の高齢者保健福祉の基本となる「第五次やまぐち高齢者プラン」を策定した。

このように、進行する高齢化社会において県が果たすべき役割はますます重要性を増しており、また身近な問題として県民の関心も非常に高い事業といえる。しかしながら、これら高齢者施策の推進のためには、今後一層、医療・介護等の社会保障費の増加が見込ま

れることから、現状の高齢者施策を検討し今後の施策の適正でしかも効率的な運営を図っていくことは極めて重要である。

以上のような問題意識から、高齢者施策に係る財務事務の執行について検討を行うことは県民にとって有意義と思われることから、本年度の特定の事件として選定した。

3 監査の着眼点

監査は、以下のような観点から実施した。

(1) 法令等への準拠について

監査の対象である事業に関する事務は、法令等に準拠しているか否かを検討した。

(2) 事業の有効性について

① 「第五次やまぐち高齢者プラン」と事業の整合性

個々の事業について、「第五次やまぐち高齢者プラン」に定める施策に結び付けられているか、また、全体として「第五次やまぐち高齢者プラン」と整合しているか否かを検討した。

② 事業目的とその効果の関連性

ある事業を実施することによって期待された効果が達成されているか否かを検討した。

③ 指標による効果の測定

地方自治体を実施する事業の有効性を検討する場合、数値化された指標に基づいて行うのが効果的である。従って、指標そのものが目標として妥当であるか、また、指標そのものの達成状況はどうか、さらに、それが県民に十分に公表されているか否かを検討した。

④ 実施した事業の結果の翌年度以降への反映

事業は、その効果を測定するのみでなく、その結果をどのように翌年度以降の施策に生かしているかを検討した。

(3) 事業の効率性、経済性について

事業は、効率性（同じ予算でも高い成果を達成すること）や経済性（より少ない予算で目標を達成すること）のもとに行われる必要がある。従って、事業における事務の執行に非効率な部分がないか、また、事業を実施する上で最も経済的な方法が選択されているか否かを検討した。

4 監査の方法

主な監査の方法は以下の通りであるが、実際には各事業においてこれ以外の手続きを実施している場合があり、それは各事業の報告書において監査要点と実施した手続

に記載している。

- (1) 所管課の担当者にヒアリングを実施し、事業内容を確認した。
- (2) 契約に当たり、随意契約が行われている場合はその合理性を検討し、また、入札が行われている事業については、入札に関する書類を検討した。
- (3) 委託事業については、委託契約書、仕様書、実績報告書等を検討した。
- (4) 補助事業については、補助金交付要項、実績報告書等を検討した。
- (5) 融資事業については、貸付要綱、取扱金融機関からの報告書等を検討した。

5 監査の実施期間

平成 28 年 6 月 29 日から平成 29 年 2 月 13 日まで

6 監査日数及び監査時間

(1) 年月日ごとの明細は以下の通りである。

NO	年 月 日	監査の内容	監査延日数	監査時間
1	平成 28 年 6 月 29 日	予備調査	2	12
2	6 月 30 日	予備調査	2	12
3	7 月 1 日	予備調査	2	12
4	8 月 15 日	全体会議	6	36
5	8 月 22 日	個別会議	2	12
6	8 月 22 日	個別監査	5	30
7	8 月 23 日	個別監査	4	24
8	8 月 24 日	個別監査	5	30
9	8 月 25 日	個別監査	4	24
10	8 月 26 日	個別監査	5	30
11	8 月 29 日	個別監査	6	36
12	8 月 30 日	個別監査	3	18
13	8 月 31 日	個別監査	5	30
14	9 月 1 日	個別監査	4	24
15	9 月 2 日	個別監査	3	18
16	9 月 5 日	個別監査	3	18
17	9 月 6 日	個別監査	6	36
18	9 月 7 日	個別監査	6	36
19	9 月 8 日	個別監査	3	18
20	9 月 9 日	個別監査	3	18
21	9 月 13 日	個別監査	2	12

22	9月15日	個別監査	1	6
23	10月4日	資料整理	6	36
24	10月11日	個別監査	2	12
25	10月24日	個別監査	3	18
26	10月25日	個別監査	2	12
27	10月27日	個別監査	2	12
28	10月28日	個別監査	2	12
29	11月1日	個別監査	2	12
30	11月2日	個別監査	4	24
31	11月9日	個別監査	2	12
32	11月11日	資料整理	6	36
33	11月17日	個別監査	1	6
34	11月18日	個別監査	1	6
35	11月21日	資料整理	2	12
36	11月24日	資料整理	1	6
37	11月25日	資料整理	4	24
38	11月28日	資料整理	1	6
39	11月29日	資料整理	1	6
40	12月19日	資料整理	3	18
41	12月20日	資料整理	3	18
42	12月21日	資料整理	3	18
43	平成29年2月7日	資料整理	3	18
44	2月8日	資料整理	3	18
45	2月13日	資料整理	4	24
	合計日数及び 合計時間数		143	858

(2) 上記の表を内容ごとに要約すると以下の通りである。

NO	監査の内容	監査総時間数
1	予備調査	36
2	全体会議	36
3	個別会議	12
4	個別監査	534
5	資料整理	240
	合計時間数	858

(※1) 個別監査とは、関連する資料に基づき所管課及び財政的援助団体への質問等の手続きを実施したもの

(※2) 資料整理とは、県庁の外部監査室において報告書として取り纏める作業等を実施したもの

7 監査の補助者

公認会計士 古林 照己

公認会計士 品川 充洋

公認会計士 森永 晃仁

公認会計士 河口 雅邦

公認会計士 村田 治子

公認会計士 水谷 公威

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要について

1. 山口県における高齢化の状況

(1) 我が国と山口県の高齢者人口及び高齢化率

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成25年3月推計）によれば、我が国の高齢化の状況をみると、平成22年の高齢者人口は約2,948万人である。総人口に占める高齢化率は23.0%であり、その後、平成42年（2030年）には高齢者人口は約3,684万人、総人口に占める高齢化率は31.6%に増加すると見込まれている。

本県の高齢化の状況をみると、平成22年の高齢者人口は約41万人である。総人口に占める高齢化率は28.0%であり、その後平成42年（2030年）には高齢者人口約43万人、総人口に占める高齢化率は35.7%となり、その後も増加していくと見込まれている。

区分	全国				山口県			
	総人口 (千人)	高齢者 人口 (千人)	高齢化 率	高齢者 1人当 たりの 生産年 齢人口	総人口 (千人)	高齢者 人口 (千人)	高齢化 率	高齢者 1人当 たりの 生産年 齢人口
平成12年	126,926	22,005	17.4%	3.9人	1,528	340	22.3%	2.9人
平成17年	127,768	25,672	20.2%	3.3人	1,491	373	25.0%	2.5人
平成22年	128,057	29,484	23.0%	2.8人	1,447	405	28.0%	2.1人
平成27年	126,597	33,952	26.8%	2.3人	1,399	450	32.2%	1.7人
平成32年	124,100	36,124	29.1%	2.0人	1,340	462	34.5%	1.6人
平成37年	120,659	36,573	30.3%	1.9人	1,275	451	35.4%	1.5人
平成42年	116,618	36,849	31.6%	1.8人	1,208	432	35.7%	1.5人
平成47年	112,124	37,407	33.4%	1.7人	1,139	414	36.3%	1.5人
平成52年	107,276	38,678	36.1%	1.5人	1,070	410	38.3%	1.3人

（出典：平成22年までは、総務省統計局「国勢調査報告」（年齢不詳人口を按分補正した人口、平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年（2013）3月推計）」）

(2) 山口県内の高齢化の状況

山口県内には19の市町があるが、高齢化率には地域差が見られる。高齢化率が最も高い市町は上関町で高齢化率は50.5%であり、高齢化率が最も低いのは和木町で高齢化率は23.4%である。

県内19市町のうち、すべてにおいて高齢化率が20%以上である。なお、高齢化率が25%以上の団体は18団体、30%以上の団体は12団体である。

<市町別高齢者人口（平成25年10月1日現在）>

市町名	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	高(低)数字⇒回位
岩国市	139,684	43,935	31.5	
和木町	6,280	1,467	23.4	(1)
柳井市	33,484	11,587	34.6	
周防大島町	17,848	8,802	49.3	2
上関町	3,031	1,532	50.5	1
田布施町	15,582	4,903	31.5	
平生町	13,184	5,025	38.1	
下松市	55,107	14,893	27.0	(3)
光市	52,049	16,379	31.5	
周南市	146,519	42,130	28.8	
山口市	195,315	50,129	25.7	(2)
防府市	115,922	31,755	27.4	
宇部市	171,384	48,830	28.5	
美祢市	27,151	9,646	35.5	
山陽小野田市	63,250	18,607	29.4	
下関市	273,488	85,078	31.1	
長門市	36,313	13,450	37.0	
萩市	50,874	19,127	37.6	
阿武町	3,528	1,607	45.4	3
県計	1420,003	428,882	30.2	

(出典：第五次やまぐち高齢者プラン 平成27年3月 山口県)

2. 山口県の計画

第五次やまぐち高齢者プラン（山口県老人福祉計画・山口県介護保険事業支援計画）

山口県では、高齢者施策の基本となる第五次やまぐち高齢者プランを策定している。現行の計画は、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間としている。

この計画では、基本目標を「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」として掲げている。そのために「地域包括ケアシステムの構築」、「高齢者が活躍できる地域社会の実現」という二つの基本的方向の実現に取り組むとしている。

施策体系	施策の具体的な展開	取り組み
地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの基盤強化	・地域におけるサービスの有機的な連携 1-1

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化 1-2 ・地域ケア会議の推進 1-3 ・地域住民等の参加の促進 1-4
	介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの見込量と提供体制の整備 2-1 ・介護サービスの円滑な提供 2-2
	在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護に関する理解促進 3-1 ・在宅医療・介護提供体制の充実 3-2 ・関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供 3-3
	認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する理解促進 4-1 ・予防対策の促進 4-2 ・各ステージに応じた施策の推進 4-3 ・本人・家族への支援と地域づくり 4-4 ・若年性認知症者に対する支援 4-5
	在宅生活を支える体制の充実と介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活への支援 5-1 ・地域における支援の充実 5-2 ・健康づくりと介護予防の推進 5-3
	人材の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護人材の養成と確保 6-1 ・福祉・介護人材の資質の向上 6-2 ・労働環境・処遇の改善 6-3
高齢者が活躍できる地	高齢者の社会参加の促進と就	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の活力発揮による多

域社会の実現	労に向けた支援	様な社会参加の促進 7-1 ・就業機会の確保及び働く環境づくり 7-2
--------	---------	--

(出典：第五次やまぐち高齢者プラン 平成 27 年 3 月 山口県)

3. 主な事業と実施体制

主な高齢者施策の所管課及び予算は以下のとおりである。

部局名	所管課	連番	事業名	H27 予算(千円)	※1	
健康福祉部	長寿社会課	1	「ねんりんピックおいでませ！山口 2015」開催事業	829,542	7-1	
		2	ねんりん元気社会創生事業	22,573	7-1	
		3	いきいき高齢者地域活動支援事業	25,828	7-1	
		4	地域包括ケアシステム構築推進事業	5,494	5-3	
		5	認知症高齢者総合支援推進事業	11,822	4-1	
		6	介護給付費負担金	18,423,224	4-1	
		7	介護保険財政安定化基金繰出金	123,798	2-2	
		8	介護保険利用者負担軽減対策事業	16,373	2-2	
		9	低所得者保険料軽減負担金	71,783	2-2	
		10	介護保険制度総合推進事業	6,873	2-2	
		11	地域支援事業交付金	577,410	5-1	
		12	介護施設等整備促進事業	252,080	2-1	
		13	介護人材研修支援事業	14,245	6-1	
		14	介護支援専門員養成事業	11,909	6-1	
		15	軽費老人ホーム運営費補助	949,582	5-1	
		16	介護実習普及センター運営事業	19,345	5-1	
		17	老人福祉施設整備費補助事業	520,140	2-1	
		18	高齢者福祉推進事業費	758	7-1	
		19	介護保険審査会運営事業	1,345	2-2	
		20	介護サービス事業者指導支援事業	1,333	2-2	
		21	介護保険制度推進事業	3,616	2-2	
		厚政課	22	共生のまちづくり推進事業	81,007	5-2
			23	福祉人材センター運営事業	25,756	6-1
			24	社会福祉法人地域サービス活性化事業	2,715	2-2

		25	介護人材確保総合対策事業	85,414	6-1
	健康増進課	26	健康やまぐち総合推進事業	19,456	5-3
	薬務課	27	薬局における在宅医療推進体制整備促進事業	2,577	3-2
	医療政策課	28	在宅医療推進事業	1,084	3-1
		29	在宅医療支援ネットワーク構築事業	17,674	3-3
		30	在宅医療提供体制構築事業	60,000	3-3
		31	地域医療連携情報システム活用構想策定支援事業	18,000	3-3
	医務保険課	32	後期高齢者医療対策費	17,880,864	※2
		33	後期高齢者医療保険基盤安定化対策費	3,382,794	※2
		34	後期高齢者医療高額医療費共同事業	765,018	※2
		35	後期高齢者医療財政安定化基金事業	2,389,078	※2
総合企画部	中山間地域づくり推進課	36	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業	95,740	5-1
		37	中山間地域元気創出応援事業	10,730	7-1
		38	中山間ビジネスづくり推進事業	31,180	7-1
		39	体験型教育旅行受入拡大推進事業	8,320	7-1
環境生活部	県民生活課	40	いきいき！社会貢献活動推進事業	4,866	7-1
		41	高齢消費者被害防止対策強化事業	5,000	5-2
		42	交通事故防止対策推進事業	977	5-2
商工労働部	労働政策課	43	いきいきシルバー世代就業支援事業	8,900	7-2
観光スポーツ文化部	交通政策課	44	バス活性化対策事業	6,300	5-2
農林水産部	農林水産政策課	45	農山漁村女性活動促進対策事業	6,903	7-1
	農業振興課	46	新規農業就業者定着促進事業	467,425	7-2
土木建築部	道路建設課	47	交通安全施設整備事業	4,328,000	5-2
	住宅課	48	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	3,099	5-1
	社会教育・文化財課	49	「地域協育ネット」による温かい絆づくり推進事業	72,560	7-1
		50	生涯学習推進体制整備事業	9,181	7-1

警察本部	生活安全企画課	51	特殊詐欺被害対策事業	1,566	5-2
	交通企画課	52	シニア安全安心マイタウン事業	3,624	5-2
	交通規制課	53	交通事故防止施設総合整備事業	115,140	5-2
総務部	防災危機管理課	54	地域防災力強化促進事業	5,000	5-2
合計				51,805,021	

- ※1 山口県老人福祉計画・山口県介護保険事業支援計画の取り組みとの対応関係
- ※2 山口県老人福祉計画・山口県介護保険事業支援計画の取り組みとの対応はなし

第3章 山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

第1 監査の結果及び意見の総括的事項

1 各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳

各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳は以下の通りである。なお、指摘事項及び意見がなかった事業については、記載を省略している。

NO	事業名	指摘事項	意見	合計
1	「ねんりんピックおいでませ！山口2015」開催事業		3	3
2	いきいき高齢者地域活動支援事業		2	2
3	地域包括ケアシステム構築推進事業		1	1
4	認知症高齢者総合支援推進事業		1	1
5	介護保険財政安定化基金繰出金		1	1
6	介護保険利用者負担軽減対策事業	1		1
7	介護施設等整備促進事業	1		1
8	介護人材研修支援事業		2	2
9	軽費老人ホーム運営費補助		3	3
10	介護実習普及センター運営事業		1	1
11	介護サービス事業者指導支援事業		1	1
12	介護保険制度推進事業		1	1
13	一般財団法人山口県老人クラブ連合会	1	4	5
14	共生のまちづくり推進事業		1	1
15	福祉人材センター運営事業		2	2
16	社会福祉法人地域サービス活性化事業		1	1
17	介護人材確保総合対策事業	1		1
18	社会福祉法人山口県社会福祉協議会	3	2	5
19	健康やまぐち総合推進事業		1	1
20	後期高齢者医療対策費	1	1	2
21	後期高齢者医療高額医療費共同事業		1	1
22	中山間地域元気創出応援事業		1	1
23	中山間ビジネスづくり推進事業		1	1
24	体験型教育旅行受入拡大推進事業		1	1
25	高齢消費者被害防止対策強化事業	1	2	3
26	交通事故抑止対策推進事業	1		1

27	いきいきシルバー世代就業支援事業	1		1
28	公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会		1	1
29	バス活性化対策事業		2	2
30	農山漁村女性活動促進対策事業		1	1
31	新規農業就業者定着促進事業		1	1
32	交通安全施設整備事業(道路建設課所管分)	1		1
33	シニア安全安心マイタウン事業		2	2
	合 計	12	41	53

(*) 上記の表に掲げる指摘事項とは、財務の執行、経営に関する事業の管理において、法令、条例等に違反し、又は、不当と判断したもの、及び妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点及びその他改善が望ましいものについて述べるものである。

2 監査人が重要と考える指摘事項及び意見について

(1) やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度交付証の回収について

(意見)

当該事業は、高齢者や妊産婦を含む歩行困難者に対して専用駐車場の利用証を交付することにより、利用者の困難状況を軽減する役目を果たすものである。

交付は平成 22 年度から実施され、平成 29 年度の目標交付件数は 43,000 件で、平成 26 年度実績は 31,575 件となっている。

利用証は本当に必要とする人に漏れなくいきわたり、利用証を所持する人が気持ちよく使用できることが最終目的である。ここで、必要のない人が所持し使用したならば、所持する人の使用に不信感を抱く人がでてくる。実際に県の窓口にも使用期限の過ぎた使用があるとの情報が寄せられ、対象者が分かりづらく、利用しにくいという意見がある。

利用証交付先は「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度利用証交付台帳」で管理されており、有効期限と回収年月も管理されている。その中には有効期限が過ぎても回収されていないもの、有効期限後数か月経ってから回収されているものが確認された。

内臓系機能障害を持つ人は、外見上はなんら困難な状況にないように見えることがある。高齢者で実際はかなり歩行困難であっても、リハビリのためになるべく自力で歩こうとしている人もいる。そのような方が気兼ねなく利用証を使用するためには、地域住民と「利用証」の信頼関係が重要である。県としてもチラシ等で啓発活動を実施しているが、県民の理解と利用者の利便性を更に高めるため、引き続き制度の周知や有効期限切れの利用証

の回収に一層努める必要がある。

(共生のまちづくり推進事業 担当課：健康福祉部 厚政課)

(2) 高齢消費者見守りサポーター研修実施業務について
(指摘事項)

高齢消費者見守りサポーター研修実施業務については、平成 27 年 5 月 12 日に競争入札等審査会が開催されており、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約、すなわち、「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」を理由として特定非営利活動法人消費者ネットやまぐちと随意契約が締結されている。選定理由としては、「山口県内で、同様の組織形態で研修などの啓発事業を行っている団体は他にない」等の理由が記されており、消費者保護の観点からの活動状況まで考慮すると一定の合理性はありと考えられる。

しかしながら、平成 27 年 4 月 20 日に随意契約締結前に当研修業務の打ち合わせが行われている。その中で、予算額に関しても「50 万円は消費税込」という打ち合わせ記録が記されている。県の予定価格は、予算と同額の 50 万円であり平成 27 年 5 月 13 日に決裁されている。

事前に予定価格を提示するような誤解を生じる可能性がある打ち合わせは、回避すべきである。また、委託契約の前の業務実施に関する打ち合わせについては、契約前の業務提供であることから適切ではない。

(高齢消費者被害防止対策強化事業 担当課：環境生活部 県民生活課)

(3) 基金の運用方針について
(意見)

山口県では「山口県介護保険財政安定化基金条例」第 4 条第 2 項において、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる」と規定している。これは地方自治法第 241 条第 2 項において「基金は、これを条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定していることに基づくものであり、預金以外の運用を認めることにより、現行の運用商品の多様性に可及的に対応することを目的としたものと考えられる。

一方で、当該基金の運用は同条例第 4 条第 1 項に基づく預金と同条例第 5 条に基づく繰替運用で実施されているが、同条例第 4 条第 2 項の有価証券での運用試算を検討しておらず、結果として従前と同様の運用となる場合でも、有価証券での運用試算を検討すべきである。

また、平成 26 年度末基金残高は 2,633,937 千円であるが、平成 27 年 4 月 1 日（平成 27 年度）にそのうちの貸付金を除く 2,492,782 千円を一般会計の歳計現金として繰替運用に回されている。この点からも基金の運用が安易に預金及び繰替運用に限定されているかのよ

うに見られかねず、運用方針の見直しを検証するべきである。

(介護保険財政安定化基金繰出金 担当課：健康福祉部 長寿社会課)

(4) 事業の有効性等の検証等について

(意見)

県は、当該事業の委託先は「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」しかないとしているが、一定の実績があることのみが理由となっており、他に相応しい委託先がないことにはならない。委託事業を実施するためには、地域課題の解決支援や地域づくり人材の確保等の業務に精通している事業者であることが求められるため、結果として「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」に委託することになるかもしれないが、事業の有効性を高めるためには、そのような事業者の発掘と併せ、競争入札を実施する必要がある。

また、対象である中山間地域は県の約7割強を占めており、解決しなければならぬ問題は山積みで、かつ差し迫っている。当該事業により地域に眠る観光資源を再発見し都市部との交流が盛んになるなどの成果が認められるものも多い。しかし、地域の特産品開発を手がける事業など、活動時の地域交流及び活性化は認められても、本来的な活性化はモニタリングしなければ成果を判断できないものも多い。県は当該事業により、地域課題が解決されたのか、地域資源の活用が有効に実施されているのか否かを検証する必要がある。

(中山間地域元気創出応援事業 担当課：総合企画部 中山間地域づくり推進課)

(5) 効果的な広報活動について

(意見)

シルバー人材センターでは、会員数の増加を目的として、平成27年10月から平成28年3月の間、県内24路線のバスに広告掲載を行った。広告掲出料は1,276千円であった。この広告掲載については、広く一般の目に触れることを想定して、シルバー人材センターの存在のアピールを行った。しかしシルバー人材センターの存在はおそらく周知され再認識の役目は果たしていると思われるが、知らせるべきはその魅力であると考え。新規会員割合の動向から考えると65歳以上の高齢者にとって安心して魅力のある就業先を紹介できる優れた機関であることをアピールする必要がある。入会の動機としては、「社会参加を通しての生きがい」が1位で35.3%を占めており、女性に限っては40.2%となっている。この点を考慮して、社会貢献度を何らかの形で見えるようにすれば、既存の会員の自信や満足度も高まり、また、新規会員の獲得につながる。シルバー人材センターの事業運営状況はとても分かりやすく作成されており、また、他のデータ等についても現状は十分把握されている。今後、これらのデータ等をより詳細に分析することにより、効果的な広報活動を実践することが必要である。

(財政的援助団体名：公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会)

(担当課：商工労働部 労働政策課)

第2 監査の結果及び意見の個別的事項

【1】長寿社会課

1 「ねんりんピックおいでませ！山口 2015」開催事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：スポーツや文化の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与する。
- 事業内容：主催事業として、「総合開会式」、「総合閉会式」、「交流大会（スポーツ、ふれあいスポーツ、文化）」等の40事業を、また、会期中には併催イベントとして、「和と心のハーモニー～メイクセラピー ビューティーケア山口～」、「『心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会』優秀作品展」の2事業を実施。また、協賛イベントとして、「おもしろ科学実験教室」、「おいでませ 国保ふれあい広場」、「赤十字活動体験『もっと知って赤十字コーナー』」等の16事業を実施した。
- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	20,960	95,400	829,542
決算額	15,436	79,430	746,247

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

平成27年度は、該当事項なし。

平成25年度は、ねんりんピックおいでませ！山口2015実行委員会が組織されるまでの間の広報・宣伝業務について、以下のとおり業務委託を行っている。

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成25年度	3,475	プロポーザルによる随意契約	(株) 矢野テント

② 契約方法の合理性

本事業は実行委員会形式で実施したため、山口県から実行委員会へ補助金として支出している。このため上記表においては、平成 26 年度及び平成 27 年度については記載をしていない。ただし、実行委員会で行った委託契約等について、金額的重要性及び業務内容を考慮の上、対象業務を抽出し、契約方法等についての検討を行った。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
共済費	188	22 条職員共済費
賃金	1,602	22 条職員賃金
旅費	1,986	職員旅費
一般需用費	322	消耗品等
役務費	137	通信料
使用料及び賃借料	170	高速道路利用料
負担金補助金及び 交付金	741,842	実行委員会補助金、地域文化伝承館開催 経費補助金
合 計	746,247	

○ 財源の内訳： 国庫 105,000 千円、県費 641,247 千円

○ 根拠法令等：全国健康福祉祭開催要領、ねんりんピックおいでませ！山口 2015 実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	実行委員会における委託契約等の伺い書等を閲覧し、事務処理について法令等に違反する事項があるかどうか検討した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効	ねんりんピックおいでませ！山口 2015 に係るアンケート集計結果を閲

果が認められるか？	<p>覧した。</p> <p>その結果によると、「山口にまた来たいか」という問いに関して、95.1%が「はい」と答えている。また、当初の参加見込み約 50 万人であったが、実績は 54 万人の参加となっている。さらに、経済波及効果も 93 億 5,700 万円となっている。高齢者を中心とした健康増進等を進めるためのイベントとして大きな有効性があったものと判断できる。</p>
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<p>実行委員会における契約に至る過程、委託契約書の内容等を検討した。</p>

(3) 指摘事項及び意見

①契約方法について

(意見)

ねんりんピックおいでませ！山口ファッションショー実施業務については、随意契約にて委託契約がなされている。ファッションショー実施計画は県が作成し、ファッションショーの計画作成段階から当実施業務受注者が関与している旨が随意契約の理由書に記載がなされており、随意契約理由としては大きな比重を占めていると考えられる。イベント計画段階から関与している者が、イベント業務実施を受託することで、計画に対応したイベントの実施が円滑になされることについては一定の合理性はある。しかしながら、当ファッションショーの計画業務については県の業務としてなされており、県の計画業務に関与したことで随意契約にて実施業務の委託契約を獲得している状況は、適切な競争原理が働いていないのではないかと疑念を生じさせる可能性がある。当業務においては、計画業務当初からプロポーザル方式により受注者を決定することが妥当と考える。

②契約及び仕様書記載事項の遵守について

(意見)

ねんりんピックおいでませ！山口 2015 大会報告書等制作業務委託契約書の第 5 条において、「乙は、委託業務に関して、甲と連絡業務を行う業務遂行上の責任者を定め甲に書面で通知するものとする。」となっている。しかし、当委託業においては打ち合わせの際に入手した名刺により本条項の通知として取り扱っていた。県は受託者から責任者を明示的に定めた書面を提出させるべきである。

③要綱記載の遵守について

(意見)

平成 27 年度全国健康福祉祭やまぐち大会交流大会開催事業費補助金交付要綱第 8 条において、「補助事業者は、補助事業の内容若しくは補助事業に関する経費の配分の変更を行おうとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 2 号）に同様式に記載する書類を添付の上、会長に提出し（以下、省略）」となっている。しかしながら、各市町からの変更承認申請書は、ねんりんピック終了後に提出されており、要綱記載の「あらかじめ提出」が遵守されていない。各市町の実行委員会で大会期間中の業務量が多く、計画変更の見通しも困難な状況であったことなどにより、事前に変更申請書を提出できない状況であったことは理解できる。遵守可能な一定の弾力性のある条項に変更すべきである。

2 ねんりん元気社会創生事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：第 28 回全国健康福祉祭「ねんりんピックおいでませ！山口 2015」の開催を契機として、高齢者のスポーツ・文化活動などの社会参加を促進するため、当事業を実施し、もって高齢者がいきいきと活躍できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

- 事業内容：①実施主体 県

②主な事業内容

ア ねんりんスポーツ・文化振興事業

- ・スポーツや文化活動を通じて交流の輪を広げ、積極的な健康づくりや仲間づくりを推進するとともに、「第 28 回全国健康福祉祭やまぐち大会」への気運醸成に向けて、山口県健康福祉祭の開催や全国健康福祉祭選手派遣等を実施。
- ・山口県健康福祉祭スポーツ文化交流大会（5 月 8 日～6 月 7 日 山口市他：卓球等 14 種目）
- ・山口県健康福祉祭美術展（6 月 13 日～6 月 15 日 防府市：日本画、洋画等 6 部門）
- ・山口県健康福祉祭文化活動交流会（6 月 15 日 防府市）
- ・第 28 回全国健康福祉祭やまぐち大会山口県選手団結団式
(9 月 17 日 山口市)

イ アクティブシニア活動促進事業

- ・県内高齢者のいきいきとした活動事例の募集を行い、顕著な事例について広く紹介し、表章を行う。

ウ 生涯現役サポート事業

- ・ 県生涯現役推進センターにおいて、県民向けの情報提供と普及啓発及び生涯現役に関するあらゆる相談に対する「ワンストップサービス」による対応等を行う。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	29,939	23,868	22,573
決算額	29,682	23,839	22,373

平成 25 年度及び平成 26 年度は、生涯現役社会づくり推進事業として実施した。

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	22,212	随意契約	(社福) 山口県社会福祉協議会
平成 26 年度	23,699	随意契約	(社福) 山口県社会福祉協議会
平成 25 年度	29,638	随意契約	(社福) 山口県社会福祉協議会

② 契約方法の合理性

随意契約で社会福祉法人山口県社会福祉協議会に業務委託している。その理由として、同協議会は市町社会福祉協議会とのネットワークを有しており、また、山口県老人クラブ連合会の事務局も兼ねているため、地域団体との連携のもと、効果的、効率的な事業展開が可能である。なお、平成 27 年 3 月 23 日に開催した競争入札等審査会議事録を閲覧した結果、その審査経過欄において「現在、他に委託先がないことを確認」との記載があり、履行可能な委託先が他にもあるのではないかとこの姿勢で委託先の選定を行っている。従って、随意契約には合理的理由があると考えられる。

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	108	記念品代、委員謝金
一般需用費	53	消耗品等

委託料	22,212	ねんりん元気社会創生事業委託料
合計	22,373	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：ねんりん元気社会創生事業実施要領等

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	「ねんりん元気社会創生事業実施要領」等に従って、適切に事務処理が実施されていることを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	県健康福祉祭の参加者数の推移について検討し、長期的に増加傾向が見られることを確認した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	随意契約に関する委託料であっても、参考見積書等を徴求しているか否か検討した。

○ 県健康福祉祭の参加者数の推移について

(有効性)

	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
スポーツ文化交流大会 (実施種目数)	784 人 (9)	758 人 (9)	919 人 (11)	963 人 (11)	2,024 人 (14)
美術展	391 人	348 人	522 人	339 人	733 人
文化活動交流会	—	—	—	—	166 人
合計	1,175 人	1,106 人	1,441 人	1,302 人	2,923 人

平成 27 年度に参加者数が著しく伸びた理由は、山口県での第 28 回全国健康福祉祭やまぐち大会「ねんりんピックおいでませ！山口 2015」の開催を契機として、高齢者のスポーツ・文化活動などの社会参加が促進されたためであり、一定の成果を上げているものと思われる。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

3 いきいき高齢者地域活動支援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者の生きがいをづくり、健康づくり、仲間づくり、地域づくりを一層推進するため、山口県老人クラブ連合会の実施する相互支援活動等に対し助成を行うとともに、在宅高齢者の福祉の向上を図るため、市町が実施する単位老人クラブ及び市町老人クラブ連合会への補助事業に対して支援を行う。
- 事業内容：山口県老人クラブ連合会等への活動支援
 - －活動推進員の設置、高齢者相互支援事業の支援及び普及啓発
 - －市町老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動支援

- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	32,989	26,334	25,828
決算額	32,989	26,334	25,828

- 事業区分：継続事業（事業名を変更して継続）

- 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助 及び交付金	25,828	山口県老人クラブ連合会補助金、単位老人クラブ等活動費助成
合 計	25,828	

- 財源の内訳：国 1 / 2 県 1 / 2

- 根拠法令等：高齢者相互支援推進・啓発事業県費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続 (→以降は回答)

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令	1. 補助金交付要綱を確認 【意見あり】

等に違反するものはないか？	2. 補助金申請書を確認 3. 交付決定書を確認 4. 会計支出票を確認 5. 実績報告書を確認
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	1. 老人クラブの加入者数が減少している中で補助金を交付する意義があるか？ →予算規模を見直しながら費用対効果を加味している。 2. 老人クラブの存在意義がなくなっていないか？ →老人クラブへの加入者数は減少しているものの、老人クラブは高齢者の社会参加により心身の健康の保持増進を促進するためのさまざまな活動を行っており、地域において重要な役割を果たしている。【以下、意見あり】
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	1. 事業実績報告書入手 2. 一般財団法人山口県老人クラブ連合会へ往査（平成28年11月17日）

(3) 指摘事項及び意見

①老人クラブの意義について

(意見)

下表に示すとおり、山口県の老人クラブはクラブ数・会員数ともに減少傾向であり、これは全国的なトレンドと同様である。全国的に見ても山口県は総人口数の減少に歯止めがかかっておらず、さらに人口に占める高齢者割合も高まっている。このように老人クラブが活躍する環境下にはあるものの、会員数の減少が続き加入率が低下している。

「平成25年度中高年及び高齢者の社会参加に関する県民意識調査報告書」（山口県立大学/生涯現役社会づくり学会）によると、現在老人クラブに加入していない方を対象にしたアンケートにおいて、『加入したいと思わない』という回答が約6割と高く、そのうち加入しない理由においては『関心なし』が24.2%、『人間関係がわずらわしそう』が13.8%、高齢者だけのイメージが強すぎる』が13.1%となっている。

現在、老人クラブでは、地域の高齢者の見守りや声かけ、健康づくりや介護予防などの地域に根付いた活動を展開している。こうした活動を生かし、現在、老人クラブの活躍の場として地域包括ケアシステムの枠組みに入り、地域密着の生活支援や介護予防を他のボランティア団体等と協力して行うという取組も検討している。このため、会員拡大は重要

な課題であるといえる。

また、前記のアンケート結果が示すように、老人クラブ活動に関心のない高齢者をいかに振り向かせるか、多様なライフスタイルが当たり前となった現代において、高齢者が参加してみたいと思えるように活動の幅を広げるなどの工夫が必要である。

(参考) クラブ数及び会員数の推移

【山口県】

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
クラブ数	1,568	1,518	1,480	1,439
会員数	64,324 人	61,194 人	58,100 人	55,203 人

【全国】

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
クラブ数	110,701	107,997	105,532	データなし
会員数	6,499,958 人	6,269,200 人	6,061,681 人	データなし

②在宅福祉事業費補助金交付要綱について

(意見)

当該補助金交付要綱では、用語の定義として老人クラブ（単位老人クラブ）をおおむね 30 人以上で組織されるものとしている。一方で、県内の上関町や阿武町においては 30 人を下回る老人クラブも補助の対象としており、要綱上の定義と整合しないように見受けられる。

この点については、要綱との整合性から、今後の課題になってくるとと思われる。

4 地域包括ケアシステム構築推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を促進する。

- 事業内容：①地域包括ケア機能強化事業

- 市町等が開催する「地域ケア会議」への専門職・学識経験者の派遣や、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施。

- ②医療介護連携推進事業

- 「在宅医療・介護連携推進事業」を実施する市町の体制整備の支援や連携を担うコーディネーター等の資質向上を目的とした研修を実施。

- ③生活支援コーディネーター養成事業

地域の実情に応じた多様なサービス提供体制の整備や、サービスの開発等を行う「生活支援コーディネーター」の養成を目的とした研修を実施。

④介護予防総合推進事業

介護予防ケアマネジメント及びサービス提供従事者に対する資質向上研修の実施、住民による自主的な介護予防の取組の推進、生活援助や移動支援等の担い手養成研修の実施、介護予防の推進に資するリハビリ専門職の指導者育成事業等の実施。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	5,494
決算額	12,643

○ 委託料等執行状況

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	11,581	随意契約	一般社団法人山口県理学療法士会等

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	164	講師謝礼
旅費	151	講師旅費、職員旅費
一般需用費	415	消耗品等
役務費	143	通信料
委託料	11,581	地域包括ケア人材バンク事業委託料、各種研修会開催事業委託料
使用料及び 賃借料	29	会場使用料
償還金 及び割引料	160	過年度経費の国への償還金
合計	12,643	

- 財源の内訳：一般財源、国庫補助金及び地域医療介護総合確保基金
- 根拠法令等：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下、「医療介護総合確保促進法」という）、介護保険事業費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・事務処理手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・研修事業について、研修内容や参加人数・参加者アンケートを検討した。 ・地域包括支援センターの設置数の推移を検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・委託業務について、委託先選定の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①生活援助等人材育成研修事業（介護予防総合推進事業の細事業）について

本事業については、新しい総合事業への円滑な移行を進めるため、一定程度専門的な生活支援サービスや市町をまたぐ広域的な場合など、単独の市町だけでは対応が困難な状況に対して、生活援助等人材育成の支援を行うことを目的としている。

実施内容は以下のとおりである。

ア研修テーマ（介護職員初任者研修の内容に関連した形式で行う）

- ・生活援助に関して必要な知識（ホームヘルパー3級程度）を習得すること

イ実施回数

- ・講義及び演習5時間以上×1日（県内4箇所以上で開催）

ウ講師

- ・上記テーマに関する研修を適切に実施できる能力を有する者

エ参加人数

- ・計200人程度

オ参加対象者

- ・介護関連サービス事業所に従事する無資格者・福祉系資格を持たない者等
- ・NPO職員、ボランティア

- ・市町職員(傍聴)

(意見)

当初、参加人数は 200 人程度を予定していた。しかしながら、年度途中での補正予算による事業ということもあり、研修の企画・開催の準備期間が少なく、限られた期間での研修の周知ということもあり、参加人数は 118 人とどまった。上記の理由はあるにせよ、周知方法に問題はなかったかという観点から検証が必要である。

5 認知症高齢者総合支援推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：「認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域」を実現するため、理解促進や人材の育成、広域的支援・相談体制の構築を図り、総合的な支援を推進する。

- 事業内容：①理解促進事業

- ・「認知症高齢者を考える集い」の開催等認知症に関する啓発活動の実施
- ・認知症高齢者とその家族の生活で利用される地域の事業所への研修等
- ・県民を対象とした認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の養成・資質向上

- ②人材育成事業

- ・「認知症サポート医」等地域の連携推進役の養成・資質向上に向けた研修の開催
- ・「かかりつけ医」等を対象とした認知症対応力向上研修の開催

- ③広域的支援体制構築事業

- ・圏域内関係者による連携推進について検討する会議の開催
- ・高齢者虐待に係る弁護士等専門職派遣による市町への助言等

- ④広域的相談体制構築事業

- ・認知症を診断できる医師による広域的な巡回専門相談会等の開催
- ・介護経験者等による専門電話相談窓口「認知症コールセンター」の設置運用

- 予算額と決算額の推移（単位：千円）

区分	平成 27 年度
当初予算額	11,822

決算額	12,053
-----	--------

○ 委託料等執行状況

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	8,874	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 等

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	218	講師謝金
旅費	328	講師旅費、職員旅費
一般需用費	556	普及啓発用リーフレット印刷代、消耗品等
役務費	119	通信料
委託料	8,874	認知症コールセンター事業委託料、認知症理解 促進事業委託料、各種研修開催事業委託料
使用料及び 賃借料	104	会場使用料
負担金補助 及び交付金	884	研修受講料負担金
償還金利子 及び割引料	970	過年度経費の国への償還金
合計	12,053	

○財源の内訳：一般財源、国庫補助金及び地域医療介護総合確保基金

○根拠法令等：介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、認知症施策等総合支援事業要綱、認知症介護実践者等養成事業要綱、介護保険事業費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】	・事務処理手続きが、県の定める規則等

当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・認知症に関連する指標を検討し、有効性について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・認知症コールセンター事業委託業務について、委託先選定の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①認知症関連指標について

高齢者の増加に伴い、認知症の人の一層の増加が見込まれることから、「認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進している。

認知症に関する理解促進として、小・中学生をはじめとした幅広い年代層を対象として、認知症に関する知識の普及啓発を図り、特に「認知症予防月間(9月)」には、全県的な街頭キャンペーンや講演会の集中的な開催により、普及啓発の一層の促進を図っている。また、医療、介護、行政等関係職員に対して、認知症への対応力の向上のための研修等を行っている。

このような認知症施策の推進の中で、山口県はいくつか数値目標を設定している。

下表は、第五次やまぐち高齢者プランに基づく直近3年間の実績数値及び数値目標である。

指標(累計)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度 (目標値)
認知症サポーター養成数	64,816 人	76,047 人	89,057 人	105,000 人
キャラバン・メイト養成数	1,433 人	1,557 人	1,757 人	1,800 人
認知症サポート医養成数	36 人	41 人	56 人	64 人
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	438 人	479 人	547 人	900 人
認知症初期集中支援チーム設置市町数	1	1	3	19
認知症地域支援推進員設置市町数	4	2	14	19

※「認知症サポーター」とは認知症の人やその家族を地域で見守り支援する地域の住民

※「キャラバン・メイト」とは認知症サポーター養成講座の講師役
(意見)

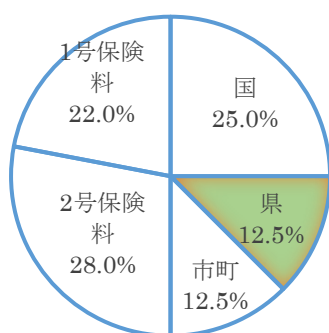
平成 29 年度目標値の達成に向けて、計画的に養成、設置が進められている。しかしながら、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数は、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標に基づき、全国的に同一の指標を使用しているが、平成 29 年度目標の達成が難しい状況であることから、次期計画における目標設定については再検討が必要である。

6 介護給付費負担金

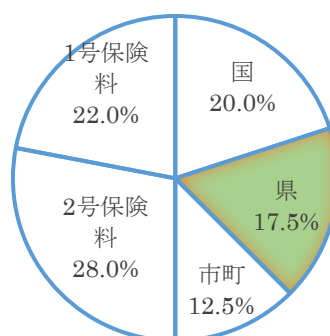
(1) 事業の概要

- 事業目的：介護保険法第 123 条第 1 項の規定に基づき、市町の介護給付費及び予防給付費に要する費用の 12.5%（施設等給付費については 17.5%）を負担する。
- 事業内容：

居宅給付費



施設等給付費



※「施設等給付費」とは、県が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。「居宅給付費」とは、「施設等給付費」以外の給付費。

- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	17,767,634	18,623,842	18,423,224
決算額	17,483,622	18,103,433	17,984,395

- 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び 交付金	17,984,395	市町の介護給付等に要 する費用の負担金
合 計	17,984,395	

○ 財源の内訳：全額一般財源

○ 根拠法令等：介護保険法第 123 条第 1 項

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	山口県介護給付費等負担金交付要綱に基づいて事務処理がなされているかどうかの検討を行った結果、合規性について問題がある事項はないと判断した。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	法令に基づく支出であるため、有効性は確保されていると判断した。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	法令に基づく支出であるため、経済性及び有効性は確保されていると判断した。

※当事業は国の方針に基づいて行われるものであり、山口県としての独自に行われる事業ではない。山口県は法令、要綱に従い、必要金額を山口県の各市町へ交付しているのみである。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

7 介護保険財政安定化基金繰出金

(1) 事業の概要

- 事業目的：市町の介護保険財政の安定的運営を図るため、介護保険法に基づき、県に設置している財政安定化基金に対し、所要の資金の繰出しを行う。
- 事業内容：市町の介護保険財政の安定化に資することを目的に設置されている「介護保険財政安定化基金」に、国・県・市町の拠出金等を繰入
- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	132,643	132,428	123,798
決算額	132,642	132,674	68,753

【平成 27 年度】

平成 27 年度は当初予算 123 百万円に対して決算額 68 百万円となっており、乖離が生じている。これは当初予算の算定段階において平成 26 年度の貸付額が確定していないことから、予算編成時における市町の貸付見込額により算定したためである。なお、平成 25 年度～27 年度については基金への繰出金はゼロであり、償還金や運用益のみ基金へ積み立てている状況である。

- 事業区分：継続事業
- 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
積立金	68,753	市町償還金及び運用益の積立金
合 計	68,753	

- 財源の内訳：財産運用収入及び貸付金元利収入
- 根拠法令等：介護保険法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	1. 山口県介護保険財政安定化基金条例第 4 条及び第 5 条を確認 2. 介護保険法 147 条を確認（財政安定化

	基金の設置) 3. 介護保険財政安定化基金の概要書を確認
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	1. 介護保険法に基づく法令規定の事業であり有効性については問題なし
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	1. 「山口県介護保険財政安定化基金の運用について」を入手し、運用方針の定めを確認した（意見あり）。

(3) 指摘事項及び意見

①基金の運用方針について

(意見)

山口県では「山口県介護保険財政安定化基金条例」第4条第2項において、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる」と規定している。これは地方自治法第241条第2項において「基金は、これを条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定していることに基づくものであり、預金以外の運用を認めることにより、現行の運用商品の多様性に可及的に対応することを目的としたものとする。

一方で、当該基金の運用は同条例第4条第1項に基づく預金と同条例第5条に基づく繰替運用で実施されているが、同条例第4条第2項の有価証券での運用試算を検討しておらず、結果として従前と同様の運用となる場合でも、有価証券での運用試算を検討するべきである。

また、平成26年度末基金残高は2,633,937千円であるが、平成27年4月1日（平成27年度）にそのうちの貸付金を除く2,492,782千円を一般会計の歳計現金として繰替運用に回されている。この点からも基金の運用が安易に預金及び繰替運用に限定されているかのように見られかねず、運用方針の見直しを検証するべきである。

8 介護保険利用者負担軽減対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：低所得で生計が困難である者等について、利用者負担を軽減することにより、所得の多寡に関わらない介護保険サービスの利用を促進する。
- 事業内容：以下の事業以外にも、「中山間地域等における加算に係る利用者負担軽減措置事業」があるが、平成27年度は実績がないため記載していない。
 - ①障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

ア障害者施策においてホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者が、65歳到達等により介護保険制度の適用を受けることになり、利用者負担が増大する。これらの制度移行措置対象者が、必要なサービスを継続的に利用できるよう利用者負担の助成を行うものである。

(ア) 対象者の要件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に65歳到達等で該当することとなった者

(イ) 利用者負担割合

0% (全額免除)

イ実施主体 市町

ウ負担割合

国：県：市町＝2分の1：4分の1：4分の1

②社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

ア社会福祉法人が、その社会的役割の一環として、生活が困難な低所得者（市町が特に必要と認めたもの）及び生活保護受給者を対象に利用者負担の軽減を行う場合に当該社会福祉法人が負担した費用の一部について助成を行うものである。

(ア) 対象者の要件

生活が困難な低所得者であると市町が特に認めたもの及び生活保護受給者

(イ) 利用者負担の軽減割合

介護費負担（1割負担）、食費居住費（滞在費・宿泊費）の25%軽減（高齢福祉年金受給者は50%軽減）ただし、生活保護受給者は利用者負担の全額

イ実施主体 市町

ウ負担割合

国：県：市町＝2分の1：4分の1：4分の1

社会福祉法人が利用者負担を肩代わりした総額（軽減総額）から本来受領すべき利用者負担総額の1%を超えた部分の2分の1について助成を行うものである（介護老人福祉施設については、10%を超える部分を全額助成する）。

③離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

ア社会福祉法人が離島等地域で提供する「訪問介護（予防を含む）」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の介護報酬には、特別地域加算が加算されており、この加算により利用者負担も増加する。低所得者がこのサービスを利用した場合の利用者負担の軽減を図るため、当該社会福祉法人が負担したその軽減費用の一部について助成を行うものである。

(ア) 対象者の要件

市町税本人非課税（生活保護受給世帯に属する者を除く）上記記載の①及び②の事業の軽減措置を受けている者は適用しない。

(イ) 利用者負担の軽減割合

10%の利用者負担を9%に軽減

イ実施主体 市町

ウ負担割合

国：県：市町＝2分の1：4分の1：4分の1

（補助対象経費：社会福祉法人が負担した費用の2分の1について市町から法人へ助成を行った額）

○ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	15,203	15,248	16,373
決算額	19,949	19,714	20,726

注1 各年度において、年度途中に増額補正を実施している。

2 決算額は、前年度事業に係る国庫償還金※（平成27年度：4,353千円、平成26年度：4,466千円、平成25年度：5,038千円）を含む。

※ 国庫償還金とは、厚生労働大臣が交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合に、その超える部分について、国庫に返還する補助金のことである。

○ 負担金、補助金及び交付金の推移

（単位：千円）

	決算額	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成27年度	16,373	介護保険利用者負担軽減事業費補助金	下関市他15市町
平成26年度	15,248	介護保険利用者負担軽減事業費補助金	下関市他16市町

平成 25 年度	14,911	介護保険利用者負担軽減事業費補助金	下関市他 16 市町
----------	--------	-------------------	------------

(国庫償還金は含まれない)

- 事業区分：継続事業

- 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び交付金	16,373	低所得者に対する利用者負担の軽減補助金
償還金利子及び交付金	4,353	過年度経費の国への償還金
合 計	20,726	

- 財源の内訳：一般財源

- 根拠法令等：「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成 12 年 5 月 1 日 老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知)

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> ・同事業は、山口県介護保険事業費補助金交付要綱に基づいて、市町より補助金の交付の申請及び実績報告がなされていることを確認した。 ・所管課が、それらの書類について審査していることを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	法令により地方公共団体の負担が決定され、法令の通りの事業を実施しており有効性について問題はないと判断する。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	事業実施は適時適切になされており、経済性及び効率性について問題はないものと判断する。

(3) 指摘事項及び意見

① 介護保険事業費補助金の交付申請書について

(指摘事項)

国の交付要綱上では補助対象経費より補助申請額は小さくなるが、市町の補助金交付申請書において、補助対象経費より補助申請額を大きく記載して申請したものがあり、申請額に基づき交付決定が行われていた。ただ、実績報告では正しい補助申請額を記載していたため、結果的には正しく精算されたが、県は、申請書審査において、補助対象経費と補助申請額については、適切に確認をすべきである。

9 低所得者保険料軽減負担金

(1) 事業の概要

- 事業目的：市町の介護保険事業運営の安定化を図る。
- 事業内容：介護保険法第 124 条の 2 の規定に基づき、市町が行う低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入金額の 1/4 を負担する。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	71,783
決算額	67,702

○ 事業区分：新規事業

○ 委託料等執行状況

負担金補助及び交付金

(単位：千円)

	決算額	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 27 年度	67,702	低所得者保険料軽減負担金	下関市 外 18 件

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳

負担金補助及び交付金	67,702	低所得者保険料軽減負担金
合 計	67,702	

- 財源の内訳：一般財源
- 根拠法令等：介護保険法第 124 条の 2

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・負担金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により「山口県介護給付費等負担金交付要綱」に基づいて行われていることを確かめた。 ・負担金の支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・担当者への質問および関係資料の閲覧により交付実績について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・負担金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

10 介護保険制度総合推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：保険者である市町が介護保険制度を円滑かつ安定的に運営するための支援を行い、持続可能性のある介護保険制度を確立していく。
- 事業内容：

県高齢者保健福祉推進会議の運営	・高齢者保健福祉施策推進に関する協議 ・介護保険の事業者・指定施設に係る重要案件についての意見聴取
-----------------	--

	・第五次やまぐち高齢者プランの進捗管理
要介護認定事務の円滑な実施の支援	・認定調査員新任・現任研修 ・介護認定審査会委員研修 ・主治医研修（県医師会委託）
介護給付適正化支援事業	・介護給付適正化中国・四国ブロック研修会の開催 ・福祉用具・住宅改修の適正化のため、研修の実施や相談窓口の設置。
介護保険苦情処理体制整備事業	・介護サービス利用者からの苦情の解決に当たるため、苦情処理委員を設置し体制整備を図る 県国民健康保険団体連合会に対する支援 ・苦情受付機関（県・市町・国保連）が苦情処理の要約を電算登録し、情報公開するデータベースの保守。
県介護人材確保対策協議会の運営（基金事業）	・介護従事者の確保・定着に向けた取組推進のための「介護人材確保対策協議会」の運営。 ・人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の構築に係る「認証評価制度検討作業部会」の運営。

○ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度
当初予算額	6,873
決算額	6,637

○ 委託料等執行状況

① 委託料等

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	1,749	随意契約	一般社団法人山口県医師会等

② 契約方法の合理性

契約は随意契約によっているが、介護保険制度の認定に関する研修等の委託業務である。業務の性質により医療関係者や電算システム業者等との契約が必要と考えられ、随意契約による委託先選定は妥当であると判断する。

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	1,007	講師謝金、委員謝金
旅費	284	講師旅費、委員旅費、職員旅費
一般需用費	340	消耗品等
役務費	74	通信料
委託料	1,749	主治医研修開催委託料、リスクマネジメントシステム運用業務委託料等
使用料及び賃借料	160	会場使用料
負担金補助金及び 交付金	2,738	介護保険に係る苦情処理体制整備支援 補助金
償還金利子及び 割引料	285	過年度経費の国への償還金
合 計	6,637	

○ 財源の内訳：一般財源、国庫補助金及び地域医療介護総合確保基金

○ 根拠法令等：医療介護総合確保促進法、介護保険事業費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	委託契約の締結、補助金の支出手続きについて規定に反する事項の有無を確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	委託業務の成果報告書、補助金の実績報告書を閲覧した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	事業の実施については経済性及び効率性の観点から検討した。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

11 地域支援事業交付金

(1) 事業の概要

- 事業目的：介護保険財政の安定的な運営のため、市町の地域支援事業に要する費用のうち、介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業については12.5%、包括的支援事業及び任意事業については19.5%を交付する。
- 事業内容：介護保険法第123条第3項及び第4項に基づき、市町の地域支援事業に要する費用の県負担分を交付する。
- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	432,959	425,801	577,410
決算額	435,157	420,908	518,255

【平成27年度の予算増要因】

平成27年度施行の改正介護保険法により、新たに追加される以下の取組を実施するために予算規模が増加された。

1. 在宅医療・介護連携推進
2. 認知症施策の推進
3. 生活支援サービスの体制整備
4. 地域ケア会議の推進

- 事業区分：継続事業

- 平成27年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成27年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び交付金	518,255	市町の地域支援事業に要する経費に対する交付金
合計	518,255	

- 財源の内訳：介護予防事業 国25% 県・市町各12.5% 1号保険22% 2号保険

28%

包括的支援事業 国 39% 県・市町各 19.5% 1号保険 22%

- 根拠法令等：介護保険法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	1. 地域支援事業交付金交付要綱を確認 2. 厚生労働省からの交付基本額（事前協議による費用調査額）内示資料を確認 3. 光市（サンプル）からの交付申請書を確認（要綱規定の負担率による算定） 4. 厚生労働省に対する事業実績報告を確認
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	各市町では当該交付金（国及び県）によって介護予防事業並びに包括的支援事業の実施が可能となり、交付金の使途として有効であったことを実績報告により確認した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	交付金の交付について、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

12 介護施設等整備促進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備に対する助成を行い、その整備促進を図る。また、介護施設等の円滑な開設のため、開設準備に要する経費について助成を行い、開設時から安定した質の高いサービスの提供を行う体制整備を支援する。

- 事業内容：①介護施設等整備事業

第五次やまぐち高齢者プランに基づき整備する施設等のうち、補助対象施設に対し、市町が行う補助を行う補助事業及び特別養護老人

ホームのプライバシー保護のための改修を行う事業等に助成する。

②開設準備経費助成事業

補助対象施設の開設に伴う開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費などに対し助成する。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	252,080
決算額	97,107

予算対決算額の乖離の理由について

当初予算決定時には、国による基金の負担が決定しておらず、県は単独で 252,080 千円の事業を実施する見込みであった。その後、国庫負担額が事業費の 2/3 と決定したことから、補正により予算を措置し、平成 27 年度補助金交付申請額は 740,387 千円となった。国の決定が遅れたことから、市町が行う公募による設置者の決定も遅れ、平成 27 年度中に完成見込であった工事が平成 28 年度へずれ込み、その結果、平成 27 年度執行額（事業完成補助金交付済額）が 97,107 千円となり、申請総額との差額である 643,147 千円（注 1）が翌年度へ繰り越され、平成 28 年度には全額交付される予定である。

平成 27 年度決算額の内訳は下記の通りである。

(単位：千円)

	交付決定額	平成 27 年度交付額	繰越額
介護施設等整備事業	545,907	—	545,907
開設準備経費助成事業	194,480	97,107	(注 1) 97,240
合 計	740,387	97,107	(注 1) 643,147

(注 1) 差額 133 千円は不要となった不交付分である。

○ 委託料等執行状況

委託料等の過年度推移

委託先なし

負担金、補助及び交付金

	決算額（千円）	負担金、交付金の 名称	交付先名称
平成 27 年度	97,107	介護施設等開設	社会福祉法人恩

		準備経費補助金	賜財団済生会支部山口県済生会外4件
--	--	---------	-------------------

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助 及び交付金	97, 107	介護施設等整備費助成、開設準備経費助成
合 計	97, 107	

○ 財源の内訳：「地域医療介護総合確保基金」 国 2/3 県 1/3

○ 根拠法令等：医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について（厚生労働省医政局長 厚生労働省老健局長 厚生労働省保険局長）
地域医療介護総合確保基金管理運営要領（厚生労働省）
山口県介護施設等整備補助金交付要綱
山口県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	補助金の申請から交付までの一連の業務は、上記根拠法令等に従って実施されているかどうかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	当該補助金を有効に活用することにより、介護サービス提供体制が整備され、サービス提供側の負担軽減に資するものとなっているかを確認した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	必要なところに必要な補助金が適正価額で交付されているかについて検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①実績報告書の提出遅延について

(指摘事項)

介護施設等整備事業については、全て平成 28 年度に完了することから、平成 27 年度監査では実績報告書が提出されているものはない。しかしながら、監査時において平成 28 年 6 月 4 日に完了している事業があったことから、当該事業 1 件について手続きが適切に実施されているかを監査した。交付要綱では完了後 20 日以内に報告をしなければならないとされているが、8 月 5 日に報告書が提出されていた。当該補助事業は 10 件採択されており、残り 9 件は今後完了する予定ではあるが、交付要綱通りに手続きがなされるよう、県は指導をされたい。

13 介護人材研修支援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：介護分野における多様な人材確保と合わせ、職員の専門研修受講によるキャリアアップや資質向上を支援し、介護職場における処遇改善や社会的評価の向上を図る。
- 事業内容：

項目	内容
働きやすい介護職場づくり支援事業	研修受講代替職員の雇用に対する補助
介護職員等医療的ケア研修事業	介護職員等がたんの吸引等の医療的ケアを行うために必要な研修の実施
訪問介護員資質向上等推進事業	訪問介護員の技術指導や訪問介護計画作成研修の実施
医療ニーズの高い利用者支援のための研修事業	介護支援専門員に対し、医療ニーズの高い利用者及びその家族を支援するための知識及び支援方法の習得のための研修の実施
介護職員等キャリアアップ・定着促進支援事業	介護事業所が職員の研修受講に際し負担する費用の助成や、管理者等を対象とした研修の実施 ・介護職員初任者研修支援事業 ・小規模介護事業所職員研修事業 ・アセッサー講習受講支援事業 ・新人職員に対するエルダー・メンター制度等の導入支援事業

	・管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業
--	--------------------------

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	14,245
決算額	17,279

・6月に補正予算が組まれている。

○ 委託料等執行状況

① 委託料等

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	12,187	単独随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 5 件 外 4 件

② 契約方法の合理性

業務委託契約のうち、決算額 1,000 千円以上の契約 4 件について契約方法の合理性を検討した。抽出した契約は、すべて単独随意契約である。単独随意契約の理由は「業者選定伺」によれば以下のア～エのとおりである。

ア. 介護職員初任者研修支援事業 (決算額 1,653 千円)

契約方法及び理由	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	(理由) 当事業は、福祉・介護関係施設との連携・調整を要する事業であるため、専門知識・経験が必要であり、競争入札に適さない。
選定業者及び理由	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	(理由) 福祉・介護関係の専門知識を有しており、県内の介護福祉関係施設等の連絡・調整業務にも優れたノウハウを発揮する唯一の団体である。

イ. アセッサー講習受講支援事業 (決算額 1,333 千円)

契約方法	随意契約	(理由) 当事業は、福祉・介護関係施設と
------	------	----------------------

及び理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	の連携・調整を要する事業であるため、専門知識・経験が必要であり、競争入札に適さない。
選定業者及び理由	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	(理由) 当会は、福祉・介護関係の専門知識を有しており、県内の介護福祉関係施設等の連絡・調整業務にも優れたノウハウを発揮する唯一の団体である。また、従来から社会福祉法第94条に基づく福祉マンパワー事業等を実施しており、当該事業と連携し、本事業を最も効率的かつ効果的に実施できるのは、当会以外にないため。

ウ. 介護職員等医療的ケア研修事業（特定の者対象）（決算額 1,622 千円）

契約方法及び理由	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(理由) (社) 山口県社会福祉協議会は、福祉関係の専門研修実施についてのノウハウを有し、本研修を円滑に実施できる県内唯一の団体である。
選定業者及び理由	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	(理由) 同上

エ. 介護職員等医療的ケア研修事業（不特定多数の者対象）（決算額 5,410 千円）

契約方法及び理由	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(理由) (社) 山口県社会福祉協議会は、福祉関係の専門研修実施についてのノウハウを有しており、本研修を円滑に実施できる県内唯一の団体である。
選定業者及び理由	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	(理由) 同上

上記ア～エについて当該事業を実施できる唯一の団体であるため、単独随意契約には合理性がある。

③ 負担金補助及び交付金

(単位：千円)

	決算額	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 27 年度	5,092	働きやすい介護職場づくり支援事業費補助金	(有)ホームケア彦島外8件

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
委託料	12,187	各種研修開催事業委託料
負担金補助及び交付金	5,092	研修受講代替職員雇用に係る助成
合計	17,279	

○ 財源の内訳：一般財源、地域医療介護総合確保基金

○ 根拠法令等：医療介護総合確保促進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none">・業務委託契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。・委託料の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により「山口県働きやすい介護職場づくり支援事業費補助金交付要綱」に基づいて行われていることを確かめた。・補助金の支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。

	た。
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者への質問および関係資料の閲覧により研修の実施状況について検討した。 ・担当者への質問および関係資料の閲覧により補助金の交付実績について検討した。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。 ・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

① 働きやすい介護職場づくり支援事業について

当該事業の実績及び当初想定は、以下のとおりである。

	代替職員数 (人)	対象延べ日数 (日)	交付額 (千円)
実績	29	1,630	5,092
当初想定	50	1,500	6,853

代替職員数は、当初想定よりも少なかったものの、一人あたりの平均日数が多かったため補助金交付の対象日数が多くなった。補助金額については、基本的には代替職員の給与の2分の1を交付するが、県が定めた代替職員の日給単価の上限 9,137 円を超える部分については補助金の対象外としている。補助金交付先の 9 法人が支給した代替職員の人件費総額は、10,192 千円であり、平均日給は、6,253 円であった。

(意見)

県は日給単価の上限金額を職種に関わらず 9,137 円と定めているが、職種によって日給の平均単価は異なっていることから、職種によって上限金額を設定することを検討する必要がある。

② 介護職員初任者研修支援事業について

当該事業は、介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者等）に「介護職員初任者研修」を受講させるために負担する受講料等に対し、支援（1人あたり最大5万円）を実施するものである。実施要領では助成人数を40人程度としていたが実績は30人（21事業者）であった。

(意見)

助成人数が当初見込よりも少なかった要因として、周知が十分でなかったことが一つの要因として考えられる。新規の事業については、十分に周知の徹底を図ることが必要である。

14 介護支援専門員養成事業

(1)事業の概要

- 事業目的：介護支援専門員の新規養成や現任の介護支援専門員に対する研修を実施し、資質の向上を図ることで、利用者の心身等の状況に応じた適切な介護サービスの提供につなげる。

- 事業内容：①介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務研修を行うに際し、事前に介護保険制度、要介護認定、介護サービス計画等に関する必要な基礎的知識等を有していることを確認するための試験を実施する。

- ②介護支援専門員現任研修の実施

介護支援専門員実務研修修了者のうち、実務に携わっている者に対して、基礎・専門研修を実施する。

※県介護支援専門員協会、県社会福祉協議会を指定研修実施機関とする。

- ③介護支援専門員更新研修の実施

介護支援専門員資格の更新に必要な更新研修(義務)を実施する。

※県社会福祉協議会を指定研修実施機関とする。

- ④介護支援専門員名簿管理

介護支援専門員名簿管理システムを運用し、介護支援専門員証の交付等を行う。

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	9,972	10,057	11,909
決算額	8,932	8,478	11,122

- 委託料等執行状況

- ① 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	2,300	随意契約	(公財) 社会福祉振興・試験センター 外 7 件
平成 26 年度	2,290	随意契約	(公財) 社会福祉振興・試験センター 外 3 件
平成 25 年度	2,726	随意契約	(公財) 社会福祉振興・試験センター 外 6 件

② 負担金補助及び交付金の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 27 年度	4,267	介護支援専門員実務従 事者基礎研修	山口県介護支援専門員協 会 外 2 件
平成 26 年度	2,547	介護支援専門員実務従 事者基礎研修	山口県介護支援専門員協 会 外 1 件
平成 25 年度	2,547	介護支援専門員実務従 事者基礎研修	山口県介護支援専門員協 会 外 1 件

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
共済費	18	日々雇用職員共済費
賃金	1,165	日々雇用職員賃金
報償費	349	委員謝金
旅費	527	委員旅費、職員旅費
一般需用費	1,525	受験案内印刷代、消耗品等
役務費	223	通信料
委託料	2,300	試験問題作成業務委託、試験データ入力業務委 託、試験会場警備業務委託等
使用料及び 賃借料	332	会場使用料
備品購入費	57	事務用品購入
負担金補助	4,267	現任研修開催経費補助、更新研修開催経費補助

及び交付金		
償還金 利子及び割引料	359	過年度経費の国への償還金
合計	11,122	

○ 財源の内訳：一般財源、地域医療介護総合確保基金

○ 根拠法令等：介護保険法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性 について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	補助金交付申請、支払手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【 有効性 について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	山口県介護支援専門員資質向上事業補助金の有効性について検討した。
③【 経済性、効率性 について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	伺い文書や資料等を閲覧し経済性、効率性が確保されているかどうかについて検討を行った。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

15 軽費老人ホーム運営費補助

(1) 事業の概要

- 事業目的：軽費老人ホームの運営上に要する費用の一部を補助することにより、低額な料金での施設利用を可能とし、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。
- 事業内容：軽費老人ホームの運営は、入所者本人から徴収する利用料によって賄われる。利用料には、生活費とサービスの提供に要する費用（事務費）があり、生活費については全額入所者本人から徴収するが、サービスの提供に要する費用（事務費）については、入所者本人の対象収入に応じて減免することとされている。当該補助金は、基盤の脆弱な社会福祉法人を支援する観点から、この減免部分の補填として県が交付するものであ

る。

軽費老人ホーム事業費			
入所者負担		県補助分	
居住に要する費用（管理費） ※A型はなし （家賃相当）	生活費 （食事代・光熱水費等）	サービス提供に要する費用（事務費） （人件費・管理費）	
全額入所者負担	全額入所者負担	入所者負担	県補助分 ※1

※1 入所者の所得に応じて補助額は異なる

- 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	953,159	928,082	949,582
決算額	873,990	893,967	910,676

- 事業区分：継続事業

- 平成 27 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助金及び負担金	910,676	軽費老人ホームの事務費に対する運営費補助
合計	910,676	

- 財源の内訳：一般財源

- 根拠法令等：軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

- (2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱等に照らして、補助金の支出が適切になされているかどうかを検討した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、そ	軽費老人ホームの施設において、利用者負担額が減免されている。したがって当事業

の効果が認められるか？	の目的である低額な料金での施設の利用という目的は、有効に達せられていると判断する。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱等に照らして、補助金額が適切に算定されているかどうかを検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①補助金にて取得した資産の管理について

(意見)

山口県補助金等交付規則第 18 条によると、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない」となっているが、県は各施設が補助金にて購入した資産の取得年月日等を把握していない。補助金にて購入した資産について県は把握し、規則第 18 条に該当していないことを確認する手続きが必要である。

②補助対象経費のうち積立預金支出の妥当性の検討について

(意見)

軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱において、補助対象経費には、積立預金積立支出が含まれている。軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の別表（第 3 条 2 項関係）においては、「弾力運用通知に基づき、人件費、修繕及び備品等購入（施設の運営事務に用いるものに限る）を目的として積み立てる積立金に係る積立預金積立支出が対象」となっている。

なお、軽費老人ホームの運営費の弾力運用の上では、「使用計画を作成の上、「人件費積立金」、「施設整備等積立金」に積立することは出来る。」と規定されている。

補助金額は、「山口県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」にて算定される事務費基準額と事務費の実支出額を比較し、いずれか少ない方の額から利用者から徴収した事務費実徴収額を控除して得た額となっている。

補助金の額に影響する積立預金の額が適正であることを確認するために、弾力運用の要件である使用計画等、積立金額の金額及び用途が妥当であることを証する書類をもって補助金を決定すべきである。また、積立預金取崩額は、補助対象経費から差し引かれる。したがって、積立預金取崩額は補助金が減少する要因となる場合がある。弾力運用通知において作成が求められている使用計画に従った支出になっていることの確認も合わせて実施する必要がある。

③補助対象経費のうち固定資産支出の妥当性の検討について

(意見)

固定資産取得支出について当補助金の補助対象経費となっているが、別表（第3条2項関係）の注7において、「補助金の対象は器具及び備品の購入に限る」となっている。しかしながら、補助金交付内訳書において、補助金算定上の事務費対象経費の中に「建物取得」となっているものや物件名から建物支出に該当するのではないかと推察される項目があった。補助金の算定に影響する事務費対象経費かどうかを明確し、必要に応じて追加的な資料の提出を求めるべきである。

16 介護実習普及センター運営事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者介護対策推進の拠点として、介護実習等を通じた県民への介護知識・技術や福祉用具等の普及、介護に関する広報啓発及び介護を担うマンパワーの資質向上を図る。
- 事業内容：山口県セミナーパーク内に設置された介護実習普及センターの運営を委託している。介護実習普及センターの事業内容は以下のとおりである。

項目	内容
介護意識啓発事業	介護意識を高めるための広報・啓発活動を行う。
県民介護研修事業	○介護入門講座 福祉の理解、介護意識の醸成を図る。 ○介護技術専門講座 介護の基礎知識、応用技術の習得を図る。 ○巡回介護講座 地域に出張し、体験学習等を通じて、介護の基礎知識や技術、福祉用具等の理解を図る。
情報提供事業	介護に関する多様な情報提供を行う。

- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	18,798	19,383	19,345
決算額	18,489	18,796	19,166

- 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	19,166	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会
平成 26 年度	18,796	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会
平成 25 年度	18,489	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会

② 契約方法の合理性

随意契約の理由は、「業者選定伺」によると以下のとおりである。

契約方法及び理由	単独随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	(理由) 当事業は、県内全域にわたって、関係機関・団体と密接な連携をとり、相談体制の整備及び介護に関する各種研修を一元的に実施できる専門的知識・経験が必要であり、競争入札に適さない。
選定業者及び理由	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	(理由) 当団体は、福祉・介護関係の相談事業や専門研修実施についてのノウハウを持っており、県内全域の県民各層に対する相談体制の整備や、講義・実技一体となった専門的な研修を実施できる唯一の団体である。

当該事業を実施できる唯一の団体であり、単独随意契約には合理性がある。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
委託料	19,166	山口県介護実習普及センターの運営委託料
合計	19,166	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・業務委託契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・委託料の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・担当者への質問および関係資料の閲覧により研修の実施状況について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①最新の日程表をホームページに掲載することについて

研修および相談の実績は以下のとおりである。

○県民介護研修事業（介護に関する講座）

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護入門講座	回数	24	35	35
	参加人数	768	925	927
介護技術専門講座	回数	18	18	18
	参加人数	404	358	327
巡回介護講座	回数	3	7	7
	参加人数	87	298	162
合計	回数	45	60	60
	参加人数	1,259	1,581	1,416

○情報提供事業（介護機器や住宅改修の相談）

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護に関する相談	件数	18	51	75
福祉用具・住宅改修に関する相談	件数	5	28	27
合計	件数	23	79	102

県民介護研修事業については、3つの講座を合計すると参加人数は概ね増加しているが、介護技術専門講座の参加人数は減少している。

介護実習普及センターについては、委託先の山口県社会福祉協議会のホームページに、「介護に関する講座」の概要と「介護機器や住宅改修の相談」の案内が掲載されているが、往査日現在（平成28年9月1日）において、介護技術専門講座の平成26年度日程表がPDFファイルで掲載されていた。

（意見）

介護技術専門講座については、往査日現在（平成28年9月1日）において平成26年度の日程表が掲載されていた。日程表は講座の日時・会場・研修内容が記載されているものであり、県民が当該講座への参加について検討できるように、委託業者は最新の日程表をホームページに掲載すべきである。特に、当該講座は参加人数が減少傾向にあるためPRが必要であり、また県としても委託業者が運営しているホームページを確認することが必要である。

17 老人福祉施設整備費補助事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：市町、社会福祉法人及び医療法人が行う老人福祉施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、介護及び福祉サービスの提供体制の充実を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。
- 事業内容：県が事業者に対し、老人福祉施設等の整備に要する費用の一部を補助する。
 - ・「やまぐち高齢者プラン」におけるサービス提供量等を踏まえ、計画的に整備を推進する。
 - ・老朽化施設の改築整備により、入所者の安全確保と居住環境の改善を図る。
 - ・整備要望施設の緊急性・優先性を十分検討し、優先順位をつける。

・ 老人福祉施設整備について

以下は各圏域毎に施設利用見込者数と必要入所定員総数等を表にしたものである。

（単位：人）

区分		計画前（平成26年度）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
岩国圏域	利用見込者数	847	844	847	851	952
	必要入所定員	860	860	860	860	

	総数等					
柳井圏域	利用見込者数	612	622	619	615	656
	必要入所定員 総数等	596	600	600	600	
周南圏域	利用見込者数	1,042	1,141	1,187	1,184	1,275
	必要入所定員 総数等	1,067	1,136	1,191	1,191	
山口・防 府圏域	利用見込者数	1,307	1,477	1,481	1,510	1,866
	必要入所定員 総数等	1,367	1,477	1,481	1,524	
宇部・小 野田圏域	利用見込者数	1,242	1,280	1,367	1,396	1,610
	必要入所定員 総数等	1,270	1,310	1,397	1,426	
下関圏域	利用見込者数	1,331	1,456	1,523	1,581	1,632
	必要入所定員 総数等	1,353	1,456	1,523	1,581	
長門圏域	利用見込者数	336	336	354	354	354
	必要入所定員 総数等	340	340	359	359	
萩圏域	利用見込者数	494	495	497	599	652
	必要入所定員 総数等	500	500	500	609	
県計	利用見込者数	7,211	7,651	7,875	8,090	8,997
	必要入所定員 総数等	7,353	7,679	7,911	8,150	

(出典：第五次やまぐち高齢者プラン)

▶ 老人福祉施設の整備方針について

- ①各市町及び各保健福祉圏域における必要性、緊急性やバランス等を考慮し、計画的に整備する。
- ②老朽化施設の改築については、建築後の経過年数や老朽度等を勘案し、予算の範囲内で必要と認められるものを整備する。
- ③創設及び増築については、「第五次やまぐち高齢者プラン」の整備目標の達成に向けて、計画的に整備を推進する。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	517,800	589,200	353,880
決算額	※1 719,035	389,520	※2 72,000

※1 年度途中増額補正あり

※2 年度途中増額補正あり 次年度繰越額 448,140 千円

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助 及び交付金	72,000	社会福祉法人等の老人福祉施設等に係る整備費 補助
合 計	72,000	

○財源の内訳：一般財源

○根拠法令等：老人福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 法規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・ 補助金交付申請、支払手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・ 「第五次やまぐち高齢者プラン」(平成 27 年度～平成 29 年度) の整備計画に基づき、老人福祉施設が計画的に整備されているか確認した。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・ 工事の発注に際して、入札手続き等の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

18 高齢者福祉推進事業費

(1) 事業の概要

- 事業目的：「老人の日」記念事業としての祝状等の贈呈や、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発を通じて、高齢者福祉についての関心と理解を深める。
- 事業内容：県内百歳高齢者への祝状等の贈呈や、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発活動を実施する。
- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	1,957	848	758
決算額	1,794	652	691

【決算額の推移】

平成 25 年度は高齢者実態調査の委託料が約 1,000 千円含まれているため、直近 2 年度に比して決算額が膨らんでいる。

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	101	随意契約	山口県社会福祉協議会
平成 26 年度	112	随意契約	山口県社会福祉協議会
平成 25 年度	1,050	随意契約	山口県立大学
	139	随意契約	山口県社会福祉協議会

② 契約方法の合理性

山口県社会福祉協議会は、ボランティア活動の振興事業を幅広く実施しており、ボランティア等の当該事業に必要なキーパーソンとなる人とのネットワークを有している。また、市町段階の取組で中心的な役割を担っている市町社会福祉協議会と緊密なネットワークを有し、円滑な事業実施が可能である。以上のおり、山口県社会福祉協議会との随意契約には合理性がある。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	495	記念品料
旅費	10	職員旅費
一般需用費	76	消耗品等
委託料	101	ふれあい・いきいきサロン 普及啓発業務委託料
負担金補助及び交付金	9	研修受講料負担金
合 計	691	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：老人福祉法第 5 条第 3 項

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	1. 執行伺（随意契約）の確認 2. 委託契約書の確認 3. 実績報告書の確認 業務完了日：3月17日 4. 百歳以上高齢者への祝状・記念品見積内訳書を確認
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	必要性（金額的重要性）に鑑みて山口県社会福祉協議会へ往査
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	同上

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

19 介護保険審査会運営事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：介護保険に関する市町の処分に対し、不服を持つ被保険者の権利・利益を簡易迅速に救済する。
- 事業内容：介護保険法第 184 条の規定により、各都道府県に介護保険審査会が設置される。介護保険審査会は、地方自治法上は都道府県知事の附属機関に属しているが、準司法的な機能を有し、独立して職権を行う行政機関であり、都道府県知事の指揮等は受けない。合議体での審査請求事件を取扱い、裁決を行う。
- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	2,118	1,358	1,345
決算額	258	511	128

審査請求があった場合の委員の謝金等から構成されている。

- 事業区分：継続事業
- 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
旅 費	113	職員旅費
一般需用費	15	消耗品等
合 計	128	

- 財源の内訳：一般財源
- 根拠法令等：介護保険法、地方自治法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令	介護保険法、山口県介護保険審査会要綱に準拠していることを確認した。

等に違反するものはないか？	
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	法令により設置が求められている審査会である。委員等の独立性に問題がある点は認められず、有効性は確保されている。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	法令により設置が求められている審査会である。介護保険に関する市町の処分に関する審査請求である。なお、委員に対する謝金及び旅費は、県規程に基づいて支給されており経済性及び効率性は確保されている。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

20 介護サービス事業者指導支援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：事業者に対し、法令順守と適正なサービスの提供について指導することで、要介護（要支援）者の安心したサービス利用につなげる。
- 事業内容：介護サービス事業者の指定・指導
- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	1,557	1,466	1,333
決算額	1,742	3,614	1,276

【平成 26 年度決算額の増加要因】

山口県の事業所登録異動管理システムが大幅改修（介護保険制度改正に伴う）を要したことから、委託料（山口県国民健康保険団体連合会への委託後の専門業者への再委託）が例年に比べて多額となった。

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	648	随意契約	山口県国民健康保険団体連合会

平成 26 年度	2,644	随意契約	山口県国民健康保険団体連合会
平成 25 年度	1,068	随意契約	山口県国民健康保険団体連合会

② 契約方法の合理性

山口県国民健康保険団体連合会との間でデータ連係が不可欠であり、国保連システムと同一システムを導入していることからすると選定業者は限定され、競争入札に適さないため、随意契約には合理性がある。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
旅費	410	職員旅費
一般需用費	31	消耗品等
役務費	94	通信料
委託料	648	事業所登録異動管理システム保守業務 委託
使用料及び賃借料	93	集団指導に係る会場使用料等
合 計	1,276	

○ 財源の内訳：県費

○ 根拠法令等：介護保険法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	1. 委託契約の執行伺を確認（契約方法及び理由） 2. 再委託願いの確認 3. 再委託の承認確認 4. 成果報告書の確認 →事業所登録異動管理システム保守業務完了について（報告）という 1 枚を入手しているのみ。

<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>1. 指定事業者指導事務について、実地指導は事前通知のもとに行われているが、ケースによっては抜き打ち検査も可能とするべきではないか？（質問） → 平成28年3月30日付け国局長通知を受け、平成28年6月6日付けで県要綱を改正し、事前通告なしに実地指導できるように対応済。 なお、監査は従前から事前通告なしの実施が可能。（※参照）</p>
<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>1. 平成27年4月1日現在、約1,000の対象事所数があるが、何年サイクルで実地指導を行うのか？（質問） →介護保険施設等指導重点事項に基づき3～4年サイクルで必ず実施する（健康福祉センターの人員で実施）。</p>

※ 介護保険事業者への指導監督について

介護保険事業者への指導・監督としては、運営や報酬請求の指導を行う実地指導と行政処分を前提とした監査がある。監査については、従前から抜き打ち（事前通知なし）で実施可能であった。運営指導において、虐待や身体拘束が伺える場合があることから、国は平成28年3月末に、そのような場合に限って事前通知なしの実地指導が行えることを示し、これに基づき本県でも、介護保険施設等指導監査実施要綱を改正し、事前通知がなくとも実地指導が可能となるよう対応している。

また、事前通知なしの実地指導・監査の実効性を高めるため、マニュアルとして、点検項目や根拠法令を明記した点検表を作成している。実地指導や監査は、客観的証拠となる書類確認を中心に、職員等からのヒアリングも交えて、効果的に実施している。

さらに、介護事業者自体のガバナンス機能を高めることが出来るように、県では、適宜、文書を発出して事業者を指導する他、事業者を集めた集団指導や虐待・身体拘束防止研修の実施、事業者に毎年チェック項目を点検させる自己点検を求める等、未然防止に努めている。

(3) 指摘事項及び意見

①成果報告書の確認について

(意見)

本事業においては、委任に基づく委託契約により委任者である県は、受任者より業務完了後に「事業所登録異動管理システム保守業務完了について（報告）」を入手している。

この業務完了報告書は、単に契約に定める業務を完了したことを報告する旨が一文記載されているのみであり、『成果』等の具体的内容は記載がないものとなっている。本契約は第 5 条で成果報告書の提出を求めているが、受任者から第三者へ再委託されており、詳細な報告書は再委託者（受任者）の許にあるとのことである。しかし委託者（県）としても委託金額に見合った業務が行われているか否かを確認する必要はあり、詳細な成果報告書を提出させることが望ましい。

21 介護保険制度推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者保健福祉及び介護保険制度の円滑な実施を図り、市町(保険者)の安定的な保険運営を支援するため、介護保険制度に係る市町に対する助言等を行うとともに、介護保険情報提供サイトの運営及び介護保険法に基づく介護サービス情報の公表制度の円滑な運営を行う。
- 事業内容：①全国共通システムを活用して介護保険事業の実施状況を厚生労働省に毎月報告することで、今後の介護保険制度の円滑な運営に資するための基礎資料を得る。
②市町や事業者等を対象として、国からの通知等を掲載して広く情報提供を行うための介護保険情報提供サイト「かいごへるぷやまぐち」の運営等を行う。
③介護保険法に基づく介護サービス情報の公表制度の円滑な運営を行う。

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	4,879	3,776	3,616
決算額	4,535	3,452	4,684

- 委託料等執行状況

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	1,118	随意契約	(有)シーフロント 外 1 件
平成 26 年度	1,172	随意契約	(有)シーフロント 外 1 件
平成 25 年度	2,376	随意契約	(有)シーフロント 外 1 件

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
共済費	281	22 条職員共済費、日々雇用職員共済費
賃金	2,908	22 条職員賃金、日々雇用職員賃金
旅費	264	職員旅費
委託料	1,118	ホームページ更新業務委託料、介護保 険事業状況報告システム保守委託料
使用料及び 賃貸料	20	高速道路使用料
償還金利子 及び割引料	93	過年度経費の国への償還金
合計	4,684	

○財源の内訳：一般財源

○根拠法令等：介護保険法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 法規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令 等に違反するものはないか？	・事務処理手続きが、県の定める規則等 に基づいて行われていることを確かめ た。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、そ の効果が認められるか？	介護保険情報総合サイト「かいごへるぷ やまぐち」の利用状況等の有効性につい て確認した。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経 済性、効率性を発揮しているか？	介護保険情報総合サイト「かいごへるぷ やまぐち」の更新委託業務について、経 済性・効率性が発揮されているか確認し た。

(3) 指摘事項及び意見

①介護保険情報総合サイト「かいごへるぷやまぐち」の更新委託業務に関して

介護保険情報総合サイト「かいごへるぷやまぐち」の更新委託業務について、仕様書によると更新業務の内容は、下記の通りの記載がある。

- ア 介護保険事業者情報(施設マップ)
- イ 介護支援専門員受験案内
- ウ 介護支援専門員試験結果
- エ 事業者指導案内及び指導資料
- オ 統計情報の更新
- カ 大会・フォーラム等開催案内及び結果報告
- キ 指定申請様式等
- ク 関係省令・関係通知

契約内容を見ると、県は介護保険情報総合サイト「かいごへるぷやまぐち」に関する包括的な更新、保守等を業務委託している。受託者は業務が完了すると、業務完了報告書を年に2回、上期は9月末日、下期は3月末日までに提出するようになっている。また、業務完了報告書には、定例外作業の作業日と作業内容が記載されている。

平成27年度の作業日は、定例の機器保守、ソフト保守の他、定例外として上期の作業日、延べ9日間、下期の作業日、延べ6日間となっている。

過去3年間の委託料と定例外作業の作業日を表にしたものが、下記の通りである。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委託料	756,000	777,600	777,600
定例外作業日(年間)	24日	11日	15日

※見積書では、定例外作業の作業日見込が12日となっている。

(意見)

作業内容の記載を見ると、障害対応、プログラム変更、バナー広告掲載切替等の業務となっている。

この2年間については委託料が同額となっているが、県では情報システム・情報化事業については、県のIT投資全体の最適化を図るため、第三者機関による情報システムの内容や事業内容の精査等を行っている。当事業についても平成27年度の委託料について見積額に基づく検証が行われており問題はないと判断されている。

ただし、業務完了報告書上では、定例の機器保守、ソフト保守の内容が記載されておらず、定例外の作業日のみの記載となっている。このため、どの程度の時間を費やす作業なのかがわからず、実績と対比して委託額が妥当なものかどうかの判断ができないため、内容が確認できる具体的な成果報告書を提出させることが望ましい。

22 財政的援助団体名：社会福祉法人 博愛会 山口温泉ホーム

(1) 法人基本情報

所在地	山口市黒川 3383			代表者	施設長 藤井 克彦
電話番号	083-921 -1618	ファック ス番号	083-932 -5370	ホーム ページ	http://www.hakuaikai-yamaguchi.jp/
設立年月日	平成 3 年 4 月 1 日 開設	県出資額 (割合)	無	県所管 部課	健康福祉部 長寿社会 課
設立目的 (定款等)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。山口温泉ホームは、自宅での生活に不安のある 60 歳以上の方に、個人の生活を大切に、安心して生活を続けていただくことを目的とした施設である。				

(2) 主な事業内容（基幹的な 3 事業）

事業名	事業内容	事業費（単位：千円）		
		25 年度	26 年度	27 年度
介護保険事業	指定介護老人福祉施設の運営	2,899,077	2,898,791	2,851,833
老人福祉事業	特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の運営	667,474	684,622	683,842
生活保護事業	生活保護法による施設の運営	216,871	218,855	210,770

- ① 県から補助金、交付金、負担金等の財政的援助を受けている事業について
- ・軽費老人ホーム運営費補助金 軽費老人ホーム利用料の減免経費に対する補助を受けている

(3) 経営の状況

① 貸借対照表

(単位：千円)

		25 年度	26 年度	27 年度
資産	流動資産	1,292,868	1,246,821	1,316,055
	固定資産	7,856,442	7,769,063	7,698,733
	うち基本財産	4,768,414	4,570,668	4,338,381
	資産合計	9,149,311	9,015,885	9,014,789

負債	流動負債	364,503	196,831	197,160
	固定負債	648,091	591,812	543,562
	うち長期借入金（設備資金借入金）	394,000	323,800	253,600
	負債合計	1,012,594	788,643	740,723
純資産の部	基本金	2,332,256	2,332,256	2,332,256
	国庫補助金等特別積立金	1,621,883	1,519,525	1,418,270
	その他の積立金等	1,621,532	1,832,125	2,011,666
	純資産の部合計	8,136,716	8,227,242	8,274,065

平成26年度決算において、流動負債が167,672千円減少しているのは、前年度末に計上されていた未払金87,885千円の支払いと1年以内返済予定長期運営資金借入金50,000千円を返済したためである。

② 資金収支計算書

(単位：千円)

	25年度	26年度	27年度
事業活動による収入	3,920,707	3,917,505	3,863,489
施設設備等による収入	51,350	1,350	482
その他の活動による収入	72,758	27,991	55,317
収入合計	4,044,815	3,946,846	3,919,288
事業活動による支出	3,471,545	3,465,060	3,448,291
施設設備等による支出	409,652	115,532	127,257
その他の活動による支出	265,654	306,259	273,970
支出合計	4,146,851	3,886,851	3,849,518
当期収支差額	△102,036	△59,995	△69,769

③ 主な経営指標

(%)

	25年度	26年度	27年度
〈短期安定性〉流動比率	354.7	633.4	667.5
〈長期安定性〉純資産比率	88.9	91.3	91.8
〈コスト合理性〉人件費率	64.5	64.3	65.7
〈コスト合理性〉委託比率	0	0	0
〈長期安定性〉固定長期適合率	89.4	88.1	87.3
〈収益性〉経常増減差額率	4.5	4.9	3.8
〈借入の割合〉サービス活動収益対運営資金借入金比率	1.3	0	0

〈コスト合理性〉労働分配率	87.8	87.1	73.8
---------------	------	------	------

- 平成 26 年度決算において、流動負債が 167,672 千円減少しているのは、前年度末に計上されていた未払金 87,885 千円の支払いと 1 年以内返済予定長期運営資金借入金 50,000 千円を返済したため、流動比率が改善されている。

④ 県の財政的関与 (単位：千円)

	25 年度	26 年度	27 年度
委託費	—	—	—
補助金	159,467	118,523	228,505
負担金	—	—	—
補助金等合計	159,467	118,523	228,505
総収入に対する補助金等割合 (%)	3.94	3.00	5.83
単年度貸付額	—	—	—
年度末貸付金残高	—	—	—
損失補償 (債務保証) 残高	—	—	—

補助金について、軽費老人ホーム利用料の減免経費に対する補助金額は、毎年 100,000 千円強でほぼ一定であるが、施設整備に対する補助金が平成 25 年度 48,405 千円、平成 27 年度 106,920 千円あったためである。

(4) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に従って補助金が交付されているかどうかについて検討を行った。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	軽費老人ホームの入所者本人徴収利用料が山口県軽費老人ホーム利用料等取扱基準に従って本人徴収額が減免されているかどうかについて検討を行った。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に従って補助金の対象となる経費に対して補助がなされているかどうかについて検討を行った。

(5) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

23 財政的援助団体名：社会福祉法人 恒和会 ケアハウスゆうわ苑

(1) 法人基本情報

所在地	山口県柳井市伊保庄字近長浜1番4号			代表者	中村雅彦
電話番号	0820 - 27 - 6001	ファックス番号	0820 - 27 - 0800	ホームページ	http://www.yuwaen.net
設立年月日	平成11年3月10日	県出資額(割合)	—	県所管部課	健康福祉部長寿社会課
設立目的(定款等)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。				

(2) 主な事業内容

事業名	事業内容	事業費(単位：千円)		
		25年度	26年度	27年度
第一種・第二種社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none">・軽費老人ホーム・特別養護老人ホーム・老人デイサービス事業・老人介護支援センター・認知症対応型老人共同生活援助事業・介護老人保健施設・小規模多機能型居宅介護事業・老人居宅介護等事業・老人短期入所事業・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業	159,025	161,347	150,837

(注1) 平成25年度の事業費は、事業活動収支計算書の事業費支出の金額。利用者負担軽減費2,929千円が含まれている。

(注2) 平成26年度の事業費は、事業活動収支計算書の事業費支出の金額。利用者負

担軽減費 3,094 千円が含まれている。

(注 3)平成 27 年度の事業費は、事業活動計算書の事業費の額。利用者負担軽減額 3,409 千円は含まれていない(別途計上)。

① 県から補助金、交付金、負担金等の財政的援助を受けている事業について

県からの補助金等の状況は以下のとおりである。(単位：千円)

	25 年度	26 年度	27 年度
軽費老人ホーム運営費補助	14,399	12,971	14,601
施設整備借入金利息補助	627	530	434
結核予防レントゲン	54	49	50

(3) 経営の状況

① 貸借対照表

(単位：千円)

		25 年度	26 年度	27 年度
資産	流動資産	374,033	396,571	451,525
	固定資産	1,969,827	1,904,988	1,896,080
	うち基本財産	1,786,335	1,706,984	1,687,486
	資産合計	2,343,860	2,301,559	2,347,606
負債	流動負債	82,366	60,262	190,349
	固定負債	1,073,779	980,780	827,274
	うち長期借入金	1,033,012	936,269	773,601
	負債合計	1,156,145	1,041,042	1,017,623
純資産	基本金	123,690	123,690	123,690
	国庫補助金等特別積立金	604,172	582,403	621,263
	次期繰越活動増減差額	459,851	554,423	585,028
	純資産合計	1,187,714	1,260,517	1,329,982

平成 27 年度に流動負債が増加しているが、主な要因は以下のとおりである。

ア：その他の未払金が 44,688 千円増加している。これは「サポートセンタータリア」の建設代金の未払金を計上したことによるものである。「サポートセンタータリア」は、地域交流や健康づくりの拠点として開設されたものである。

イ：1 年以内返済予定設備資金借入金が 81,334 千円増加している。これは固定負債に計上されている設備資金借入金のうち 1 年以内に返済が予定されるものを流動負債に振替えたことによるものである。

② 資金収支計算書

(単位：千円)

	25年度	26年度		27年度
経常収入	1,041,758	1,068,413	事業活動収入	1,067,047
経常支出	883,227	894,407	事業活動支出	908,406
施設整備等収入	—	6,711	施設設備等収入	31,031
施設整備等支出	33,108	34,735	施設整備等支出	156,343
財務収入	1,031	1,031	その他の活動収入	4,289
財務支出	106,152	111,743	その他の活動支出	28,579
当期資金収支差額	20,301	35,269	当期資金収支差額	9,039
合計			合計	

(注1) 平成25年度の経常収入と経常支出には、経理区分間繰入金収入と経理区分間繰入金支出がそれぞれ35,000千円含まれている。

(注2) 平成26年度の経常収入と経常支出には、経理区分間繰入金収入と経理区分間繰入金支出がそれぞれ30,000千円含まれている。

(注3) 平成25年度と平成26年度は、財務支出に設備資金借入金償還金支出がそれぞれ91,152千円、96,743千円計上されている。平成27年度は、施設整備等支出に設備資金借入金償還支出が81,334千円計上されている。

③ 事業活動計算書 (事業活動収支計算書)

(単位：千円)

	25年度	26年度		27年度
事業活動収入	1,051,761	1,091,905	サービス活動収益	1,062,959
事業活動支出	972,605	984,417	サービス活動費用	988,440
事業活動外収入	36,512	31,306	サービス活動外収益	4,087
事業活動外支出	50,685	44,222	サービス活動外費用	12,831
経常収支差額	64,982	94,571	経常増減差額	65,775
特別収入	—	6,711	特別収益	31,031
特別支出	—	6,711	特別費用	66,201
当期活動収支差額	64,982	94,571	当期活動増減差額	30,605

(注1) 平成25年度の事業活動外収入と事業活動外支出には経理区分間繰入金収入と経理区分間繰入金支出がそれぞれ35,000千円含まれている。

(注2) 平成26年度の事業活動外収入と事業活動外支出には経理区分間繰入金収入と経理区分間繰入金支出がそれぞれ30,000千円含まれている。

④ 主な経営指標

(%)

	25年度	26年度	27年度
自己資本比率	50.7	54.8	56.7
流動比率	454.1	658.1	237.2
借入金依存度	44.4	41.0	33.29
経常利益率	6.2	8.7	6.2
事務費比率	11.4	11.5	11.8
県委託事業の再委託率	—	—	—

・平成27年度に流動比率が下がったのは流動負債が増加したためである。

⑤ 県の財政的関与

(単位：千円)

	25年度	26年度	27年度
委託費	—	—	—
補助金	15,115	13,550	15,085
負担金	—	—	—
補助金等合計	15,115	13,550	15,085
総収入に対する補助金等割合	1.5%	1.3%	1.4%
単年度貸付額	—	—	—
年度末貸付金残高	—	—	—
損失補償（債務保証）残高	—	—	—

(4) 監査要点と実施した手続

【補助金の概要】

当該補助金は市町、社会福祉法人、社会福祉法第62条第2項の規定により県知事の許可を受けた法人が行う軽費老人ホームの運営事業に要する費用の一部を補助することにより、低額な料金での施設利用を可能とし、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	事務手続の合規性について下記の書類を確認した。 1. 軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱 2. 平成27年度軽費老人ホーム事務費補助金にかかる交付申請について（添付書類含む） 3. 平成27年度軽費老人ホーム事務費補助

	<p>金の交付決定について</p> <p>4. 平成 27 年度軽費老人ホーム事務費補助金にかかる変更交付申請について</p> <p>5. 平成 27 年度軽費老人ホーム事務費補助金にかかる実績報告について</p> <p>6. 平成 27 年度軽費老人ホーム事務費補助金交付額の確定について</p> <p>上記 1～6 の書類確認の結果、合規性については問題なし。</p> <p>7. サンプルで 1 名について、減免（補助）額算定の正確性を検証した。</p> <p>なお、資料については個人情報を含むものでありコピー等複写の入手はしていない。</p> <p>①利用者の収入申告書及びエビデンス（例えば公的年金の源泉徴収票や医療費領収証など）</p> <p>②ケアハウスゆうわ苑利用料金規程</p> <p>③利用料取扱基準（山口県）</p> <p>④事務費ランク確認表</p> <p>⑤請求書</p> <p>上記①～⑤書類確認の結果、減免額は適切に算定されている。</p>
<p>②【有効性について】</p> <p>当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>利用者減免補助事業については、上記【補助金の概要】に記載のとおり、軽費老人ホームの運営事業に要する費用の一部を補助することにより、低額な料金での施設利用を可能とし、もって高齢者福祉の増進に資するという民間には為しえない行政の行うべき施策として有効であると考えている。</p>
<p>③【経済性、効率性について】</p> <p>当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に従って補助金の対象となる経費に対して補助がなされているかどうかについて検討を行った。</p>

(5) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

24 財政的援助団体名：社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会山口地域ケアセンター特別養護老人ホームおとどいの里

(1) 法人基本情報

所在地	山口県朝倉町4番55号			代表者	山口地域ケアセンター 所長 安武 俊輔 特別養護老人ホーム 施設長 中村 裕之
電話番号	0836-924 -2126	ファックス 番号	083-924-2 126	ホームページ	http://saiseikai-care-y.jp/
設立年月日	平成28年 1月1日 開設	県出資額 (割合)	無	県所管 部課	長寿社会課
設立目的(定款等)	済生会創立の趣旨を承けて済生の実を挙げ、社会福祉の増進をはかることを目的として全国にわたり医療機関及びその他の社会福祉施設等を設置して次の社会福祉事業等を行う。				

※ 老人福祉施設整備費補助事業により補助金の交付を受けた事業者である、社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会 済生会山口地域ケアセンターは日本最大の社会福祉法人「済生会」の1施設として、地域の保健・医療・福祉・介護の包括的なサービスを提供している。高齢者や障害者、ホームレスや刑務所出所者等の生活困窮者への支援を充実させるため、地域との連携を常に心がけ、地域のニーズに応える活動をしている。

(2) 主な事業内容(基幹的な3事業)

事業名	事業内容	事業費(単位:千円)		
		25年度	26年度	27年度
医務費 小児医療対策事業	小児救急医療拠点病院運営費	46,882	45,327	48,768
医務費 地域周産期医療センター運営事業	地域周産期医療センター運営事業	144,218	133,282	388,854
老人福祉施設整備	施設整備費	—	—	1,179,985

--	--	--	--	--

① 県から補助金、交付金、負担金等の財政的援助を受けている事業について

平成 27 年度の主な補助金等は以下のとおりである。(単位：千円)

課名	施設名等	事業名	事業内容	予算科目(節)	事業費	補助金額等
長寿社会課	済生会山口地域ケアセンター特別養護老人ホームおとどいの里	老人福祉施設整備費補助	施設整備費補助	補助金	1,179,985	72,000
長寿社会課	済生会山口地域ケアセンター特別養護老人ホームおとどいの里	介護施設等整備促進事業	特別養護老人ホーム等の開設準備経費補助	補助金	51,703	49,680
長寿社会課	済生会山口地域ケアセンター特別養護老人ホームおとどいの里	老人福祉施設整備費補助	施設整備費補助	補助金	1,179,985	168,000

(3) 県の財政的関与 (単位：千円)

	25 年度	26 年度	27 年度
委託費	—	—	—
補助金	62,410	82,062	402,252
負担金	—	—	—
補助金等合計	62,410	82,062	402,252
総収入に対	—	—	—

する補助金 等割合			
単年度貸付 額	—	—	—
年度末貸付 金残高	—	—	—
損失補償(債 務保証)残高	—	—	—

・平成 27 年度の補助金について、特別養護老人ホームおとどいの里へ施設設備補助金 240,000 千円、特別養護老人ホーム等の開設準備経費補助 49,680 千円が交付されている。

(4) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人恩賜財団済生会 定款及び社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山口県済生会規則(主に第3章資産及び会計)の閲覧、担当者へのヒアリングを実施した。 ・備品の購入手続きが、県の定める規則等に基づき行われていることを確かめた。 ・介護施設等整備促進事業にて、県より交付を受けた補助金により購入した備品について、事務室や機能訓練室等にて現地調査を行い、備品の実在性について、コピー機、書庫、ソファ等任意に10件サンプルとして抽出し、現物確認を実施し備品購入一覧表と現物との一致を確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別養護老人ホームおとどいの里」にて実地調査を行い、事業の有効性について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約、備品購入について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。 ・老人福祉施設整備費補助に係る補助金の申請に係る関連資料を閲覧し、また担当者へのヒアリングを実施し、事務手続きの妥当性を検討した。

(5) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

25 財政的援助団体名：一般財団法人山口県老人クラブ連合会

(1) 法人基本情報

所在地	〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内			代表者	会長（代表理事） 西川三代子
電話番号	083-924-2 838	ファックス 番号	083-928- 2387	ホームページ	http://kirarasenior.jp/
設立年月日	昭和39年 9月26日	県出資額 (割合)	80,000千 円 (39.8%)	県所管 部課	健康福祉部 長寿社会課
設立目的 (定款等)	この法人は、老人クラブ活動の推進を図るとともに、高齢者の生きがいや健康づくりに資するための教養講座、レクリエーション、その他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加できる事業を実施し、高齢者の福祉の増進、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。				

(2) 主な事業内容（基幹的な3事業）

事業名	事業内容	事業費（単位：千円）		
		25年度	26年度	27年度
地域文化伝承館開催（準備）事業 定款第4条 (1)	第28回全国健康福祉祭（ねんりんピック）やまぐち大会における地域文化伝承館の円滑な開催及び円滑な運営を図るとともに、高齢者の長年にわたる知識や経験を活かした取組を積極的に広める。 平成25年度：視察予算 平成26年度：準備予算 平成27年度：開催予算	200	6,000	16,000
老人クラブ等活動推進員設置事業 定款第4条	老人クラブ活動の指導育成のため、山口県老人クラブ連合会に活動推進員を設置し、活動の充実と発展を図り、もって、高齢者の社会参加の促進を図る。	4,068	4,068	4,068

(5)				
山口県老人クラブ連合会事業費補助 定款第4条 (5)	山口県老人クラブ連合会が行う、老人クラブの普及と育成に関する事業を促進し、もって高齢者保健福祉の向上を図る。	1,142	1,027	924

① 県から補助金、交付金、負担金等の財政的援助を受けている事業について

平成27年度（財政的支援を受けている事業は4つ）

1. 山口県老人クラブ連合会事業費補助（(4)-1にて検討）
2. 地域文化伝承館開催準備事業（(4)-2にて検討）
3. 高齢者相互支援推進・啓発事業
4. 老人クラブ等活動推進員設置事業

(3) 経営の状況

① 貸借対照表

（単位：千円未満切捨て）

		25年度	26年度	27年度
資産	流動資産	819	880	305
	固定資産	200,953	201,082	201,082
	うち基本財産	300	300	300
	資産合計	201,772	201,963	201,387
負債	流動負債	285	190	131
	固定負債	-	-	-
	うち長期借入金	-	-	-
	負債合計	285	190	131
正味財産	指定正味財産	-	-	-
	一般正味財産	201,486	201,772	201,255
	正味財産合計	201,486	201,772	201,255

② 収支計算書

（単位：千円未満切捨て）

	25年度	26年度	27年度
事業収入	14,235	18,789	27,913
事業外収入	1,370	822	1,138
収入合計	15,605	19,611	29,052
事業費	5,216	17,372	28,099

管理費	9,855	1,952	1,469
事業外支出	-	-	-
支出合計	15,072	19,325	29,569
当期収支差額	533	286	-517

事業外収入は受取利息・受取寄付金を集計している。

③ 主な経営指標 (単位：%)

	25年度	26年度	27年度
自己資本比率	99.9%	99.9%	99.9%
流動比率	286.4%	463.6%	232.0%
借入金依存度	0%	0%	0%
経常利益率	-	-	-
管理費比率	63.1%	9.9%	5.0%
県委託事業の再委託率	0%	0%	0%

平成25年度は一般財団法人への移行前の年度であり、収支計算上の科目取扱いが平成26年度以降と異なるため管理費比率が大きく異なる。

④ 県の財政的関与 (単位：千円)

	25年度	26年度	27年度
委託費	-	-	-
補助金	5,543	11,197	21,072
負担金	-	-	-
補助金等合計	5,543	11,197	21,072
総収入に対する補助金等割合	35.5%	57.1%	72.5%
単年度貸付額	-	-	-
年度末貸付金残高	-	-	-
損失補償(債務保証)残高	-	-	-

平成27年度は、地域文化伝承館開催準備事業補助金の影響で補助割合が高くなっている。

(4) -1 監査要点と実施した手続 (山口県老人クラブ連合会事業費補助)

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	補助金交付要綱及び交付申請書一式を入手
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	事業報告を入手
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	同上

(4) -2 監査要点と実施した手続 (地域文化伝承館開催準備事業)

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	県補助金に係る交付申請書類一式を入手 当該事業に関する補助金交付申請書の申請年月日は平成 27 年 11 月 26 日となっており、事業の開催が同年 10 月 17 日から 19 日であることを考えると、事業実施後に補助金申請が為されたこととなる（事業実施前に補助金申請が為されるのが一般的であると推察される）。この点、2分の1を国庫補助としている当該事業補助の性質上、国（厚生労働省）による補助額の内示が同年 10 月 22 日と事業後であったことから交付申請期日を同年 11 月 27 日として通知した県の対応としてはやむを得ないものと判断した（補助金交付申請に係る期日通知および補助金交付スケジュールを入手して確認した）。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	当該補助金は、一般財団法人山口県老人クラブ連合会が行う、第 28 回全国健康福祉祭やまぐち大会（ねんりんピック）における地域文化伝承館開催事業を支援することで、地域文化伝承館の円滑な開催・運営を図るとともに、高齢者の長年にわたる知識

	や経験を活かした取組を広めることに貢献することから有効性は認められる。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	実績報告書入手し、検討した。

(5) 指摘事項及び意見

①平成 27 年度法人全体での赤字決算について

(意見)

平成 27 年度（平成 28 年 3 月期）の正味財産増減計算書では、法人全体での単年度損益に相当する当期経常増減額が△517 千円となっているが、法人継続性の観点から黒字運営が望ましい。上記の単年度赤字に陥ったひとつの原因として、前期比で会費収益が 315 千円減少していることがあげられる（会員 1 名 100 円の会費であり会員数では 3,159 名減少）。平成 26 年度から平成 30 年度にかけて会員を 1 万人増強しようという運動を展開しているものの、会員数は減少傾向が続いている。このような状況を踏まえ、会員拡大への取組や収益に見合った事業規模への見直しなどを検討することが法人の安定的な運営の観点から望ましい。

②正味財産増減計算書内訳表における費目の計上区分について

ア 受取会費（意見）

受取会費については、全額が法人運営事業欄に計上されている。しかし、実際には継続事業及びその他の事業費の財源として会費収益が充てられていることを考慮すると、実態に合わせて適切な事業区分欄に按分計上するべきであると考え。それにより、事業区分ごとに発生した費用と財源である収益とが対応する正味財産増減計算書の事業別内訳表としての明瞭性が担保されることとなる。

イ 事業運営費補助金（意見）

事業運営費補助金については、継続事業の共通部門及びその他の事業の共通部門に計上されている。ここで、共通部門とは「明記された事業（当法人では育成事業・村おこし町おこし運動推進事業）に当てはまらないもの」という意味であるが、一般財団法人山口県老人クラブ連合会事業費補助金交付要綱によると、当該補助金は、老人クラブの普及と育成に関する事業の促進を図ることを目的に交付されるものであることから、共通部門ではなく、それぞれ費用に見合った適切な区分に計上するべきであると考え。

ウ 基本財産運用益（意見）

基本財産運用益（基本財産受取利息）については、継続事業の共通部門及びその他の事

業の共通部門に計上されている。しかしこれはシルバー基金の運用益であり、「一般財団法人山口県老人クラブ連合会シルバー基金設置規程」により、定款第 4 条に規定する事業に要する経費の財源に充てるとされ、「平成 27 年度公益目的支出計画実施状況報告書」に、その旨が記載されていることから、共通部門ではなく、それぞれ費用に見合った適切な事業区分に計上するべきであると考えます。

③経理規程の改訂について

(指摘事項)

現行の経理規程は財団法人山口県老人クラブ連合会経理規程として運用されており、一般財団法人移行後の経理規程として整備運用されていない。一般財団法人化に伴い、経理規程内の文言等も改訂する必要があるため、早急に規程を改訂する必要がある。

【2】厚政課

1 共生のまちづくり推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：地域の絆を基調としながら、高齢者や障害者、妊産婦などすべての人がいきいきと活躍でき、地域で安心して生活できるよう、様々な主体が協働する共生のまちづくりを推進する。
- 事業内容：
 - ①共生のまちづくりの普及促進
 - ・福祉のまちづくり条例に基づくまちづくりの推進【県】
バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮された施設整備等、福祉のまちづくりを推進する
 - ・やまぐちユニバーサルデザイン大賞の表彰【県】
障害者等を含むすべての人が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮された「活動」や「アイデア」を表彰する
 - ②パーキングパーミット制度の推進
 - ・やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の実施【県】
障害者等の歩行が困難な方に対し、県が利用証を発行し、利用者はやまぐち障害者等専用駐車場を利用することができる
 - ③重層的な見守りネットワークの構築
 - ・地域見守り活動に関する包括協定の締結【県】
高齢者や障害者等に対する地域の見守り活動を円滑に実施するため、民間事業者（JA グループ山口等）と包括協定を締結している
 - ④福祉に関するインフォーマル活動の促進
 - ・地域における福祉ボランティア活動の促進【県社協】（補助金交付事業）

普及・啓発や、研修等を通じたボランティアコーディネーター・ボランティアリーダーの育成を行う。

→ 平成 27 年度は、「山口県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」事業の内の「生涯現役活躍支援事業」として社会福祉法人山口県社会福祉協議会へ 2,500 千円を交付

⑤権利擁護体制の育成

・地域福祉権利擁護事業【県社協】（補助金交付事業）

認知症高齢者や精神障害者などの判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の援助を実施する

→ 平成 27 年度は、「山口県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」事業の内の「日常生活自立支援事業」として社会福祉法人山口県社会福祉協議会へ 77,641 千円を交付

・権利擁護人材育成協議会【県】

市町の市民後見人等の養成に関する取組を支援するため、関係機関で構成する協議会による各種情報提供・意見交換を実施する

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	80,007
決算額	81,464

○ 委託料等執行状況

委託料等の過年度推移

該当なし

負担金、補助及び交付金

(単位：千円)

	決算額	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 27 年度	80,255	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	県社協ほか 13 件

○ 事業区分：平成 27 年度新規事業

下記 5 事業を平成 27 年度から集約して、当該事業名で新規に実施

- ・ユニバーサルデザイン推進事業
- ・見守り・支え合い体制強化事業
- ・福祉ボランティア活動推進事業
- ・地域福祉権利擁護事業

・成年後見制度活用推進事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	186	○デザイン大賞謝金・記念品（普及啓発） ○権利擁護人材育成協議会謝金
旅費	247	○権利擁護人材育成協議会旅費 ○見守り協定締結関係旅費
需用費	751	○パーキングパーミット利用証作成 ○権利擁護人材育成協議会運営経費（消耗品）
役務費	10	○権利擁護人材育成協議会通信費
使用料及び 賃借料	15	○権利擁護人材育成協議会運営経費（有料道路）
負担金補助及び 交付金	80,255	○インフォーマル活動の促進（県社会福祉協議会） ○地域福祉権利擁護事業（県社会福祉協議会） ○福祉のまちづくり条例交付金
合 計	81,464	

○ 財源の内訳：一般財源、国庫補助

○ 根拠法令等：福祉のまちづくり条例

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱（厚生労働省）

山口県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	上記根拠法令等に従って補助金執行業務が適切に処理されているかどうかを関係書類の閲覧及び担当者へ質問することにより確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	目標値に対する実績分析及び事業の効果を実績報告書等により確認した。
③【経済性、効率性について】	必要などころに必要な補助金が適正価額で

当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	交付されているかについて検討した。
--------------------------------	-------------------

(3) 指摘事項及び意見

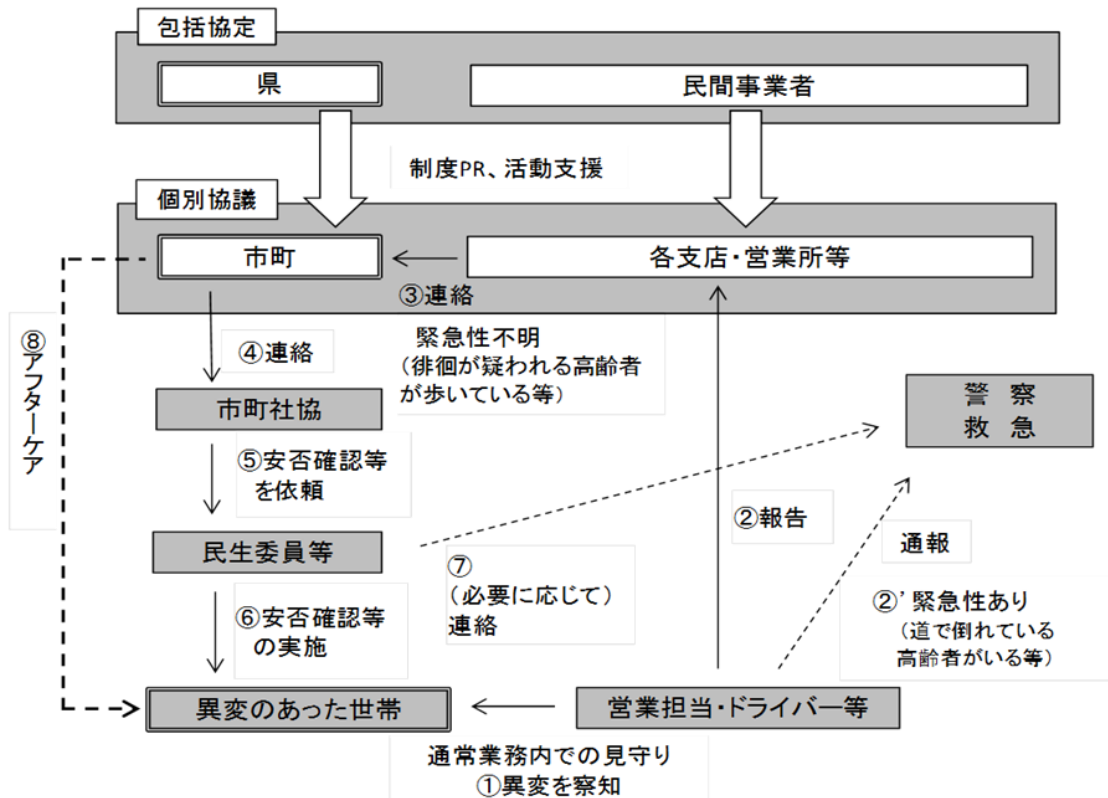
①重層的な見守りネットワークの構築について

当該事業は、地域を巡回するような業態の民間事業者、例えばヤクルト配達事業者や新聞配達事業者と包括協定を締結し、独居老人宅等についてなんらかの異変をキャッチした場合に、協定に基づいて市町や社協等の関係機関に知らせる仕組みである。

協定は、まず県と県全域を統括する事業者が県全域の見守り活動に関する包括協定を締結し、その包括協定を基に、各地域の実情に応じた活動内容について、各市町と地域営業所等が具体的な協議を実施し、必要に応じて個別の協定を締結する方法となっている。

平成 25 年度時点では、当該協定がある市町は 8 市町であったが、平成 27 年度事業終了時には、19 市町中 18 市町での締結を完了した。平成 29 年度までに全市町に当該協定締結事業者があることを目標としていたが、平成 28 年度中に残りの 1 町での締結が完了し、1 年前倒しで目標を達成している。県全域に見守りネットワークが構築されたことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちとなっているといえる。

【協定のイメージ図】



②福祉に関するインフォーマル活動の促進について

ボランティアコーディネーターに対しては、専門家を招いてのスキルアップ研修を2回、情報交換会を1回開催している。これからボランティアに参加する人向けには、住民に対するボランティア活動の普及・啓発研修会の開催を5回行い、参加者はのべ178人であった。

また、県社会福祉協議会のホームページにボランティアコーナーを設置し、メール・マガジンを月2回発信するなどの情報提供による啓発活動を行っている。メール・マガジンの利用登録者数は735人であり、利用者増加への一層の努力が必要である。各市町社協のボランティアセンターの登録者数は平成24年度38,954人であったが、平成27年度は50,916人と約12,000人増加しており、地域密着型の普及活動は成果が認められる。

③ やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度交付証の回収について

(意見) (有効性)

当該事業は、高齢者や妊産婦を含む歩行困難者に対して専用駐車場の利用証を交付することにより、利用者の困難状況を軽減する役目を果たすものである。

交付は平成22年度から実施され、平成29年度の目標交付件数は43,000件で、平成26年度実績は31,575件となっている。

利用証は本当に必要とする人に漏れなくいきわたり、利用証を所持する人が気持ちよく使用できることが最終目的である。ここで、必要のない人が所持し使用したならば、所持する人の使用に不信感を抱く人がでてくる。実際に県の窓口にも使用期限の過ぎた使用があるとの情報が寄せられ、対象者が分かりづらく、利用しにくいという意見がある。

利用証交付先は「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度利用証交付台帳」で管理されており、有効期限と回収年月も管理されている。その中には有効期限が過ぎても回収されていないもの、有効期限後数か月経ってから回収されているものが確認された。

内臓系機能障害を持つ人は、外見上はなんら困難な状況にないように見えることがある。高齢者で実際はかなり歩行困難であっても、リハビリのためになるべく自力で歩こうとしている人もいる。そのような方が気兼ねなく利用証を使用するためには、地域住民と「利用証」の信頼関係が重要である。県としてもチラシ等で啓発活動を実施しているが、県民の理解と利用者の利便性を更に高めるため、引き続き制度の周知や有効期限切れの利用証の回収に一層努める必要がある。

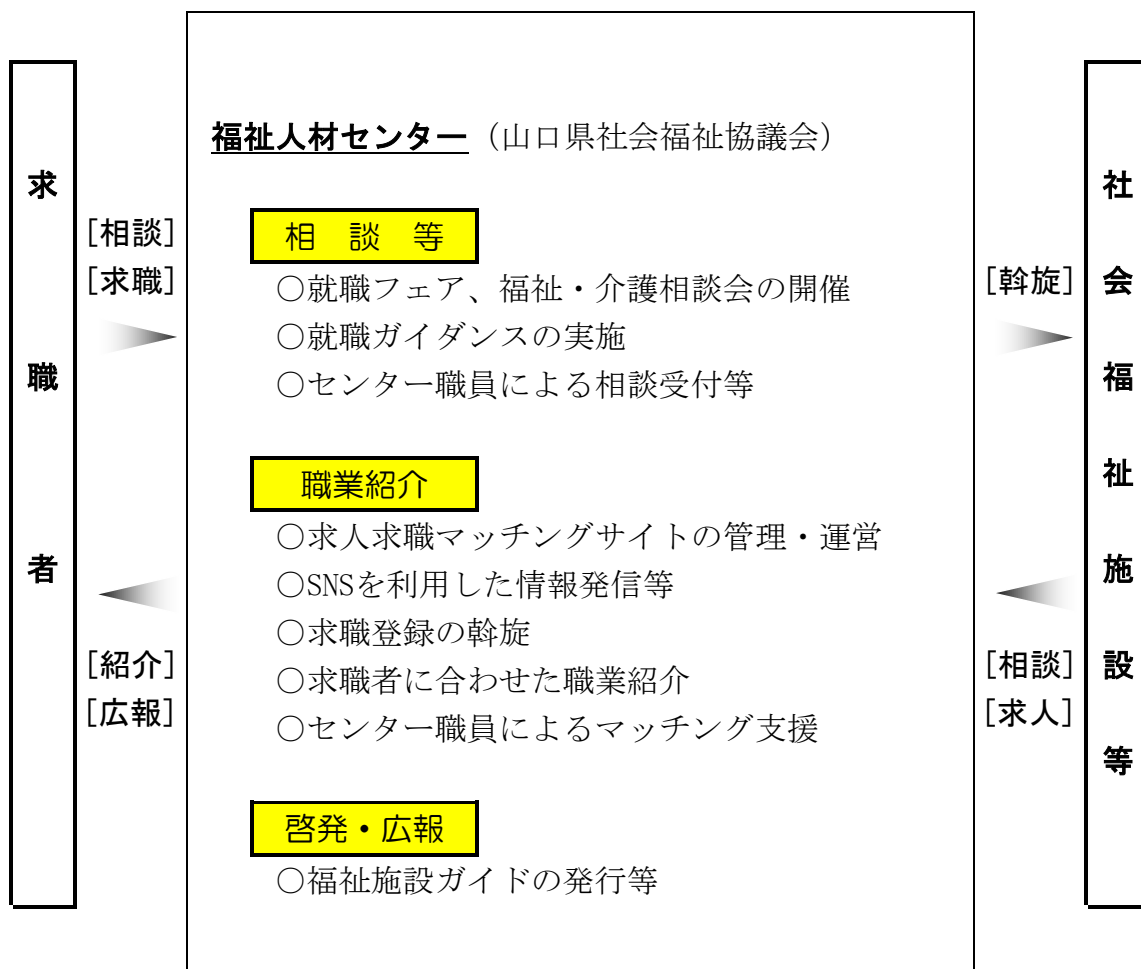
2 福祉人材センター運営事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：社会福祉事業に関する啓発、人材確保に関する相談等、就労に関する情報提供、福祉に関する職業紹介等を福祉人材センターで行うことにより、

質の高い福祉人材の確保を図ることを目的とする。

○ 事業内容：



○ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	26,295	25,917	25,756
決算額	26,295	25,917	25,756

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	25,756	特命随意契約	山口県社会福祉協議会

平成 26 年度	25,917	特命随意契約	山口県社会福祉協議会
平成 25 年度	26,295	特命随意契約	山口県社会福祉協議会

② 契約方法の合理性

社会福祉法第 93 条第 1 項では、社会福祉事業従事者の確保等に関する業務を適正かつ確実にを行うことができる社会福祉法人を、都道府県知事が都道府県ごとに 1 団体に限り、福祉人材センターとして指定できる旨規定されている。山口県では、山口県社会福祉協議会を平成 5 年 3 月 23 日付で山口県福祉人材センターに指定しており、山口県社会福祉協議会に委託している理由には合理性があると考えます。

- 事業区分：継続事業

- 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
委託料	25,756	福祉人材の登録・就労斡旋業務の委託 (福祉人材センター)
合 計	25,756	

- 財源の内訳： 一般財源、国庫補助

- 根拠法令等：社会福祉法第 93 条第 1 項

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	当該事業は、福祉人材センター運営事業・業務仕様書に準拠して実施されているかを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	山口県福祉人材センターにおける取り扱い状況の推移を検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・「福祉の仕事」就職フェアに関するアンケート結果の活用について検討した。 ・過年度に実施した、フェアのローテーション表を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①山口県福祉人材センターにおける取り扱い状況の推移について

(単位：人数)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規求人数	935	1,290	1,238	1,864	2,020
新規求職者数	976	1,139	1,406	946	549
紹介者数	396	353	293	352	308

(出典：厚政課)

新規求人数は、福祉人材の不足を受けて毎年度増加している。逆に、新規求職者数は長期的には減少傾向を示しており、同じく、紹介者数も同様である。この傾向は下記の表が示す通り、全国的にも同様である。

有効求人数、有効求職者数及び有効求人倍率の推移（平均）

(単位：人数)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
有効求人数	41,386	51,371	59,860	69,852
有効求職者数	28,004	22,946	21,371	20,692
有効求人倍率	1.48 倍	2.24 倍	2.80 倍	3.38 倍

(出典：全国社会福祉協議会 中央福祉人材センター)

②ハローワーク（職業安定所）との住み分けについて

福祉人材センターは、高齢社会の進行や若年労働者の減少を背景に、福祉分野が深刻な求人難に陥るとの考えから、平成 3 年度より設置を開始した。また、社会福祉法第 93 条に基づき、都道府県知事が都道府県社会福祉協議会を指定し、対象者を社会福祉事業関係への就職希望者に特化した無料職業紹介所である。

	福祉人材センター	ハローワーク（職業安定所）
所 管	厚生労働省	厚生労働省
根拠法	社会福祉法第 93 条	厚生労働省設置法第 23 条
設 置	平成 3 年～	昭和 22 年～
県 内	1 カ所（山口）	9 ヶ所（下関・宇部・防府・萩・徳山・下松・柳井・岩国・山口）
取組対象	社会福祉事業関係への就労希望者	全業種を対象とした就労希望者
取組範囲	○就労支援 ・就職希望者に就労前の職場体験	○就労支援

	<p>○啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高生向けの職場体験 ・大学、専門学校等での就職ガイダンス <p>○定着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問（就職者のフォローアップ、管理者からの相談対応） 	
--	---	--

③ 当該事業の必要性について

福祉分野の人材不足は喫緊の課題であり、福祉分野を専門とした職業紹介を行うセンターの役割は重要である。また、改正社会福祉法において、離職した介護福祉士等のセンターへの登録が努力義務とされるなど、センターの機能強化が規定され、センターが地域における福祉人材確保の中核的な役割を果たすことが求められていることから、当該事業は継続して実施する必要がある。

なお、紹介者数を増加させるため、以下のことに取り組む必要がある。

ア当初の相談対応後の継続的な求職状況の確認、登録更新時等の新たな求人施設を紹介すること

イ求職者へのフォローアップを確実に実施すること

ウ地区担当制により、担当者が責任を持って、求職者の希望・個性等に最も適した求人施設を紹介すること

エ福祉施設訪問の際に、求人条件に合う求職者を紹介すること

オ各施設の職場環境や人材ニーズ等を把握し、求職者へ詳細な情報を提供すること

さらに、ハローワークにおける出張相談回数を増やすこと、就職フェア等の案内先を福祉系のみでなく一般の高校・大学等へ拡大すること、福祉施設に対する求人条件や職場環境の改善を依頼すること等にも取り組む必要がある。

④ 「福祉の仕事」就職フェア参加事業所・施設アンケート及び参加者アンケートの活用について

(意見)

平成 27 年 8 月 8 日に、「福祉のしごと就職フェア」を開催した。そして、その結果について参加事業所・施設側と求職者からそれぞれについてアンケートを回収し集計している。その内容は参加事業者・施設側では、1.法人・事業所・施設の事業分野、2.フェア開催をどのようにして知ったか、3.このフェアの満足度は、4.このフェアの PR を見聞きしたか、5.参加事業者等からの意見である。また、求職者では、1.フェア開催をどのようにして知ったか、2.事業所・施設との面接、3.就職したい事業所の有無、4.相談コーナーの説明・相談は

参考になったか、5.意見となっている。

参加事業所・施設側からの意見では、「もっと導線を考えたテーブル配置の方が求職者が動きやすいのでは?」、「もっとPRをして欲しい。事業所にポスター等が貰えれば掲示等の協力ができる」、「もう少し求職者が多く来てくれると嬉しい」等である。また求職者側からの意見では、「希望職の求人施設が少なかった」、「1つのブースに1人という形だったので、相談しやすかったが、逆に待ち時間も長かったため、待つ場所をそのブースの近くに設けていただきたい」、「求人面談会参加事業所の求人情報をもう少しコンパクトにまとめてほしい」等であった。

福祉関係の有効求職者数は有効求人数を遥かに下回っており、こうした意見は、就職フェアの実施方法の改善に当たって非常に参考になるため、次回の就職フェアに生かしていく必要がある。

⑤事業報告書の記載内容について

(意見)

社会福祉法人山口県社会福祉協議会から、「平成 27 年度山口県福祉人材センター運営事業報告書」(平成 28 年 3 月 31 日)が提出されている。その事業実績としての記載内容は、以下の通りである。

- 1.福祉人材無料職業紹介実施状況
- 2.社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施状況
- 3.調査研究の実施状況
- 4.人材確保相談事業実施状況
- 5.啓発・広報事業実施事業
- 6.その他社会福祉事業従事者の確保に資する事業実施状況

その結果、1 から 5 については事業の実施状況を把握できたが、「6.その他社会福祉事業従事者の確保に資する事業実施状況」については、その記載内容が「求職者に対して、個々に適すると思われる資格取得や研修の情報を紹介した」との記載しかない。具体的にどのような求職者に対してどのような資格や研修を紹介した等を記載しないとノウハウ等の蓄積ならず、また、所管課に対しても説明責任を果たしたことになるため、より詳細に記述すべきである。

3 社会福祉法人地域サービス活性化事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：社会福祉法人制度の改革等を内容とする社会福祉法の改正により、新たに都道府県の役割として位置づけられる業務に円滑に対応し、地域社会に貢献する社会福祉法人の活動等を支援する。

福祉サービスの質の向上に資するため、社会福祉事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する。

○ 事業内容：社会福祉法人等に求められる役割を踏まえ、社会福祉活動の内容を充実させるための支援を実施する。

①社会福祉法人公益活動支援事業

- ・ガイドラインの作成

地域公益活動について、計画に当たっての流れや着眼点、会計上の留意事項、各地の優良事例等をまとめたガイドラインを作成する。

- ・講習会の実施

講習会を開催し、地域の実情に基づいた福祉課題・福祉ニーズを情報提供する。

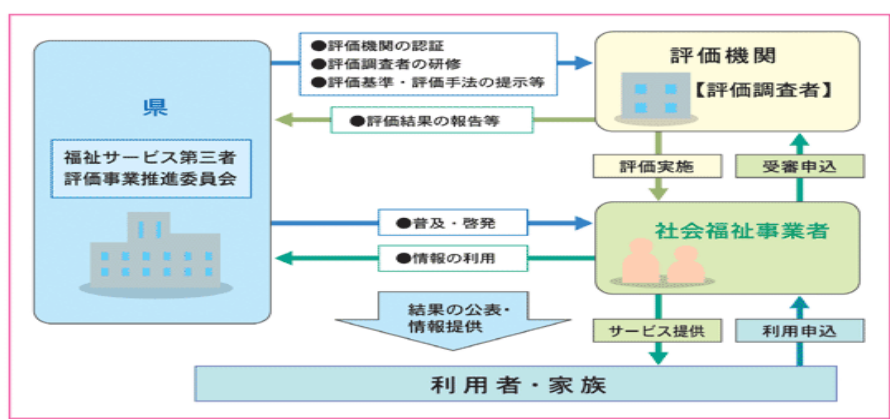
②福祉サービス第三者評価推進事業

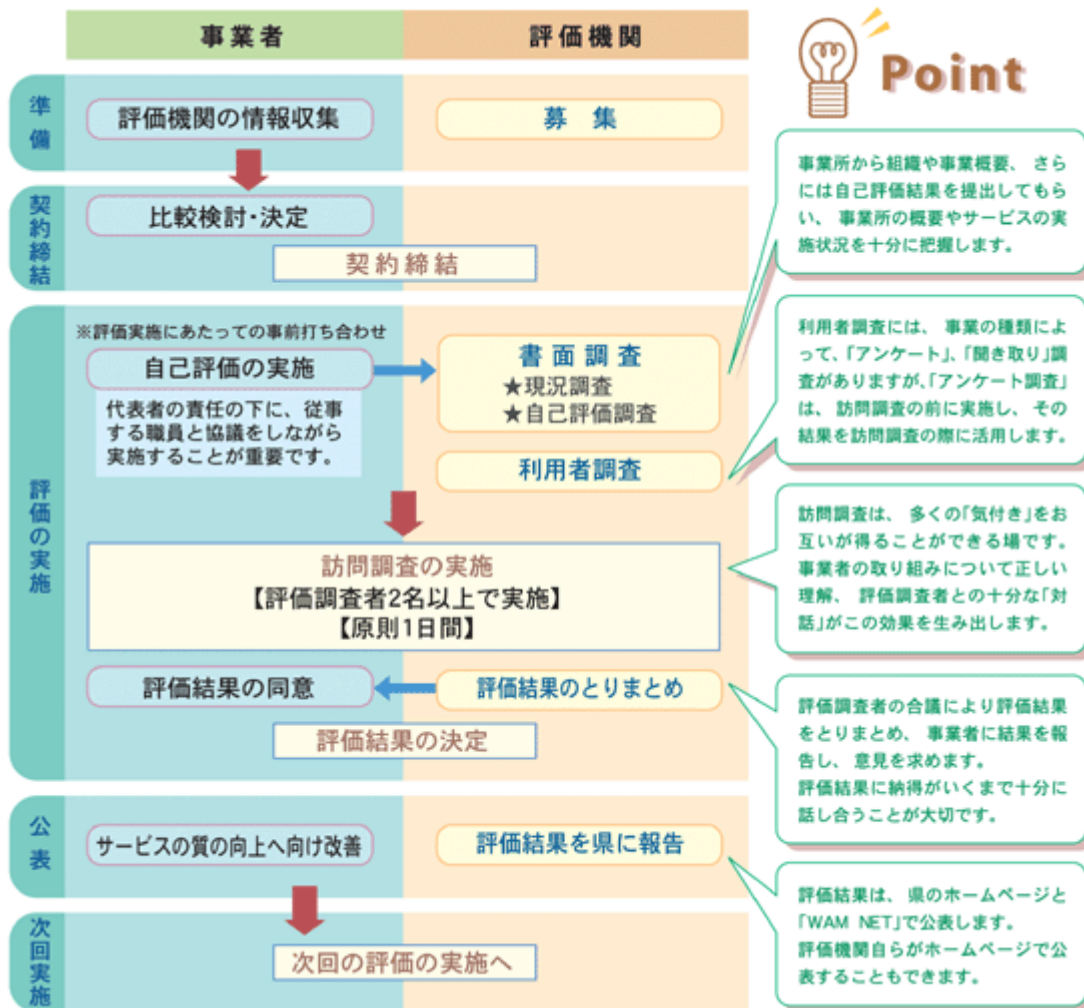
- ・推進委員会の開催

評価基準の改正や事業の運営方法について検討し、事業の実効性を確保する。

- ・評価調査者研修の実施

評価調査者の質の維持・向上を目的とし、事業の体制強化に資する。





- 予算額と決算額の推移（単位：千円）

区分	平成 27 年度
当初予算額	2,715
決算額	1,276

- 委託料等執行状況

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	923	随意契約	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

- 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報酬	120	第三者評価調査者委員会報酬
報償費	8	第三者評価調査者継続研修謝金
旅費	183	第三者評価調査委員会運営旅費 事業担当者研修旅費
需用費	16	第三者評価調査者委員会資料代
役務費	10	第三者評価調査者委員会通信費
委託料	923	第三者評価調査者養成研修会
使用料及び 賃借料	6	第三者評価調査者養成研修会 会場使用料
負担金補助 及び交付金	10	第三者評価調査者リーダー研修会 参加費
合計	1,276	

○財源の内訳：一般財源

○根拠法令等：社会福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・事務処理手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・福祉サービス第三者評価事業について、第三者評価の受審施設数及びその法人数の推移を検討し、その有効性について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・第三者評価調査者養成研修会の開催について、社会福祉法人山口県社会福祉協議会に委託している。業者選定から完了報告書の提出までが経済的になされているか検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価とは、社会福祉事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果を公表するものである。社会福祉事業の経営者にとっては、サービスの質の向上を図るきっかけとなり、利用者にとっては、適切なサービスが選択できる情報源となるものである。

第三者評価を受審することによる効果としては、まず対内的な効果として、問題点を改善するために効果的かつ具体的な目標設定が可能になることや、職員の自覚と改善する意欲が生まれることなどが挙げられる。また、対外的な効果としては、信頼の獲得やサービスの質の向上が図られることなどが挙げられる。

このような効果が期待されている福祉サービス第三者評価について、過去3年間において第三者評価制度を利用した施設数及びその法人数は下記のとおりである。

・第三者評価受審施設数及びその法人数の推移

指標(累計)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
施設数	14	11	14
法人数	13	9	9

社会的養護関係施設(児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設)の5種類については、平成24年度から施設の性質(措置制度、施設長による親権代行等)を踏まえ、第三者評価を3年に1回以上受審することが義務付けられた。

(意見)

しかしながら、第三者評価が義務づけられている施設のみならず、県は受審が任意の施設についても第三者評価の意義・目的・必要性等をより一層周知し、受審するよう促すことは結果として県民に対しても有用である。そのことにより、山口県の福祉サービスの質の向上に繋げてもらいたい。

4 介護人材確保総合対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢化の更なる進行や、介護ニーズの増大・多様化に伴い、今後ますます需要が高まる介護人材を質・量の側面から確保する。
- 事業内容：不足する介護人材を確保するため、新規参入促進や職場への定着促進、介護の社会的評価の向上など、優先度の高い取り組みに特化して重点的に実施する。

- 介護の魅力発信・PR 事業
- 介護職員活躍支援事業
- 介護への理解促進事業
- 介護福祉士修学資金貸与事業
- 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士就労支援事業
- キャリアアップ支援事業
- 潜在的有資格者再就職支援事業
- 人材確保定着支援員派遣事業
- 介護の理解促進セミナー

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	85,414
決算額	417,460

【当初予算額と決算額の差異】

平成 27 年度の当初予算額と決算額の差異は、介護福祉士修学資金貸与事業のための原資 358 百万円が、平成 27 年度補正予算により国から補助されたためである。

この 358 百万円は県社協に補助金として支出し、平成 28 年度以降の県社協が実施する介護福祉士修学資金等貸与事業の原資となる。

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	48,289	随意契約	県社協
	1,600		その他

② 契約方法の合理性

平成 27 年度の委託料は 49,889 千円であり、そのうち県社協に対するものが 48,289 千円である。さらにその 48,289 千円のうち先述の介護福祉士修学資金貸与事業に係る金額が 43,144 千円である。この 43,144 千円について契約状況を確認したところ随意契約であったが、これは当該事業の実績もあり、実施できる体制及びノウハウを有しているのは、県社協以外ないとの理由である。確かに平成 26 年度以前は当該事業の実施主体は県社協であり、随意契約の理由に不合理な点は発見されなかった。

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	270	介護職員合同入職式講師謝金 いきいき介護実践賞副賞
旅費	232	介護職員合同入職式講師旅費 事業担当者研修等旅費
需用費	600	介護職員紹介冊子購入 事業運営事務費（複写代、用紙代）
委託料	49,889	介護福祉士修学資金貸与事業委託 人材確保定着支援員派遣事業委託
使用料及び賃借料	146	介護職員合同入職式 会場使用料
負担金補助及び交付金	365,879	介護福祉士修学資金貸与事業貸付原資 キャリアアップ支援事業
償還金利子及び割引料	444	国庫事業返還金（前年度分）
合 計	417,460	

○ 財源の内訳：一般財源、国庫補助、基金

○ 根拠法令等：実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 介護福祉士修学資金貸与事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	1. 厚生省社援発 164 号（平成 5 年 5 月 31 日）「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」を確認 2. 山口県生活困窮者就労準備支援事業等補助金交付要綱（介護福祉士修学資金等貸付事業の項目）を確認 3. 山口県補助金交付規則を確認 4. 「平成 27 年度山口県生活困窮者就労準備

	<p>支援事業費等補助金変更交付申請書」を確認（介護福祉士修学資金等貸付事業分の追加変更）</p> <p>5.「平成 27 年度山口県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の変更交付決定について」を確認</p> <p>6.補助請求書及び支出負担行為票を確認</p> <p>7.事業費補助金事業実績報告書を確認</p> <p>8.「平成 27 年度山口県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の額の確定について」を確認</p> <p>9.【委託費より】介護福祉士修学資金貸付申請状況一覧表を入手し、サンプルで貸付手続きを確認（指摘あり）</p>
<p>②【有効性について】 介護福祉士修学資金貸与事業の目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>介護福祉士不足が全国的に懸念されている中で、山口県の高齢化率も伸びており今後益々介護福祉士の需要が高まると想定される。このような状況において、当貸付事業が山口県内の介護福祉士志望者の経済的援助事業として、介護福祉士不足に対する一つの有効な対応策となり得る。</p>
<p>③【経済性、効率性について】 介護福祉士修学資金貸与事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>平成 27 年度に補助された貸付原資に基づく事業は、平成 28 年度より実施される。</p>

（3）指摘事項及び意見

①委託事業における貸付に関する収入印紙の扱いについて

（指摘事項）

委託費として山口県社会福祉協議会へ支出している貸付原資に基づく介護福祉士修学資金貸付の平成 27 年度実績から、2 名の新規貸付及び 1 名の途中退学に伴う償還をサンプリングした。その結果、2 名の新規貸付における申請書類の中に含まれている保証書に貼付されている収入印紙に、2 名とも消印が無かった。

印紙税の課税対象となる文書に印紙を貼り付けた場合には、その文書と印紙の彩紋とにかけて判明に印紙を消さなければならないことになっている（印紙税法第 8 条第 2 項）。

印紙の納付は消印をもって完了すること、未消印の場合には過怠税が徴収されることか

らも、県として書類確認時に指導を徹底するべきである。また、現時点で消印漏れとなっている書類については、然るべき処置を早急に講ずる必要がある。

5 財政的援助団体名：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

(1) 法人基本情報

所在地	山口市大手町9番6号			代表者	原 昌克
電話番号	083 - 924-2777	ファック ス番号	083 - 924-2792	ホームページ	http//yamaguchik ensyakyō.jp
設立年月日	昭和 29 年 9 月 17 日	県出資額 (割合)	—	県所管部課	健康福祉部厚政課
設立目的 (定款 等)	この社会福祉法人は、山口県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。				

(2) 主な事業内容（基幹的な3事業）

事業名	事業内容	事業費（単位：千円）		
		25年 度	26年 度	27年 度
社会福祉研修 事業	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修	76,990	78,213	83,789
生活福祉資金 貸付事業	低所得世帯、高齢者世帯や障害者世帯に対して、必要な資金を融資する	42,233	20,298	33,825
地域福祉権利 擁護センター 運営事業	認知症や知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない方々が自立した生活を送るための権利を擁護する	75,520	75,751	77,386

➤ 生活福祉資金貸付事業について、平成25年度から平成26年度の減額21,935千円は、社会福祉法人会計基準の変更により、支出区分に変更があったことによる。

① 県から補助金、交付金、負担金等の財政的援助を受けている主な事業について

➤ 社会福祉法人山口県社会福祉協議会運営費補助事業

社会福祉法人山口県社会福祉協議会の運営費について補助金を交付している。補助金の交付対象となる経費は以下のとおりである。

ア. 事務局の運営に要する人件費並びに物件費

イ. 市町社会福祉協議会の指導等に要する経費

この事業の補助金額は以下のとおりである。

	25年度	26年度	27年度
補助金額（千円）	56,550	55,725	56,136

➤ 生活福祉資金貸付事業（山口県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。

この事業の補助金額は以下のとおりである。

	25年度	26年度	27年度
補助金額（千円）	—	—	14,679

平成25年度は、山口県セーフティネット支援対策等事業費補助金で生活福祉資金貸付事業として16,272千円、山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金（住まい対策拡充等支援事業分）で生活福祉資金相談等体制整備事業に73,644千円が補助されている。

平成26年度は、山口県セーフティネット支援対策等事業費補助金で生活福祉資金貸付事業として14,874千円、山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金（住まい対策拡充等支援事業分）で生活福祉資金相談等体制整備事業に82,312千円が補助されている。

➤ 社会福祉施設経営指導員設置費補助事業

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等を目指して各社会福祉法人・施設が行う運営の取り組みに対し、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、もって、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的としている。事業の内容は、次の事項に関する助言、指導援助及び巡回相談等としている。

- ア. 入所者処遇に関すること
- イ. 施設経営に関すること
- ウ. 職員待遇に関すること
- エ. 会計、税務に関すること
- オ. 安全、衛生管理に関すること
- カ. その他社会福祉施設の運営に関すること

この事業は、山口県社会福祉協議会に組織された山口県社会福祉法人経営者協議会が実施し、この事業を実施するため、山口県社会福祉法人経営者協議会に「福祉施設経営指導

員」を置くこととしている。

この事業の補助金額は以下のとおりである。

	25年度	26年度	27年度
補助金額（千円）	5,276	5,297	5,291

(3) 経営の状況

① 貸借対照表

(単位：千円)

		25年度	26年度	27年度
資産	流動資産	3,143,319	3,184,379	3,840,119
	固定資産	2,629,635	2,634,202	2,656,430
	うち基本財産	25,340	25,340	25,340
	資産合計	5,772,954	5,818,582	6,496,549
負債	流動負債	10,547	18,796	9,828
	固定負債	1,085,750	1,077,368	1,101,516
	うち長期借入金	750,000	750,000	750,000
	負債合計	1,096,297	1,096,164	1,111,344
純資産	次期繰越活動収支 差額	579,731	784,119	1,489,702
	その他	4,096,926	3,938,298	3,895,502
	純資産合計	4,676,657	4,722,417	5,385,204

- 平成26年度から平成27年度の流動資産の増加額655百万円は、普通預金の増加であり、内容については資金収支計算書で注記している。

② 資金収支計算書

(単位：千円)

	26年度	27年度
事業活動収入	781,378	1,349,001
施設整備等収入	1,222	—
その他収入	42,329	68,362
収入合計	824,929	1,417,363
事業活動支出	752,905	685,330
施設整備等支出	4,900	268
その他支出	32,493	68,688
支出合計	790,298	754,286
当期収支差額	34,631	663,077

*平成27年度の事業活動収入1,349百万円のうち、881百万円は経常経費補助金収入であ

る。そのうち、平成 28 年度から新規に始まる事業としての補助金収入は、以下の通りである。

- 平成 27 年度山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費 81 百万円
- 平成 27 年度山口県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費 112 百万円
- 平成 27 年度保育士確保貸付事業 129 百万円

③ 主な経営指標 (単位：%)

	26 年度	27 年度
自己資本比率	81.1	82.8
流動比率	17,688	42,666
借入金依存度	0	0
事業活動収支差額率	3.4	49.1
県委託事業の再委託率	0	0

④ 県の財政的関与 (単位：千円)

	26 年度	27 年度
委託費	133,501	172,222
補助金	315,883	850,942
負担金	0	0
補助金等合計	449,384	1,023,164
総収入に対する補助金等割合	57.5%	75.8%
単年度貸付額	0	0
年度末貸付金残高	0	0
損失補償（債務保証）残高	0	0

(4) 監査要点と実施した手続 【介護福祉士修学資金貸付原資】

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	平成 27 年度に貸付残高のある、「介護福祉士修学資金貸付者一覧（貸付開始は平成 26 年度）」を入手し、サンプルで 3 名を抽出のうえ、下記書類を確認した（包括外部監査対象年度の平成 27 年度は山口県の貸付であり社会福祉協議会は事務窓口だけの役割のため割愛）。 サンプル No. 63/No. 67/No. 91 の 3 名 1. 貸付募集要項（介護福祉士修学資金貸付の御案内）を確認 2. 申請書、養成施設長の推薦状、（県外の養成施設に在学・入学者）住民票を確認

	<p>3. 貸付決定通知</p> <p>4. 誓約書（連帯保証人あり）</p> <p>5. 貸付振込確認</p> <p>6. No91 については、貸付取消事由（留年）に該当するため、取消申請書・返還明細を確認</p> <p>7. No. 63 及び No. 67 の 2 名については、卒業証明及び就職証明を確認</p> <p>8. No. 67 については、H27 年 3 月に卒業し、同年 4 月に就職しているため、H28 年 4 月の定期確認（従事状況報告書）書類を確認 ※指摘事項あり</p>
<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>介護福祉士不足が全国的に懸念されている中で、山口県の高齢化率も伸びており今後益々介護福祉士の需要が高まると想定される。このような状況において、当貸付事業が山口県内の介護福祉士として一定期間介護業務に従事することで返還免除となることから、介護福祉士の不足に対する一つの有効な対応策となり得る。</p>
<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>※意見あり</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日時点（平成 27 年度末）で返還中の債務者は 21 名。うち 6 名が延滞債務者（平成 28 年 3 月末で償還終期となっているが未済額がある債務者）。</p>

(5) 指摘事項及び意見

【介護福祉士修学資金貸付原資】

①従事状況報告書の定期的な届出について
(指摘事項)

No. 67 のサンプル対象者について、介護福祉士養成施設（短期大学）を平成 27 年 3 月に卒業しており、同年 4 月に県内の社会福祉施設へ就職し、業務に従事することとなった。

貸付金の返還免除要件として、「1年以内に県内の社会福祉施設や事業所等で介護福祉士として介護等の業務に5年間引き続き従事したとき」と定められている。

ここで、5年間引き続き当該施設等に従事していることを確認するものとして従事状況報告書を毎年4月に届け出るよう求めている。No.67については、平成27年4月の就職以降、平成28年4月に従事状況報告書を提出する必要があるが、平成28年11月2日現在では未提出である。返還猶予要件に関する重要な確認事項であるにも関わらず、社会福祉協議会としてその確認を失念しているため、早急に当該確認書類の提出をNo67に求め、以降確認漏れが無いようにチェック体制を整備・運用する必要がある。

②介護福祉士修学資金貸付事業の利用拡充について

介護福祉士修学資金貸付事業の利用は、経済的な負担を軽減することで介護福祉士の増加を期するものであり、全国47都道府県で同様の制度が展開されている。山口県としても、まずはこの制度の利用拡充を通じて、介護人材の確保に努める必要がある。

③延滞債務者に関する債権回収に外部の法律専門家の利用について

(意見)

平成28年3月末で貸付取消し処分を受け、返還を要する債務者は21名存在する。21名のうち、償還終期(平成28年3月末)を迎えて未済額のある、いわゆる延滞債務者は6名である。

山口県社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会が策定した「債権管理マニュアル」等を活用し、電話連絡や訪問、催告書の送付といった方法により債権管理を行っている。

一方で、延滞債務者からの回収を安易に長引かせることも資金財源の効率性を悪化させることになるため対応措置が必要である。上記のような現状の対応に限界があり、実利を伴わない形骸化した対応であれば逆に回収コストのみ生じることとなる。コストパフォーマンスを考慮することにはなるが、外部の法律専門家(弁護士等)の利用を検討することも考慮の余地があると思われる。

(6) 監査要点と実施した手続

【社会福祉法人山口県社会福祉協議会運営費補助事業】

【生活福祉資金貸付事業費】

【社会福祉施設経営指導員設置費補助事業】

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の支払手続は、県の定める規則

	等に基づいて行われていることを確かめた。
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・担当者への質問および関係資料の閲覧により補助金が有効に活用されているか検討した。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(7) 指摘事項及び意見

①社会福祉法人山口県社会福祉協議会運営費補助事業

ア交付申請書の提出について

(指摘事項)

「社会福祉法人山口県社会福祉協議会運営費補助金交付要綱」第3条第2項では交付申請書の期日について「補助金の交付を受けようとする年度の4月30日とする」としている。平成27年度の交付申請書の日付は4月28日となっているが、交付申請書についての決裁書では起案5月11日、決裁5月11日となっており、実際には5月に提出されたとのことである。今後は交付要綱に記載された期日までに提出するように留意する必要がある。

イ決裁書の決裁日付の記載について

(指摘事項)

決裁書に決裁日の日付の記載がないものがあつた。決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから記載をする必要がある。

②生活福祉資金貸付事業費

ア貸付金償還免除の状況について

(意見)

生活福祉資金貸付金の償還免除および新規貸付の状況は以下のとおりである。

		25年度	26年度	27年度
償還免除	金額(千円)	8,988	13,240	40,946
	件数	42	32	131
新規貸付	金額(千円)	29,735	49,985	49,271
	件数	133	112	188

貸付にあたっては、国の要綱に基づき、本人の状況や償還能力の有無等を適正に審査するとともに、全国社会福祉協議会が策定した債権管理マニュアルに基づき、督促等の債権管理を行っているが、制度の特性から、毎年、償還免除が発生している状況にある。

県社会福祉協議会においては、死亡等により回収の見込みがないものについては、国の規定に基づき債権免除を実施するとともに、平成24年から償還指導員を2名配置し、債権管理に努めており、引き続き、融資後の回収促進等を図る必要がある。

【3】健康増進課

1 健康やまぐち総合推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくり対策、生活習慣の改善、社会環境の整備に取り組む。

- 事業内容：
 - ①生活習慣病の発症・重症化予防
 - ・特定健診受診率向上対策事業
特定健診受診率の向上を図るため、地域・職域が連携した取組を推進する。
 - ②ライフステージに応じた健康づくり対策
 - ・ロコモティブシンドローム予防のための取組
 - ③生活習慣の改善
 - ・たばこ対策促進事業
「山口県たばこ対策ガイドライン」に基づき、受動喫煙防止、禁煙支援等、喫煙防止に取り組む。
 - ・減塩プロジェクト事業
生活習慣病の高リスク因子である食塩の高摂取に対応するため、飲食店等での減塩メニューの開発支援や家庭での減塩習慣の定着など、減塩に向けた対策に取り組む。
 - ④健康づくりを支える社会環境の整備
 - ・健康マイレージ事業
健康行動（健診受診やウォーキングの実践等）によるポイントを貯めると、健康づくり協力店で特典サービスが受けられる健康マイレージ制度を市町と連携して構築する。
 - ・健康格差縮小対策事業
健康格差の縮小を図るため、市町間で比較のできる意識・行動に関する調査の実施と、それらの統計データに基づいた効果的な対策の推進を図る。
 - ・健康づくりセンター事業
 - ・健康やまぐち21計画評価事業

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	19,456
決算額	15,131

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	8,466	随意契約及びプロポーザル	(株)コア 外 4 件

② 契約方法の合理性

事業内容により契約方法を区分している。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号による随意契約である。当該事業は、専門団体によって遂行されることから、価格による競争入札には適さないため、合理的であると認められる。

○ 事業区分：新規事業（前身「健康やまぐち 21 推進事業」）

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
共済費	4	臨時職員労働保険料
賃金	291	臨時職員賃金
報償費	842	外部委員等謝金 ・健康やまぐち 21 推進協議会 ・山口県食育推進会議 等
旅費	777	職員旅費及び外部委員等における 会議等参加旅費
一般需用費	3,299	印刷代及び物品代 等
役務費	348	通信運搬費（電話料）
委託料	8,466	広報企画・制作、学校等での講習会 開催、調査等の実施 等

使用料賃借料	84	会場使用料及び高速道路利用料
償還費	1,020	前年度国庫補助事業の精算に係る 国庫返還金
合 計	15,131	

○ 財源の内訳：

(当初予算 単位：千円)

年 度		平成 27 年度
事 業 費		19,456
財 源 内 訳	国 庫	3,192
	その他	1
	一 才	16,263

○ 根拠法令等：健康増進法、食育基本法等

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	委託事業者の選定及び契約等は適法に実施されているかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	委託業務の実施内容は有効なものであるか確認した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	決算額が予算額を 4,325 千円下回った主たる事由は、印刷費等の経費の削減であり、経済性が発揮されていることを確認した。

(3) 指摘事項及び意見

①委託事業について

委託料の内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

事業名	委託先	内容	支出額
やまぐち減塩プロジェクト	(株) コア	広報企画・制作	2,700
やまぐち減塩プロジェクト	県食生活改善推進協議会	講習会(家庭向け)	800

やまぐち減塩プロジェクト	(公社) 山口県栄養士会	講習会 (飲食店向け)	800
たばこ対策促進事業	県学校薬剤師会	学校へ出張講座	400
健康格差縮小対策事業	(公財) 山口県健康福祉財団	意識調査、健康マップ	2,456
健康づくりセンター事業	(公財) 山口県健康福祉財団	HP 等運営	1,310
合 計			8,466

ア やまぐち減塩プロジェクトについて

- ・ 飲食店向け講習会 公益社団法人 山口県栄養士会 800 千円

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 による 随意契約

「平成 27 年やまぐち減塩プロジェクト事業」の仕様書及び「委託契約」に基づき適正に実施及び処理されていることを確認した。

- ・ 家庭向け講習会 山口県食生活改善推進協議会 800 千円

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 による 随意契約

「平成 27 年やまぐち減塩プロジェクト事業」の仕様書及び「委託契約」に基づき適正に実施及び処理されていることを確認した。

イ たばこ対策促進事業について

- ・ 学校へ出張講座 山口県学校薬剤師会 400 千円

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 による 随意契約

「学校へのたばこがんに関する出張講座」仕様書及び「委託契約」に基づき適正に実施及び処理されていることを確認した。

また、仕様書では出張講座を 40 件以上と定めているが、山口県学校薬剤師会は委託契約内で 80 件実施しており、大変意欲的に事業を実施していることが認められた。

②特定健診受診率に関する目標設定について

(意見)

表 1. 特定健診の受診率

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
山口県 (%)	32.7	33.9	35.9	38.3	38.5
順位	44 位	45 位	45 位	44 位	45 位
全国 (%)	41.3	43.2	44.0	46.2	47.6

(出典：県健康増進課提供)

用語解説：特定健診

特定健診とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着眼した健診で、以下の項目を実施する。

基本的な項目	・質問票（服薬歴、喫煙歴等） ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）・血圧測定 ・理学的検査（身体診察） ・検尿（尿糖、尿蛋白）・血液検査（脂質検査【中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール】）（血糖検査【空腹時血糖またはHbA1c】）（肝機能検査【「AST」 GOT, 「ALT」 GPT, γ -GT】）
詳細な健診の項目	*一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施 ・心電図・眼底検査・貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）

表 2. 日常生活に制限のない期間の平均と順位（健康寿命）

	平成 22 年度		平成 25 年度	
	男性	女性	男性	女性
山口県（歳）	70.47	73.71	71.09	75.23
順位	22 位	24 位	27 位	7 位
全国（歳）	70.42	73.62	71.19	74.21

出典：厚生労働科学研究費補助金「健康寿命の指標化に関する研究－健康日本 21（第二次）等の健康寿命の検討－」の、「日常生活に制限のない期間の平均」の全国と都道府県の推定値を県が加工した資料を参考に作成。「日常生活に制限のない期間の平均」は健康状態の概念規定が客観的で、その測定法が自己申告となっている。

表 1 についてみると、平成 21 年から平成 25 年の特定健診の受診率は、年々増加傾向にあるものの、その順位は全国 47 都道府県中 44 位、45 位という低さである。表 2 は健康寿命に関する資料であるが、山口県はほぼ全国中位となっている。

特定健診の受診率と健康寿命の長さは直結するものではないが、特定健診は生活習慣病を早期発見し早期治療を行うことで健康寿命を延ばす役割を果たし、個人の生活の質の低下を防ぐとともに社会保障負担の軽減を期待して行われている。

県は他県を参考に、健康づくりを支える社会環境の整備の一環として、健診受診などの健康行動を促進する「健康マイレージ事業」を平成 27 年度に開始した。ポイントを貯めると特典カードが交付され協力店の特典が受けられる仕組みであり、健診受診や健康への関心を高めるきっかけづくりを構築している。県内 19 市町中、平成 27 年度は 8 市町、平成 28 年度では 10 市町が参加している。特定健診は健康寿命を延ばすための一つの手段であり、

受診率を上げることが最終目的ではない。しかし、一つの手段である以上、受診率が向上するよう、今後も対策を講じる必要がある。

【4】薬務課

1 薬局における在宅医療推進体制整備促進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：薬局における在宅医療の推進を図るため、薬局間の連携や、衛生材料等の規格統一による供給体制整備の取組をモデル的に実施するほか、薬局及び多職種介護関係者に対する資質向上・連携強化の研修会を実施する。

- 事業内容：薬局における在宅医療推進体制の整備促進業務委託

- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	800	2,577
決算額	800	2,577

本事業は、平成 26 年度（平成 27 年 1 月～3 月）と平成 27 年度に実施している。

- 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	2,577	随意契約	一般社団法人山口県薬剤師会
平成 26 年度	800	随意契約	一般社団法人山口県薬剤師会

② 契約方法の合理性

(一社) 山口県薬剤師会は県下の薬剤師で組織されており、当該薬剤師会に委託することですべての薬剤師に向けて最も効果的かつ効率的な在宅医療推進が可能となり、合理性はある。

- 事業区分：継続事業

- 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

	平成 27 年度	
--	----------	--

節	決算額	主な内訳
委託料	2,577	薬局における在宅医療推進体制整備促進事業委託
合計	2,577	

○ 財源の内訳：地域医療介護総合確保基金繰入金

○ 根拠法令等：医療介護総合確保促進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	1. 執行伺を閲覧 2. 業者選定伺（随意契約理由）を閲覧 3. 委託契約書（草案）を閲覧 4. 支出内訳を閲覧
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	1. 現在の県下にある薬局の中で在宅（訪問）対応可能な数を質問→約 200/約 800 中
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	1. 委託契約による事業効果について質問→薬剤師会を通すことで県下の薬局・薬剤師に対して効率的・効果的に在宅医療推進を啓発できる。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

【5】医療政策課

1 在宅医療推進事業

(1) 事業の概要

○ 事業目的：医療・介護の多職種を構成員とする協議会を開催し、在宅医療の連携体制の構築を図り、在宅医療を推進する。

○ 事業内容：本県における在宅医療を取り巻く現状把握、課題の抽出を行うとともに、今後の在宅医療の推進の在り方等について検討を行うための体制を整備する。

➤ 山口県在宅医療推進協議会について

- ・ 構成員
医療・介護関係団体、在宅サービス提供者・利用者団体、地域包括支援センター等
- ・ 協議内容
 - ①在宅医療の現状に関すること
 - ②在宅医療に係る関係相互機関の連携体制構築に関すること
 - ③在宅医療提供体制の充実を図るための施策に関すること
 - ④その他在宅医療の推進に関すること

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	5,392	1,640	1,084
決算額	2,188	375	317

○ 事業区分：継続事業（平成 25 年度から）

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	101	協議会委員謝金 101
旅費	51	協議会委員旅費 22 県内調整旅費 29
一般需用費	99	消耗品費 99
役務費	57	電話・FAX 57
使用料及び 賃借料	9	高速道路使用料 9
合 計	317	

○ 財源の内訳： 地域医療介護総合確保基金繰入金

○ 根拠法令等：医療介護総合確保促進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令	・ 支出支払手続きが、県の定める規則等に 基づいて行われていることを確かめた。

等に違反するものはないか？	
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	山口県在宅医療推進協議会が適正に開催され、在宅医療連携体制の構築や在宅医療推進の在り方等について協議が行われているか確かめた。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	山口県在宅医療推進協議会の委員への謝金の支払いが県の定めに準じて支払われていることを確かめた。

(3) 指摘事項及び意見

山口県在宅医療推進協議会の開催状況について

本事業は山口県在宅医療推進協議会の委員への謝金の支払いや協議会開催にかかる諸経費が事業費となっている。協議会の委員は、医療・介護関係団体、在宅サービス提供者・利用者団体、地域包括支援センター等の従事者により合計 15 名で構成され、協議会の開催頻度については、年 2 回程度の開催を目標としている。

平成 27 年度の協議会の開催状況について確認したが、平成 27 年度は 1 回の開催となり、また、開催時期に関しても平成 28 年 3 月 17 日の開催であった。

開催回数、開催時期について所管課担当者へ質問をしたところ、次のような回答を得た。

「国の在宅医療に関する方針が決定するのを待って、協議会を開催した方が良いという意見があり、国の在宅医療に関する方針が当初 10 月頃に出る予定であったものの、年をまたいで 1 月に出たことから、協議会の開催を行うことができなかった。」とのことである。国の在宅医療に関する方針が示されるのが遅かったことで、開催は年 1 回であったが、理由については合理性があり特に問題は認めない。

2 在宅医療支援ネットワーク構築事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：誰もが安心して在宅生活を継続できるよう、地域全体に在宅医療を普及するため、市町を中心とした調整機能を強化し、関係機関の緊密な連携体制を構築する。
- 事業内容：市町、医師会、医療機関等が連携して行う在宅医療推進モデル事業の実施（推進協議会・連携会議設置、研修会・講習会開催等）に対し、「地域医療再生臨時特例基金繰入金」を財源として補助金を交付する。

・実施機関

平成 25 年度：岩国市、柳井市、柳井医師会、周東総合病院、下関市医師会、NPO 法人山口栄養サポートネットワーク

平成 26 年度：岩国市、岩国市医療センター医師会病院、柳井市、柳井医師会、周東総合病院、上関町、下関市医師会、NPO 法人山口栄養サポートネットワーク、萩市、阿武町

平成 27 年度：岩国市、岩国市医師会病院、柳井市、柳井医師会、周東総合病院、周防大島町、徳山医師会、山口市、防府市、美祢市、下関市医師会、NPO 法人山口栄養サポートネットワーク、萩市、阿武町

・実施例

多職種連携を促進するための会議の開催

多職種のスキルアップを図るための研修会の開催

在宅医療をテーマとした市民公開講座の開催等

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	6,026	11,574	17,674
決算額	4,689	8,463	13,935

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

該当なし

② 負担金補助及び交付金

(単位：千円)

	決算額(千円)	負担金補助及び交付金の名称	交付先名称
平成 27 年度	13,935	山口県地域医療再生計画推進補助金	山口市外 13 件
平成 26 年度	8,463	山口県地域医療再生計画推進補助金	岩国市外 9 件
平成 25 年度	4,689	山口県地域医療再生計画推進補助金	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院外 5 件

○ 事業区分：継続事業（平成 25 年度から平成 27 年度）

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び交付金	13,935	在宅医療支援ネットワーク構築事業(山口市外 13 件)
合 計	13,935	

○ 財源の内訳：地域医療再生臨時特例基金繰入金

○ 根拠法令等：医療法

山口県地域医療再生計画推進補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	「地域医療再生基金管理運営要領」及び「山口県地域医療再生計画推進補助金交付要綱」に基づいて適正に処理されていることを確認した。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	在宅医療支援ネットワーク構築事業に関する対象事業について、全額補助されるため、平成 25 年度の実施から交付対象機関及び交付額は増加し続けており、その必要性を確認した。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	補助金は、実績報告書を確認することにより、無駄なく適切に交付され、使用されていることを確認した。

(3) 指摘事項及び意見

老年期になると、病院での医療と自宅や施設での介護支援を交互に必要とする場合が増えてくる。この連携体制がうまくいかないと退院後に必要な介護支援が受けられなかったり、逆に入院が必要になった時に病院側での受入れがうまくいかなかったりする事態が発生する。在宅医療を推進するためには、医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されなければならない。そのため、県では「在宅医療支援ネットワーク構築事業」として、市町、医師会、医療機関等が連携して行う事業（多職種を構成員とする講習会や研修会）に対して補助金を交付し、多職種協働による連携体制構築、実施拠点となる基盤の整備を

図っている。平成 25 年度は 3 医療圏 6 施設、平成 26 年度 4 医療圏 10 施設、平成 27 年度 7 医療圏 14 施設の実施となり、着実に全県域に広がりを見せている。

平成 27 年度の実施実績は以下の通りである。

医療圏	実施主体	実施内容
岩国	岩国市	<ul style="list-style-type: none"> 多職種を構成員とする在宅医療推進協議会の開催 在宅医療の普及啓発パンフレットの作成 等
	岩国市医師会病院	<ul style="list-style-type: none"> 在宅がん患者療養支援研修会の開催 療養支援医療機器の整備
柳井	柳井市	<ul style="list-style-type: none"> 看取りの問題等についての講習会の開催
	柳井医師会	<ul style="list-style-type: none"> 病院勤務医、開業医等によるグループワークの実施 在宅医療をテーマとした市民公開講座の開催
	周東総合病院	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療の現状や課題についての多職種合同情報交換会の開催 関係機関のスキルアップを図るための在宅医療研修会の開催 等
	周防大島町	<ul style="list-style-type: none"> 多職種を構成員とする在宅医療協議会の開催 民生委員をはじめとする住民に対する在宅医療説明会の開催
周南	徳山医師会	<ul style="list-style-type: none"> 多職種連携を促進するための会議の開催 多職種の相互理解を推進するための合同研修会の開催
山口 防府	山口市	<ul style="list-style-type: none"> 多職種を構成員とする在宅医療推進協議会の開催 多職種の相互理解を推進するための合同研修会の開催 等
	防府市	<ul style="list-style-type: none"> 多職種を構成員とする在宅医療推進協議会の開催 医療・介護資源情報マップの作成 等
宇部 小野田	美祢市	<ul style="list-style-type: none"> 多職種連携を促進するための会議の開催 多職種のスキルアップを図るための研修会の開催
下関	下関医師会	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携パスの推進のための研究会の開催 多職種連携を促進するための会議の開催 等
	NPO 法人山口栄養サポートネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 在宅栄養管理・摂食嚥下リハビリテーションに関する研修の実施 臨床栄養研究会の開催
萩	萩市	<ul style="list-style-type: none"> 在宅関係団体を対象とする医師等を講師とした研修会の開催 在宅療養等をテーマとした講演会の開催
	阿武町	<ul style="list-style-type: none"> 多職種連携を推進するための会議の開催 多職種の相互理解を促進するための合同研修会の開催

監査の結果、当該事業は適切かつ有効に実施されていると判断した。

3 在宅医療提供体制構築事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：地域の病院等が主体となり、かかりつけ医等が行う訪問診療・往診の促進・支援を行うことにより、地域における在宅医療に取り組む医療機関の拡大、提供体制の構築を図る。
- 事業内容：
 - ・訪問診療を行う医療機関等による連携体制の構築
地域の医療機関等による協議会開催
 - ・医師等に対する在宅医療に係る研修の実施
在宅医療用資機材購入（平成26年度のみ）
在宅医療導入研修、状態変化時の入院受入に関する理解促進研修等の実施
 - ・新たに在宅医療を実施する医師等に対する相談等の支援体制の構築
在宅医療に関するノウハウ等を相談することができる体制整備
 - ・地域住民への在宅医療の普及啓発
在宅医療の意義、在宅で可能な治療等についての説明会等の開催

(実施機関)

医療圏	医療機関名	医療圏	医療機関名
岩国	いしいケア・クリニック	宇部・小野田	宇部興産中央病院、宇部協立病院、尾中病院
柳井	周東総合病院	下関	下関市立市民病院
周南	周南記念病院	長門	長門総合病院
山口・防府	佐々木外科病院、阿知須共立病院	萩	都志見病院

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	49,321	60,000
決算額	44,043	53,040

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名

平成 27 年度	53,040	随意契約	社団医療法人同仁会周南記念病院外 10 件
平成 26 年度	44,043	随意契約	社団医療法人同仁会周南記念病院外 8 件

② 契約方法の合理性

・契約方法

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）単独随意契約

当該業務は、地域における在宅医療に取り組む医療機関の拡大、提供体制の構築を図るため、地域の医療機関等を構成員とする協議会の開催、在宅医療導入研修等の実施、在宅医療のノウハウ等を相談することができる窓口の設置等を行うものであり、その実施にあたっては、医療分野における高度な専門性が求められる。従って、契約の内容及び性質が価格競争による選定にそぐわないものであり、随意契約は合理的であるといえる。

また、在宅医療に関する優れた専門性を有し、各地域における在宅医療の実情に精通し、本業務を地域の実情に即して円滑かつ効率的に実施できる者は、各地域において他に存在しないため、単独随意契約となっている。

○ 事業区分：継続事業（平成 26 年度から）

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
委託料	53,040	在宅医療提供体制構築事業協議会開催等業務 53,040 （社団医療法人同仁会周南記念病院外 10 件）
合計	53,040	

○ 財源の内訳：地域医療介護総合確保基金繰入金

○ 根拠法令等：医療介護総合確保促進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
------	--------

<p>①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？</p>	<p>県においては「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に従い、委託先においては、「業務委託仕様書」及び「委託契約」に従って適正に業務を執行しているかどうかを確認した。</p>
<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>当該事業の実施により、地域における在宅医療に取り組む医療機関の拡大、提供体制の構築が図られているかを検討した。</p>
<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>当該事業実施にあたっての経済性を検討した。</p>

(3) 指摘事項及び意見

①【合規性について】

県においては「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に従い、委託先においては、「業務委託仕様書」及び「委託契約」に従って適正に業務を執行していることを確認した。

②【有効性について】

平成 26 年度からの事業であるが、実施機関が、平成 26 年度は 9 機関であったが、平成 27 年度は 11 機関となり、県内の全ての医療圏を充足することとなった。この結果、県内の在宅医療提供体制を構築する基盤が網羅されたといえる。

実施機関は、いずれも業務仕様書に則り、また各機関や地域に即した試みを取り入れ意欲的に業務を遂行していることを確認した。その結果、在宅医療に消極的であったり理解不足であったりした各関係者（医師等のサービス提供側だけでなく、患者やその家族等）への啓発活動が有効に機能していることが認められた。

更に、全ての実施機関が当該委託事業を受託したことにより在宅医療への理解が深まり、在宅医療への障壁が低いものとなっていくことを実感しており、実績報告書でも継続的な計画を示しており、大変良い効果が認められる。

③【経済性、効率性について】

各機関への委託事業であるが、同一医療圏の機関が当該委託事業を実施するにあたって合同で一般市民を対象とした講習会を開催するなど他機関との協力体制もみられ、経済的かつ効率的な運営が認められる。

また、平成 26 年度事業で購入した在宅医療用機材の使用法の講習会を開催するだけでなく、実際に診療所に貸出し、同伴して使用法を伝授するなどその普及活動にも工夫がなされ、機材の使用率の向上にも積極的に取り組まれていることを確認した。

以上の結果から、当該事業は適正に行われていると判断した。

4 地域医療連携情報システム活用構想策定支援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：在宅等における医療・介護サービスの一体的な提供を促進するため、地域の医療機関が患者情報を共有する「地域医療連携情報システム」を活用した、新たなネットワークシステムの構築を支援する。

- 事業内容：

システム活用構想策定

システム整備に向けた、医療介護連携のためのシステム活用構想を策定

平成 26 年度（補正）：下関（二次医療圏 以下同様）、萩

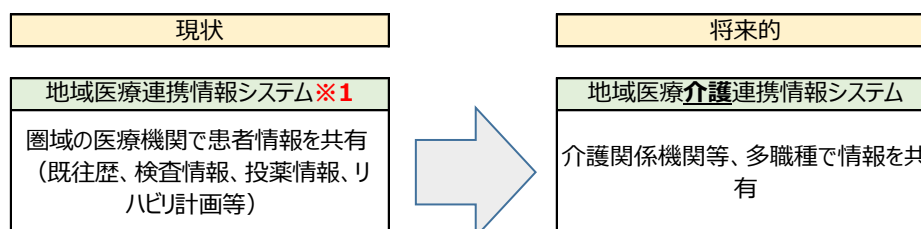
平成 27 年度（当初）：宇部・小野田、下関、萩

平成 28 年度（当初）：岩国、柳井、周南、山口・防府、長門

システム整備

システム活用構想を実現する、患者情報（検査情報、投薬情報等）を医療・介護関係機関が共有するためのシステム整備を支援

平成 28 年度（当初）：宇部・小野田、下関、萩



※1

柳井、周南、山口・防府のように、地域医療連携情報システムが導入されていない二次医療圏もある。

- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	3,000	18,000
決算額	1,836	7,451

① 決算額（平成 26 年度⇒平成 27 年度）の著増化の理由

平成 26 年度は、下関、萩の 2 つの二次医療圏でシステム整備に向けた、医療介護連携のためのシステム活用構想の骨子案を策定したのみである。一方、平成 27

年度は、宇部・小野田、下関、萩の 3 つの二次医療圏でシステム活用構想を策定したため決算額が著増化している。

②決算額が予算額に比して少ない（平成 27 年度）理由

当初予算額 18,000 千円に比較し、決算額は 7,451 千円と少ない。これは委託先である郡市医師会にて、協議会、検討会が当初予定していたよりも開催されなかったことが要因である。委員の理解が深まっている、現行の医療連携情報システムに対して大幅な改修を行わないことが決まる等の合理的な理由により協議会、検討会が当初の予定よりも少ない開催数ではあったものの、業務目的は達成されている。

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	7,451	随意契約	郡市医師会
平成 26 年度	1,836	随意契約	郡市医師会

② 契約方法の合理性

介護と連携した新たな医療連携体制の構築を目指す事業であり、既存システム（地域医療連携情報システム）の活用を前提としている。従って、医療機関をはじめ関係機関との調整能力を有し、当該システムを保有する郡市医師会以外に業務の履行は確保できない。よって、この随意契約に非合理的な点は発見されなかった。

○ 事業区分：継続事業（平成 26 年度から平成 27 年度）

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
委託料	7,451	平成 27 年度地域医療連携情報システム 活用構想策定業務
合計	7,451	

○ 財源の内訳：地域医療介護総合確保基金繰入金

- 根拠法令等：医療介護総合確保促進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	担当者への質問、業者選定伺、業務委託検査報告書等の資料の閲覧を行い、合規性について検討した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	担当者への質問、業務委託検査報告書等の資料の閲覧を行い、有効性について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	担当者への質問、見積書、業務委託検査報告書等の資料の閲覧を行い、経済性、効率性について検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①【合規性】

上述の手続の結果、合規性に問題となる事項は認められなかった。

②【有効性】

「地域医療連携情報システム」を活用した、新たなネットワークシステムの構築を支援することにより、在宅等における医療・介護サービスの一体的な提供を促進することとなる。手続の結果、有効性に問題となる事項は認められなかった。

③【経済性、効率性】

上述の手続の結果、経済性、効率性に問題となる事項は認められなかった。

【6】 医務保険課

1 後期高齢者医療対策費

(1) 事業の概要

- 事業目的：窓口一割負担の後期高齢者（三割負担の後期高齢者は公費対象外）の医療費のうち一部について県が負担する。
- 事業内容：高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療給付の12分の1（法定割合、下図表「定率県負担金」）を県が負担する。

(一) 一般負担	保険料 約1/10	後期高齢者支援金 約4/10	定率国庫 負担金 4/12	定率県 負担金 1/12	定率市町 負担金 1/12	一部 負担金 (1割)
(三) 特定 費用 負担	保険料 約1/10	後期高齢者支援金 約9/10			一部負担金 (3割)	

後期高齢者支援金は、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項において定義される保険者である、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の供出金である。したがって、一般（一割負担）の被保険者においては、後期高齢者医療保険の被保険者が直接的に負担する負担割合は2割弱にとどまる。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	17,302,988	17,740,081	17,880,864
決算額	17,127,760	17,348,531	17,748,262

決算額の増加率は年間1~2%で推移している。これは、山口県の後期高齢者数の増加率である+0.9%とおおむね整合している（平成25年10月1日現在223千人、平成26年10月1日現在225千人 出典：総務省統計局HP 人口推計の結果の概要 URL <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm#annual>）。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成27年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成27年度 決算額	主な内訳
負担金、補助金 及び交付金	17,748,009	後期高齢者医療広域連合に対し、 後期高齢者医療制度被保険者に係 る医療費について一定割合を負担
報酬	46	後期高齢者医療審査会の委員の報 酬

旅費	207	職員旅費
合 計	1,748,262	

- 財源の内訳：一般財源
- 根拠法令等：高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	合規性について、法令に違反するものはないことを確認した。
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	法律の想定する有効性が確保されているかどうかについては、山口県の包括外部監査の観点からの評価は出来ない。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	経済性、効率性が確保されているかどうかについては、後期高齢者広域連合への負担金が増加傾向を示している観点から検討を行った。

(3) 指摘事項及び意見

① 交付要綱の未作成について

(指摘事項)

県は、国の後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱を、県の要綱として利用している。しかしながら、国と地方公共団体での高齢者の医療の確保に関する法律における負担率の差異の違いや参照条文の違い等があることから、国の要綱をそのまま利用することは妥当ではない。国の要綱に準じて、参照条文や負担割合を地方公共団体に合わせた要綱を作成すべきである。

② 後期高齢者医療対策費の増加傾向について

(意見)

後期高齢者医療費の増加により、平成 25 年度から後期高齢者医療対策費は増加傾向となっている。高齢者の医療の確保に関する法律第 4 条の通り、県は、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施し、総合的な観点から後期高齢者の医療に関連する負担が増大しないための施策を実施する必要がある。県としては、同法第 9 条の規定

に基づき、山口県医療費適正化計画を定めている。山口県医療費適正化計画は、後期高齢者に関する医療費適正化も含む計画となっている。

後期高齢者医療に関して県の負担金が年々増大している状況の中で、第二期山口県医療費適正化計画の第2章第9節の「医療費適正化に向けた取組」において、「本県の一人当たり医療費は平成20年度では全国4位と高くなっていますが、これは本県においては全国に先駆けて高齢化が進行していることと、人口に対する病床数が多いことが影響していると考えられます。また本県は特に入院療養費が高く、その要因としては、生活習慣病の入院受療率が高いことと、平均在院日数が長いことが挙げられます。以上のような医療費の現状を踏まえると、「生活習慣病の発症予防」により入院受療率を引き下げるとともに、医療と介護の連携の強化を図ること等により医療機関における「平均在院日数の短縮」を推進することが必要と考えられます。このほか、より効率的な医療を提供する観点から、先発医薬品と同等で安価な「後発医薬品の使用促進」を進める必要があります。」と記載されている。

平成23年度の平均在院日数は41.2日であり、平成29年度の同目標値は40.9日となっている。平成26年度において、「第二期山口県医療費適正化計画の進捗状況」の記載によると平均在院日数は39.9日と目標値をクリアしている。ただし、山口県の高齢化率は平成22年においても全国4位と高い水準のため、平成23年度の全国平均在院日数の30.4日と比較して山口県の平均在院日数は長い状況にある。山口県としては、生活習慣病の発症予防により入院受療率を引き下げるとともに、医療と介護の連携の強化を図ること等により医療機関における平均在院日数の短縮を推進することが必要と考えている。

上記の生活習慣病の発症予防に関連する特定健康診査の実施率は、平成22年度においては33.9%であり、全国順位は45位となっている。特定保健指導は平成22年度においては14.6%であり、全国順位は21位である。特定健康診査及び特定保健指導の双方とも、実施率は高いとは言えない状況にある。「第二期山口県医療適正化計画の進捗状況」において、平成25年度の特定健康診査の実施率は38.5%、特定保健指導の実施率は20.1%であり、平成22年度から比較して改善している。しかしながら、平成29年度目標値は、特定健康診査の実施率が70%、特定保健指導の実施率が45%であることから目標達成に向けては難しい状況となっている。特定健康診査及び特定保健指導双方ともに、健康状況を把握し、健康を維持することにより、生活習慣病の発症予防により、医療費の削減につながるものである。県としては、実施率を高めるために、保健事業の人材の育成、保険者協議会への支援、一般的な県民向けの健康増進対策の推進、といった施策を実施している。しかしながら、平成29年度目標値の達成が難しい状況であることから、より一層保険者及び被保険者への働きかけを行う必要がある。

2 後期高齢者医療保険基盤安定化対策費

(1) 事業の概要

- 事業目的：市町が一般会計から後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れた低所得者等の保険料軽減分の一部を負担し、財政基盤の安定を図る。
- 事業内容：高齢者の医療の確保に関する法律第 99 条の規定に基づき、低所得者への保険料軽減相当額（被保険者均等割額の 7 割、5 割、2 割。なお、7 割軽減対象者については、特例措置により平成 27 年度においては所得の内容に応じ 9 割又は 8 割 5 分軽減されているが、県の負担としては 7 割部分となっている。）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者への保険料軽減額（被保険者均等割額の 5 割。なお、特例措置により平成 27 年度においては 9 割軽減されているが、県の負担としては 5 割部分となっている。）の 4 分の 3（法定割合）を県が負担する。

【参考】低所得者等への保険料軽減判定基準

軽減割合	判定基準
7 割軽減	軽減判定所得が 33 万円以下の世帯に属する被保険者
5 割軽減	軽減判定所得が 33 万円 + (26.5 万円×被保険者) 以下の世帯に属する被保険者
2 割軽減	軽減判定所得が 33 万円 + (48 万円×被保険者) 以下の世帯に属する被保険者

- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	2,905,923	3,669,269	3,382,794
決算額	2,875,839	3,288,422	3,424,464

被保険者の増加により、後期高齢者医療保険基盤安定化対策費が増加している。軽減判定所得により軽減割合が決まるため、山口県としては当対策費の増減については裁量の余地がないものとなっている。

なお、平成 25 年度から平成 26 年度の決算額の増加については、被保険者の増加に加えて、保険料軽減基準が大幅に緩和された結果、新たに軽減された被保険者が増加したことによるものである。

- 事業区分：継続事業
- 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金及び交付金	3,424,464	高齢者の医療の確保に関する法律第 99 条の規定に基づき、低所得者への保険料軽減額相当額及び被用者保険の被扶養者への保険料軽減額の 4 分の 3 を県が負担。
合 計	3,424,464	

- 財源の内訳：一般財源
- 根拠法令等：高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	交付要綱に照らして資料を閲覧した結果、要綱に準じて事務処理がなされているか検討した。
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	法令により地方公共団体の負担が決定されている、法令の通りの事業を実施しており有効性について問題はないと判断する。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	事業実施は適時適切になされており、経済性及び効率性について問題はないものと判断する。

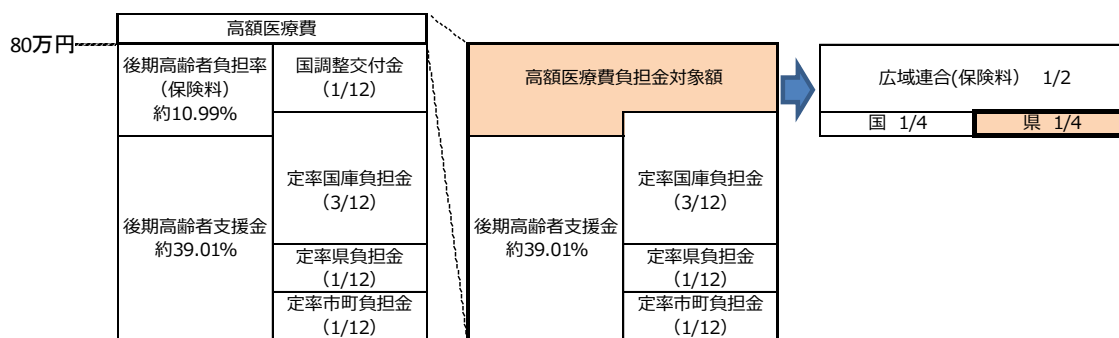
(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

3 後期高齢者医療高額医療費共同事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクを軽減する。
- 事業内容：レセプト 1 件あたり 80 万円を超える医療費について、保険料 (10.99%) と国調整交付金 (1/12) でまかなうべき部分の 1/4 を県が負担する。



○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	681, 530	733, 785	765, 018
決算額	759, 725	780, 974	823, 694

○ 事業区分：継続事業

○ 委託料等執行状況

① 負担金及び交付金

	決算額 (千円)	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 27 年度	823, 694	後期高齢者医療給付費等県負担金 (高額医療費共同事業)	山口県後期高齢者医療広域連合
平成 26 年度	780, 974	後期高齢者医療給付費等県負担金 (高額医療費共同事業)	山口県後期高齢者医療広域連合
平成 25 年度	759, 725	後期高齢者医療給付費等県負担金 (高額医療費共同事業)	山口県後期高齢者医療広域連合

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び交付金	823, 694	後期高齢者医療広域連合に対し、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額な医療費の一定割合を負担

合 計	823,694	
-----	---------	--

- 財源の内訳：一般財源
- 根拠法令等：高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・負担金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により「後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱」に準じて行われていることを確かめた。 ・負担金の支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・担当者への質問および関係資料の閲覧により交付実績について検討した。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・負担金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

- ① 交付要綱の作成について
(意見)

県は、県負担分について交付要綱を作成していない。国庫負担分の「後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱」に準じて事務処理を行っているとのことであるが、国庫負担分（第93条第2項）と県負担分（第96条第2項）とは根拠となる条文が異なるため、県負担分について交付要綱を作成する必要がある。

4 後期高齢者医療財政安定化基金事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：保険料の未納や給付費の増加による財政リスクに対応し、後期高齢者医療広域連合の保険財政の安定化を図るため、県に基金を設置し、無利子貸付または交付金の交付を行う。加えて、保険料増加抑制のための交付金事業にも基金を充てることができる。

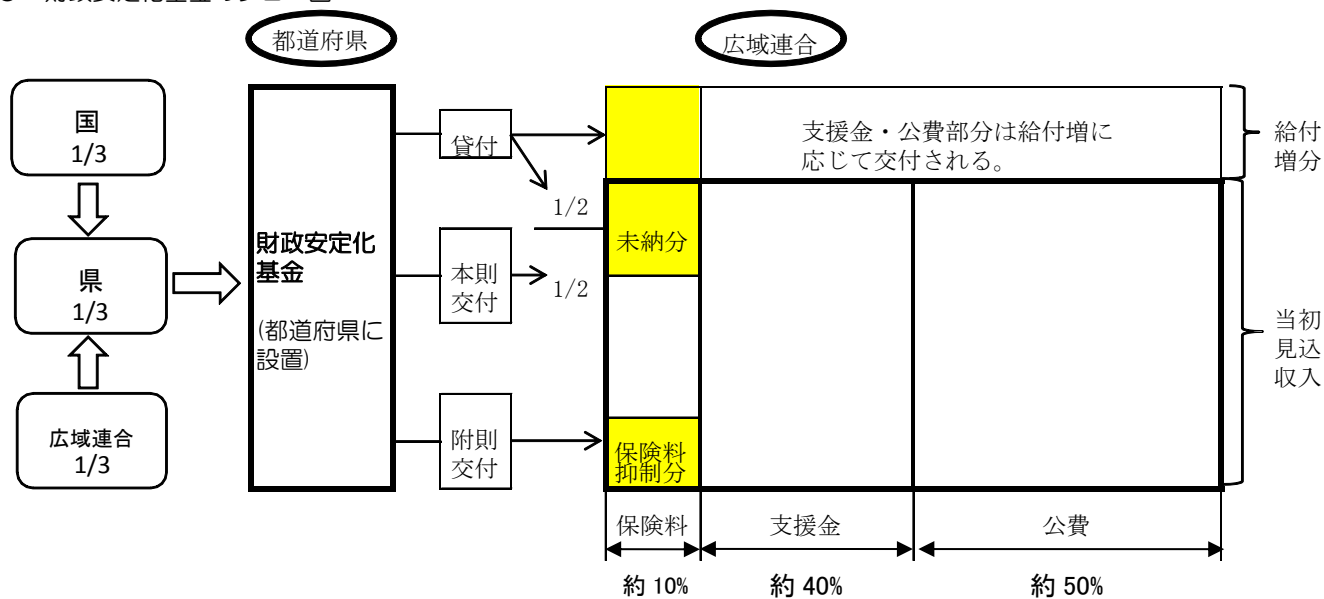
○ 事業内容：①貸付事業

各年度において、給付費の増大や保険料の未納による財政不足額について基金から広域連合へ無利子貸付を行う。なお、貸付金は、次期財政運営期間で償還することとし、償還費用を保険料に上乗せする。

②交付事業

財政運営期間を通して保険料収納率の悪化により、財政不足が見込まれる場合において、未納分の2分の1を財政安定化基金から広域連合へ最終年度に資金を交付する（本則）。なお、保険料率の増加が見込まれる場合において、予めその抑制に必要な交付額の上限を設定し、当該特定期間中にその範囲内の資金を交付する（附則）。

● 財政安定化基金のフロー図



○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	3,390,430	2,391,654	2,389,078
決算額	512,880	296,994	295,215

当初予算額は、国、県及び山口県後期高齢者医療広域連合による積立額並びに貸付・交付事業の所要額を示している。実績である決算額は各年度において貸付・交付事業がなかったため、各年度とも当初予算額と著しくかい離している。また、平

成 25 年度までは拠出率が 0.08%であったが、平成 26 年度、平成 27 年度は財政リスク（保険料収納不足リスク及び給付費増加リスク）が減少したため、0.044%に変更されている。なお、拠出率とは 2 年を一期間として直近の実績に基づき厚生労働大臣が設定する率を標準として、都道府県の条例で定めている。

○ 事業区分：継続事業（平成 20 年度から）

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
積立金	295,215	後期高齢者医療財政安定化基金への資金の積み立て (財源：国・県・広域連合各 97,980+ 基金運用利息 1,276)
合計	295,215	

○ 財源の内訳：国庫、県一般財源、山口県後期高齢者医療広域連合からの拠出金

○ 根拠法令等：高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条、附則第 14 条の 2

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	山口県後期高齢者医療財政安定化基金運営要綱に従って、拠出金の額の算定、拠出金の納付及び基金への積み立てが適正に実施されているかを確認した。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	法令により地方公共団体の負担が決定されている、法令の通りの事業を実施しており有効性について問題はないと判断する。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	事業実施は適時適切になされており、経済性及び効率性について問題はないものと判断する。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

【7】 中山間地域づくり推進課

1 やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：「やまぐち元気生活圏」の形成に向け、推進体制の強化を図るとともに、市町や地域の主体的な取り組みを総合的に支援する。
- 事業内容：①大学や関係団体等を加え、新たに全県的な推進組織を設置し、県と市町の実践的な連携・協働体制を一層強化すること。
②「機能・サービスの拠点化」、「集落間のネットワークの強化」及び「元気生活圏を支える地域コミュニティ組織の育成」に向けた市町、地域の取り組みに対し、ソフト・ハード両面からきめ細やかな支援を総合的に実施すること。
③地域づくりの新たな担い手を確保するため、市町における地域おこし協力隊の積極的な導入・活用を促進すること。



○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	95,740
決算額	35,683

予算と決算額にかい離が見られる。この理由として、当事業での市町・地域への取り組み支援については、市町に対して次年度の予定を調査し必要予算額を計上しているが、市町の予算編成時等において事業の優先度の関係により事業化されなかったこと等の理由により事業要望が減少し、事業費の減額となった。

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	2,070	特命随意契約	(公大) 山口県立大学他 2 件

② 契約方法の合理性

ア サイト保守点検委託業務

サイトの運用を円滑に行うための保守点検業務は、高度な専門性、技術性が求められる業務である。やまぐち中山間地域づくり支援サイトは、平成 22 年度に実施したプロポーザルコンペティションの結果、(株) コアがシステムを構築したものである。サイトは 24 時間 365 日運用するものであり、円滑な運用を行うためにはシステムを熟知している同社に委託することが効率的かつ効果的である。従って、特命随意契約には合理性があると考えられる。

イ 中山間地域活性化総合支援事業委託業務

本業務を適正に遂行するには、本県中山間地域の状況に精通し、専門的な知見とネットワークを有する相手方と契約する必要がある。公立大学法人山口県立大学は、

(ア) 地域と連携して、課題解決に取り組むことを目的とする付属機関「地域共生センター」内に、県内の中山間地域づくり活動の支援を目的とする「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」が設置されている。

(イ) 平成 20 年度に県内中山間地域を一定の指標により類型化し、目指すべき方向別に県内の取り組み事例を紹介した「やまぐち中山間地域振興ライブラリ

一」を作成するとともに、平成 21 年度には「小規模・高齢化集落实態調査」を委託実施しているなど、本県の中山間地域の状況を熟知している。

(ウ) 平成 19～20 年度に実施した「中山間地域集落ネットワーク形成支援事業」及び平成 21～24 年度に実施した「中山間地域元気創出支援事業」を委託しており、モデル地域等への専門家派遣業務等を通じて、中山間地域の支援に資する様々なノウハウやネットワークを有している。

などの豊富な実績を有しており、特命随意契約には合理性があると考える。

○ 負担金、補助金及び交付金の推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 27 年度	31,137	拠点化・ネットワーク化基盤整備支援事業	岩国市他 6 市町

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
補助金	31,137	拠点化・ネットワーク化基盤整備支援事業
委託料	2,070	サイト保守料、コーディネーター派遣業務
報酬	1,060	非常勤嘱託員報酬
共済費	149	非常勤嘱託員共済費
報償費	158	講師謝礼
旅費	903	県外出張等
一般需用費	128	消耗品等
合計	35,683	

○ 財源の内訳：全額国庫 (地方創生先行型)

○ 根拠法令等：山口県中山間地域振興条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続

①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・拠点化・ネットワーク化基盤整備支援事業補助金交付要綱に従って、補助金の交付申請、実績報告等が実施されているかを確認した。 ・業務委託は、委託契約書に添付される委託仕様書に従い、適切に実施されているかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	「山口県中山間地域づくりビジョン」【改訂版】(計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度)に掲げる施策数値目標の平成 27 年度末の状況と平成 29 年度の達成可能性を検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	特命随意契約に関する委託料であっても、参考見積書等を徴求しているか否か検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①施策数値目標の達成状況について

(有効性)

「山口県中山間地域づくりビジョン」【改訂版】(計画期間：平成 25 年度～29 年度)の施策数値目標で、当事業に係る平成 27 年度末の状況及び平成 29 年度の達成可能性を検討した結果、その状況は以下の通りである。いずれの数値も達成済み、又は達成可能であり、当事業の有効性が認められる。

目	数 値			備考
	平成 24 年度 (基準年)	平成 27 年度末	平成 29 年度 (目標年)	
「地域の夢プラン」作成数 (累計)	51 地域	62 地域	90 地域	平成 29 年度に達成 現在 66 地域 (H28.12.31 時点)
中山間地域づくりリーダー研修会新規受講者数	—	51 人	80 人	平成 28 年度に達成 平成 28 年度受講予定数 90 人
地域おこし協	6 人	33 人	40 人	平成 28 年度に達

力隊員数				成 現在 48 人 (H28.12.31 時点)
中山間地域支援活動の延べ参加者数（年間）	521 人	906 人	950 人	平成 28 年度に達成見込 見込人数 977 人

ア 「地域の夢プラン」とは、住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像の具体的な目標、行動計画を定めるものであり、県は、当プランづくり等を契機として、住民主体の地域づくり活動や、自主防災組織活動、福祉ネットワークなどの取り組みを促進するとともに、当プランの実現に向けた実践活動を市町と連携して支援を行う。

イ 「中山間地域づくりリーダー研修会」については、地域づくりの専門家を招いた研修会などを関係機関・団体等と連携して開催し、地域づくりリーダーの養成・確保を促進する。併せて、「住民参加の場」における話し合い活動等を通じて、地域づくりの担い手を確保する。

2 中山間地域元気創出応援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：中山間地域における担い手不足に対応するため、企業、学生、県職員、一般県民など、あらゆる外部人材を活用し、住民による地域課題の解決や地域資源の活用等に向けた自主的・主体的な取組を支援する。
- 事業内容：①多様な人材の力を集結して、中山間地域づくりを支援する「やまぐち中山間応援隊」を創設し、地域住民とともに課題解決等に向けた活動を展開するとともに、協働を通じた地域との交流等により、中山間地域の元気創出を応援する。
- ②やまぐち中山間地域づくりサポートセンター（山口県立大学附属地域共生センター内に設置）において、地域のニーズや活動段階、支援人材が有する特性等を踏まえ、地域ニーズと支援人材のマッチングを一元的かつ総合的に行うことにより、幅広い課題に効率的・効果的に対応する。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	10,730
決算額	5,783

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	5,638	随意契約	公立大学法人 山口県立大学 (やまぐち中山間地域づくり サポートセンター)

② 契約方法の合理性

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約

選定業者及び理由

- ア 地域共生センターを設置し、県内の地域づくり活動を支援するなどの実績を有している。
- イ 県内の中山間地域づくり事例集の作成、小規模・高齢化集落实態調査を行っており、本県中山間地域の状況を熟知している。
- ウ 前事業及び昨年度の県委託業務において、アドバイザー等の専門家と地域ニーズとのマッチングや企業・大学生等の活動支援業務等を実施しており、支援活動に資する豊富なノウハウやネットワークの実績を有している。

「上記のことから、本業を適正に行えるのは、(やまぐち中山間地域づくりサポートセンター) しかなく、本業務の趣旨に照らして、また、目的を達成する上で選定業者との間で契約を締結することが妥当であるといえる。」、との委託に関する審査会資料には記載があるが、監査人は、下記の(3)指摘事項及び意見の①「当事業の有効性等の検証等について」で意見を述べている。

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

	平成 27 年度	
--	----------	--

節	決算額	主な内訳
報償費	17	講師謝礼
旅費	107	県内旅費等
一般需用費	3	消耗品費
委託料	5,638	「中山間地域活性化総合支援事業」委託業務
使用料賃借料	18	E T C利用料
合計	5,783	

- 財源の内訳：国庫 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）
- 根拠法令等：地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）制度要綱
やまぐち中山間地域元気創出応援事業実施要綱
やまぐち中山間地域元気創出応援事業実施要領
やまぐち中山間地域元気創出応援事業助成金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	上記要綱等に則って委託事業に関する事務処理等が適正に行われていることを確認した。
② 有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	「中山間地域活性化総合支援事業」の成果報告書を閲覧し、成果について検討した。
③ 経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	事業費は申請額ではなく、実績額を適正に交付していることを確認した。

(3) 指摘事項及び意見

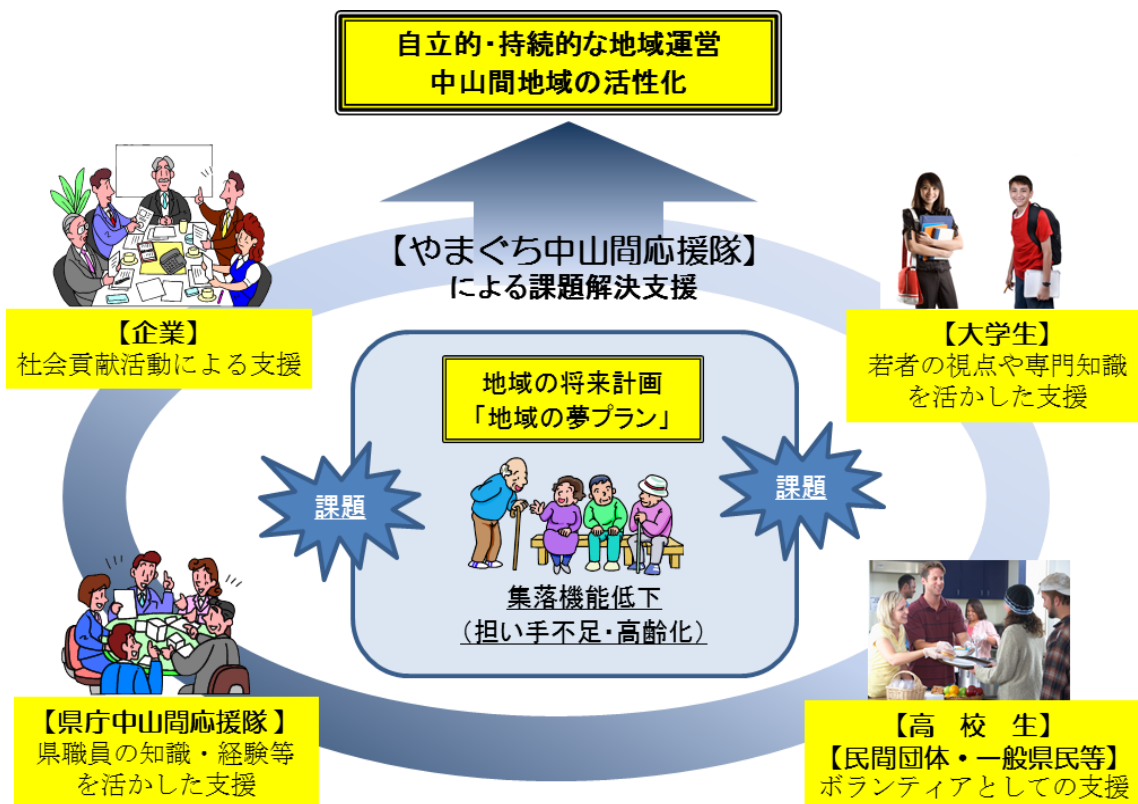
当該事業は、下記表のように支援を希望する中山間地域に対して、企業、大学、一般県民、県職員等の幅広い外部人材が支援し地域の元気創出を応援するものである。その方法として、県は「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」に委託し、以下の様に助成をしている。

- ①企業の社会貢献活動による地域づくり支援に上限 250 千円/件
- ②地域連携による先導的地域活性化支援に上限 1,500 千円/件

③大学生等による地域づくり支援に上限 250 千円/件

(県職員は県庁中山間応援隊を結成し、地域づくりを支援
一般県民による地域づくり支援は、ボランティアである。)

平成 27 年度実績としては、①1 件 250 千円、②2 件 2,218 千円、③10 件 2,237 千円で
あり、また、サポートセンターへの間接費は 470 千円となっている。



①当事業の有効性等の検証等について
(意見)

県は、当該事業の委託先は、上記における「委託料等執行状況 ②委託方法の合理性」に記した理由により「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」しかないとしているが、一定の実績があることのみが理由となっており、他に相応しい委託先がないことにはならない。委託事業を実施するためには、地域課題の解決支援や地域づくり人材の確保等の業務に精通している事業者であることが求められるため、結果として「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」に委託することになるかもしれないが、事業の有効性を高めるためには、そのような事業者の発掘と併せ、競争入札を実施する必要がある。

また、対象である中山間地域は県の約 7 割強を占めており、解決しなければならない問題は山積みで、かつ差し迫っている。当該事業により地域に眠る観光資源を再発見

し都市部との交流が盛んになるなどの成果が認められるものも多い。しかし、地域の特産品開発を手がける事業など、活動時の地域交流及び活性化は認められても、本来的な活性化はモニタリングしなければ成果を判断できないものも多い。県は当該事業により、地域課題が解決されたのか、地域資源の活用が有効に実施されているのか否かを検証する必要がある。

3 中山間ビジネスづくり推進事業

(1) 事業の概要

○ 事業目的：中山間地域における地域産業の振興と雇用の確保を図るため、地域資源の活用等による新たなビジネスの創出や、地域外からの事業者の誘致など、地域が取り組む様々なビジネスづくりを支援する。

○ 事業内容：①地域コミュニティ・ビジネスの創出支援

地域が企画・立案するコミュニティ・ビジネスのビジネスコンテストを開催し、優秀事業の創業・事業化を支援することにより、県内各地域でのコミュニティ・ビジネス創出に向けた先進モデルを構築する。

②未利用資源を活用した新たな交流ビジネスの創出支援

地域の未利用資源を活用したモニターツアー企画案を募集し、採択したツアーの実施と商品化を支援することにより、新たな交流産業のビジネスモデルを構築する。

③中山間地域への事業者誘致の促進

地域が求める事業者を地域自ら誘致する場合に、誘致活動をサポートするとともに、各種広報媒体を活用し、公募情報を広く事業者に周知できるように支援する。

④ビジネスづくり促進補助

市町、地域が実施するハード面でのビジネス環境整備や、ビジネスコンテストの優秀事業、地域が誘致した事業者への助成を行う。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	31,180
決算額	15,007

予算と決算額にかい離が見られる。この理由として、当事業での市町・地域への取り組み支援については、市町に対して次年度の予定を調査し必要予算額を計上しているが、市町の予算編成時等において事業の優先度の関係により事業化されなかったこと等により事

業要望が減少し、事業費の減額となった。

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	3,623	特命随意契約	(一財) 都市農山漁村交流活性化機構

② 契約方法の合理性

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構は、主に以下の事業を実施している。

ア こども農山漁村交流プロジェクトの推進 (受け入れ地域と学校等のコーディネート等)

イ グリーン・ツーリズム活動の推進 (着地型旅行商品づくり支援、体験指導者等人材育成、農林漁家民宿支援等)

ウ 農林水物物直売所を核とした 6 次産業化支援

等、都市農山漁村交流による地域活性化の支援を展開している。

また、第 2 種旅行者に登録され、国内募集型旅行の企画販売に精通している。

本県内においても、広範囲の地域で人材育成研修や受け入れ地域体制づくりの指導活動等を展開しており、本県の都市農山漁村交流の実情を熟知しているとともに、実績も豊富である。従って、特命随意契約には合理性があると考える。

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
旅費	208	県内出張
一般需用費	3	消耗品等
委託料	3,623	未利用資源活用型モニターツアー 実施支援業務
使用料及び賃 借料	77	ETC 利用料等
負担金補助及 び交付金	11,017	ビジネスづくり促進補助金 未利用ツアー支援補助金
報償費	79	講師謝礼

合 計	15,007
-----	--------

○ 財源の内訳：国庫 全額（地方創生先行型）

○ 根拠法令等：山口県中山間地域振興条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・「山口県中山間地域づくりコミュニティビジネスコンテスト優秀事業の選定に係る審査要項」等に基づいて、第一次審査、第二次審査等が実施されているか確かめた。 ・委託事業は、委託契約に定める業務委託仕様書に基づいて実施されているか確かめた。 ・未利用資源活用型モニターツアー支援補助金交付要綱に従って、交付の申請、実績報告等が実施されているか確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	未利用資源活用型モニター実施事業について、業務委託仕様書が要求する企画事例集を入手し、その実行可能性、具体性があるか否か等を検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	特命随意契約に関する委託料であっても、参考見積書等を徴求しているか否か検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①地域が企画・立案するコミュニティ・ビジネスのビジネスコンテストについて

(意見)

当事業は、中山間地域の資源や特性、地域課題への対応等をビジネスの観点から捉え、これらに根差したビジネスづくりの取り組みを積極的に進めることができるよう、多様な支援メニューの一環として平成27年度から予算化したものである。

当年度は県単独でコンテストを実施したが、その募集については、記者配布を行い、県ホームページにも掲載するとともに、中山間地域のない和木町を除く18市町等に対し事前に個別説明を行い、応募協力依頼を行った。しかしながら、応募件数は僅か4件であり、また、実績として創業・事業化されたものはなかった。

応募件数が少なかったこと、今後の創業・事業化を推進するため、事業実施について改

善すべきと考える。

4 体験型教育旅行受入拡大推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：都市と農山漁村の交流を通じた中山間地域の活性化を図るため、体験型教育旅行の受入拡大に向け、「山口県体験型教育旅行アクションプラン」に基づく誘致対策の強化や受入体制の拡充等の取組を推進する。

○ 事業内容：

項目	内容
全県的な推進体制の構築	○「山口県体験型教育旅行推進協議会」の設置・運営 アクションプランの取組推進と進行管理、受入地域協議会間の連携強化、情報共有、一元的な情報発信等の実施
誘致対策の強化	○近隣都市の学校等に対するプロモーション活動 広島西部の公立小学校を中心とした誘致活動の展開
	○教育関係者招致体験会の開催 県外及び県内の教育関係者を対象とした招致体験会の実施
	○本県独自の教育効果測定手法の確立 体験活動に係る本県独自の教育効果測定手法の確立に向けたアンケート調査の実施
	○PRツールの充実 PRパンフレット・DVD・ホームページの改訂
受入体制の拡充	○受入体制づくり支援アドバイザーの派遣 受入地域協議会未設置市町への専門家派遣や、専門家を招いた地域ごとの研修会の開催
新たな交流への展開	○訪日教育旅行の受入れに向けた体制整備 世界スカウトジャンボリーを活用した試行的受入れの実施と、ノウハウのマニュアル化

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度
当初予算額	8,320
決算額	5,737

委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	4,946	一般競争入札、 随意契約	株式会社コア 外 6 件

② 契約方法の合理性

業務委託契約のうち、決算額 1,000 千円以上の契約 2 件について契約方法の合理性を検討した。抽出した 2 件の契約方法は以下のとおりである。

委託業務	委託業者名	決算額 (千円)	契約方法
体験型教育旅行 P R パンフレット作成業務	株式会社コア	1,171	随意契約 (プロポーザルコンペティション)
体験型教育旅行に係るアンケート調査集計業務	株式会社日本統計センター	1,019	一般競争入札

抽出した 2 件のうち「体験型教育旅行 PR パンフレット作成業務」の契約方法は、随意契約である。その理由について、委託業者はパンフレットの作成に関して高度なデザイン力を発揮することが求められることから、価格による競争には適さないため、随意契約には合理性があると考えられる。

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	145	講師謝礼
旅費	552	県外出張等
一般需用費	13	消耗品等
委託料	4,946	・ 訪日教育旅行受入体制支援業務 ・ 訪日外国人受入通訳業務 ・ 体験型教育旅行 P R パンフレット作成

		業務 ・「山口県体験型教育旅行PR用DVD」改訂版制作業務 ・体験型教育旅行に係るアンケート調査集計業務 ・「体験型教育旅行」ホームページリニューアル業務 ・体験型教育旅行に係るアンケート集計システム作成業務
使用料及び賃借料	81	ETC 利用料等
合 計	5,737	

○ 財源の内訳：国庫（地方創生推進交付金）

○ 根拠法令等：地域再生法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・業務委託契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・委託料の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・担当者への質問および関係資料の閲覧により取組実績について検討した。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

① 体験型教育旅行の受入状況について

体験型教育旅行の受入状況は、以下のとおりである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
受入人数（人）	3,852	4,249	5,206
受入地域協議会（地域）	8	9	9

受入人数は平成 26 年度に比べて増加しているが、受入地域については平成 26 年度から変わっていない。県と山口県体験型教育旅行推進会議が平成 27 年 3 月に作成した「山口県体験型教育旅行アクションプラン」では体験型教育旅行の受入人数を平成 29 年度に 7,000 人とする目標を設定している。また、県が平成 27 年 3 月に平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間を対象として作成した「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、体験型教育旅行の受入地域数を平成 29 年度に 12 地域とする目標を設定している。

（意見）

受入地域協議会は、現在 9 地域となっているが、「阿武地域グリーン・ツーリズム推進協議会」が休止状態となっており、パンフレットの受入地域からも外れている。他の受入地域との連携を図るなど、今後の活動を検討する必要がある。

【8】県民生活課

1 いきいき！社会貢献活動推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：地域の絆を大切にしたい活力ある地域づくりに向け、社会貢献意欲の高い退職した高齢者等の社会貢献活動への参加を促進し、県民活動の一層の活発化を図る。

○ 事業内容：

項目	内容
「やまぐち社会貢献活動支援ネット」の整備	○ボランティア等の募集情報をインターネットを通じて活動希望者に一元的かつスピーディーに情報提供するシステムの構築 ・設置場所 やまぐち県民活動支援センター
社会貢献活動への参加促進	○コーディネーターの配置による支援ネットの円滑な運用 ・登録会員の募集・掘り起し ・社会貢献活動の参加に係る相談・助言、情報提供 ・システム運用管理（登録情報の審査・掲載等）

・やまぐち社会貢献活動支援ネットの利用状況

県は、NPO等のボランティアやスタッフの募集情報に加え、参加を希望する方々の情報をインターネットを通じて一元的かつスピーディーに情報提供するシステム【やまぐち社会貢献活動支援ネット（愛称「あいかさねっと」）】を構築して、平成27年11月より当該システムの運用を開始している。

平成28年8月31日現在の「あいかさねっと」登録実績は以下のとおりである。

会員数

会員種別	会員数
個人	242
企業	4
団体	60
合計	306

募集件数

募集团体数	募集件数
24	35

また、県民生活課が平成28年8月23日に調査した「あいかさねっと」の個人登録者の年代別内訳は以下のとおりである。

年代	登録者数（人）	構成比（％）
10代	10	4.5
20代	42	18.9
30代	32	14.5
40代	44	19.8
50代	52	23.4
60代	28	12.6
70代	14	6.3
個人計	222	100.0

平成27年11月よりシステム運用を開始して、登録者数と募集件数は順調に増加しており、県では平成28年度の個人登録者数について400人という目標を掲げている。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	4,866
決算額	4,796

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	4,702	単独随意契約	NPO 法人やまぐち県民ネット 21 外 1 件

② 契約方法の合理性

当該事業の委託業務は 2 件であり、いずれも単独随意契約である。その単独随意契約の理由は、以下のとおりであり、契約方法には合理性があると考えます。

ア 「やまぐち社会貢献活動支援ネット」コーディネート業務（決算額 2,785 千円）

契約方法及び理由	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	(理由) 「やまぐち社会貢献活動支援ネット」については、県域レベルでの社会貢献活動の促進を図る観点からやまぐち県民活動支援センターに設置するものであり、この支援ネットのコーディネート業務を実施できるのはやまぐち県民活動支援センターの運営者のみであるため。
選定業者及び理由	NPO 法人やまぐち県民ネット 21	(理由) やまぐち県民活動支援センターの運営者であるため

イ 「やまぐち社会貢献活動支援ネット」構築・維持管理業務（決算額 1,917 千円）

契約方法及び理由	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	(理由) ネットの構築に当たっては、県民活動団体の情報等を発信する「やまぐち県民活動スーパーネット」とデータの共有化、企画の同一化を図り、利用者に利用しやすいシステムとする必要があり、当該業務を
----------	---	---

		実施できるのは「やまぐち県民活動スーパーネット」の構築・維持管理事業者のみであるため。
選定業者 及び理由	パインワークス	(理由)「やまぐち県民活動スーパーネット」の構築・維持管理事業者であるため

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
旅費	85	「やまぐち社会貢献活動支援ネット」運営調整会議等
一般需用費	9	コピー用紙
委託料	4,702	「やまぐち社会貢献活動支援ネット」構築・維持管理業務 (1,917 千円) 「やまぐち社会貢献活動支援ネット」コーディネーター業務 (2,785 千円)
合 計	4,796	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：山口県県民活動促進条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・委託料の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者への質問および関係資料の閲覧により「やまぐち社会貢献活動支援ネット」の活用実績について検討した。

③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。
--	---

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

2 高齢消費者被害防止対策強化事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：急増している高齢消費者の被害を防止するため、市町と連携し、悪質勧誘電話等の抑止効果が高い「警告メッセージ付き通話録音装置」の普及を促進するとともに、福祉関係者等と連携した研修を実施し、地域見守りネットワークを強化する。

○ 事業内容：

項 目	内 容
警告メッセージ付き通話録音装置の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・通話録音装置の貸出等 通話録音装置の普及を図るため、高齢独居世帯等に対して装置の貸出を行う市町を支援（市町に対して補助金を支出する） ・普及啓発チラシの作成、配布 通話録音装置の効果等を記載したチラシを配布。
地域見守りネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢消費者サポーター研修の実施 高齢消費者の被害防止に向けた見守り研修の実施。 ・見守りガイドブックの作成、配布 見守りのポイント等をまとめたガイドブックを関係者に配布。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	5,000
決算額	16,918

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	13,618	随意契約	株式会社西部毎日広告社他

② 契約方法の合理性

随意契約及びプロポーザル方式による随意契約となっている。

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
旅費	90	見守りサポーター研修
一般需用費	957	コピー用紙等
委託料	13,618	高齢消費者サポーター研修業務、高齢消費者被害防止啓発用 PV 企画制作等業務
負担金補助金及び 交付金	2,253	市町補助金
合 計	16,918	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：山口県補助金等交付規則、山口県消費者行政推進事業費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	警告メッセージ付き通話録音装置の普及促進に係る機器の整備事業については、市町に対する補助金であることから「山口県補助金等交付規則」及び「山口県消費者行政

	<p>推進事業費補助金交付要綱」に従って、事務処理がなされていることを確認した。</p> <p>その他の事業については、委託契約等が適切な手続にて実施されているかどうかについて検討を行った。</p>
<p>②【有効性について】</p> <p>当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>有効性の検討のため警告メッセージ付き通話記録装置の使用状況、その他の委託契約等においては作成したプロモーションビデオやチラシ等の配布状況について検討を行った。</p>
<p>③【経済性、効率性について】</p> <p>当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>契約方法の妥当性、仕様書の適切性及び積算根拠の妥当性を検討した。</p>

(3) 指摘事項及び意見

①警告メッセージ付き通話録音装置の普及促進事業の有効性について

警告メッセージ付き通話録音装置の貸出については、平成 27 年度において県内 19 市町のうち 8 市町の事業実施となっている。事業を実施した市町数が約半数に止まる点については、市町での事業実施体制の構築が出来なかったことや、別の事業で当警告メッセージ付き通話録音装置と機械的に競合する装置の取り付けがなされている等の要因があったためであり、県の事業実施体制の問題等により実施市町が少ないということではない。しかし、当補助金を利用しなかった市町においては、県が委託契約により直接通話録音装置貸出事業を実施しており、当業務のアンケート結果によると通話録音装置の使用後の感想について、「とてもよかった」が 46%、「まあまあよかった」が 47%であり、肯定的な意見が 90%超となっている。

(意見)

警告メッセージ付き通話録音装置については、使用后アンケート結果によると肯定的な意見が多数を占めており、被害防止に有効的な手段と考えられる。県として当機器の利用促進をより一層促す事業を実施することが望ましい。

②通話録音装置普及 PV (プロモーションビデオ) の作成・普及について

当事業においては、プロポーザル方式により PV の作成・普及の委託事業者を決定している。プロポーザルの運営方法については適切に実施されていた。DVD の作成枚数は 3,000 枚であり、2,841 枚が社会福祉協議会や医療機関に配布されている。この点からは、広く配布し利用するという目的は達成されている。

また、作成された PV は県のホームページで公開されている

(意見)

県のホームページの PV を閲覧することによって、高齢者の孫世代等の通話録音装置の認知度が向上するという可能性も十分に考えられる。通話録音装置の認知度向上のために、インターネット上で公開されている PV も効果的に利用することが望まれる。

③高齢消費者見守りサポーター研修実施業務について

高齢消費者見守りサポーター研修実施業務については、平成 27 年 5 月 12 日に競争入札等審査会が開催されており、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約、すなわち、「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」を理由として特定非営利活動法人消費者ネットやまぐちと随意契約が締結されている。選定理由としては、「山口県内で、同様の組織形態で研修などの啓発事業を行っている団体は他にない」等の理由が記されており、消費者保護の観点からの活動状況まで考慮すると一定の合理性はあると考えられる。

しかしながら、平成 27 年 4 月 20 日に随意契約締結前に当研修業務の打ち合わせが行われている。その中で、予算額に関しても「50 万円は消費税込」という打ち合わせ記録が記されている。県の予定価格は、予算と同額の 50 万円であり平成 27 年 5 月 13 日に決裁されている。

(指摘事項)

事前に予定価格を提示するかのような誤解を生じる可能性がある打ち合わせは、回避すべきである。また、委託契約の前の業務実施に関する打ち合わせについては、契約前の業務提供であることから適切ではない。

3 交通事故抑止対策推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者と子供に重点を置いた交通事故防止対策が重要であることを踏まえ、県民、関係団体等と連携して、県民総参加の交通安全対策を推進する。

○ 事業内容：

項 目	内 容
高齢者交通事故防止対策	「高齢者交通事故防止県民運動」の実施 ・高齢者向けチラシ・普及啓発ポスターによる広報 ・交通安全メッセージの伝達 ・ラジオスポット放送を活用した広報
子ども交通事故防止対策	「子どもの交通事故防止推進キャンペーン」の実施 「通学路交通安全指導推進ボランティア養成研修

	会」の開催
--	-------

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	869	718	977
決算額	869	718	977

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	内訳
負担金補助及び交付金	977	交通安全山口県対策協議会補助金
合 計	977	

○ 財源の内訳：県 一般財源

○ 根拠法令等：交通安全対策基本法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	事業は「交通安全山口県対策協議会運営費補助金交付要綱」に従って、実施されていることを確かめた。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	山口県交通安全対策会議の「第 10 次山口県交通安全計画」や、「元気創出やまぐち未来開拓チャレンジプラン」において、現状値と目標年度における目標値を対比させ、着実な実行がなされていることを確かめた。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	チラシ等の発注に際しては、複数業者から見積書入手し、その最低価格を提示した業者を落札していることを確かめた。

(3) 指摘事項及び意見

①交通安全山口県対策協議会の概要について

ア 目的

県内における交通事故の防止に関し、関係機関・団体等の密接な連携を確保し、総合的かつ効果的な交通安全対策を推進するなど広く県民運動を展開し、もって県民の交通安全の確保を図ることを目的として、国の通知に基づき、昭和 37 年に設立された。

イ 組織

会長 山口県知事

会員数 168 機関・団体

会員資格 交通安全関係行政機関及び交通安全関係機関・団体

会費 無料

ウ 事業内容

- 交通安全運動の推進に関する事
- 交通安全教育の推進に関する事
- 交通安全広報の推進に関する事
- 道路交通環境の整備に関する事
- 交通秩序の維持に関する事
- 交通事故多発時における緊急対策の推進に関する事
- 交通安全に功労のあった団体及び個人の表彰に関する事

エ 補助の必要性

当協議会は、県内における交通安全運動の中心的団体として、行政、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、県内の交通安全対策を総合的に推進している。特に、全国交通安全運動（春・秋）、交通安全県民運動（夏、年末年始）の実施など、広く県民に交通安全思想の普及啓発が図られており、当事業の公益性が認められる。なお、当協議会は、国の交通安全対策本部に対応したものとして、全国都道府県に設置されている。

②高齢者の交通事故防止について

(出典：交通安全山口県対策協議会 平成 27 年度 交通安全活動実施計画)

高齢者の交通事故の情勢は、次の通りである。

- 高齢者の運転免許人口の増加に伴い、高齢ドライバーによる死亡事故が多発している。
- 高齢者の交通事故死者数は全体の 50.0%で、うち道路横断中の死者が約半数を占めている。

これに対して、交通安全山口県対策協議会では、推進事項として次の様に取り組んでいる。

- ア 高齢歩行者（自転車、原動機を用いる歩行補助車等利用者を含む）
 - 老人クラブ、自治会等の活動の場を活用した「高齢者の交通安全5則」の浸透
 - 高齢者交通安全指導員等の体制の充実と育成及び高齢者に対する実践的な指導の徹底
 - くっきりナイト運動の推進による反射材の普及
 - 参加・体験・実践型の交通安全講習等による運動能力、判断能力、危険予知能力の自覚等の指導強化
 - 運転免許を保有しない高齢者に対する講習会や高齢者在宅家庭への訪問等による個別指導の徹底

- イ 高齢運転者
 - 「シルバードライバー安全3則」の浸透
 - 「高齢運転者標識」の普及促進
 - 運転者適性検査や適性相談に基づく家族も対象とした個別指導
 - 運転技能講習会などによる運転適用能力の自覚の醸成
 - 「運転卒業証」制度の普及促進

- ウ 一般運転者
 - 側方通過時の減速など高齢歩行者に配慮した運転の徹底
 - 「高齢運転者標識」貼付車両に対する思いやり運転の徹底
- エ 環境の整備等
 - バリアフリーに配慮した交通環境の点検・整備の充実、交通安全マップやヒヤリ地図の作成
 - 「高齢者の交通安全日」をはじめ高齢者に対する街頭指導等の強化

③交通事故死者数の状況について

（出典：同上）

ア 山口県内の交通事故死者数の年別推移について

（単位：人）

区分	平成12年	平成16年	平成20年	平成24年	平成26年
合計	159	106	91	56	58

長期的にはかなりの減少傾向が見られ、当協議会の活動には一定の成果が認められる。

イ 平成 26 年交通死亡事故の年齢層別・状態別発生状況について

(単位：人)

区分	子供				若年	壮年	高齢	計	平成 25 年	増減
	幼児	小学生	中学生	小計						
歩行者						5	16	21	23	-2
自転車						3	7	10	7	3
原付					1	1		2	6	-4
自二						1		1	8	-7
自動車	1	1		2	2	14	6	24	21	3
その他										
計	1	1		2	3	24	29	58	65	-7
平成 25 年	1	1		2	5	26	32	65		
増減	0	0		0	-2	-2	-3	-7		

- 高齢者被害：平成 26 年は 29 人で前年度比 3 人の減少（ただ、全死者数の 50.0%）
- 歩行者被害：平成 26 年は 21 人で前年度比 2 人の減少（うち高齢者は 16 人で 76.2%）
- 自転車被害：平成 26 年は 10 人で前年度比 3 人の増加（うち高齢者は 7 人で 70.0%）

④決裁年月日の記入漏れについて

(指摘事項) (合規性)

運営費補助金の交付決定や、経費支出（物品購入）伺い等について、決裁年月日が記入漏れである。

【9】労働政策課

1 いきいきシルバー世代就業支援事業

(1) 事業の概要

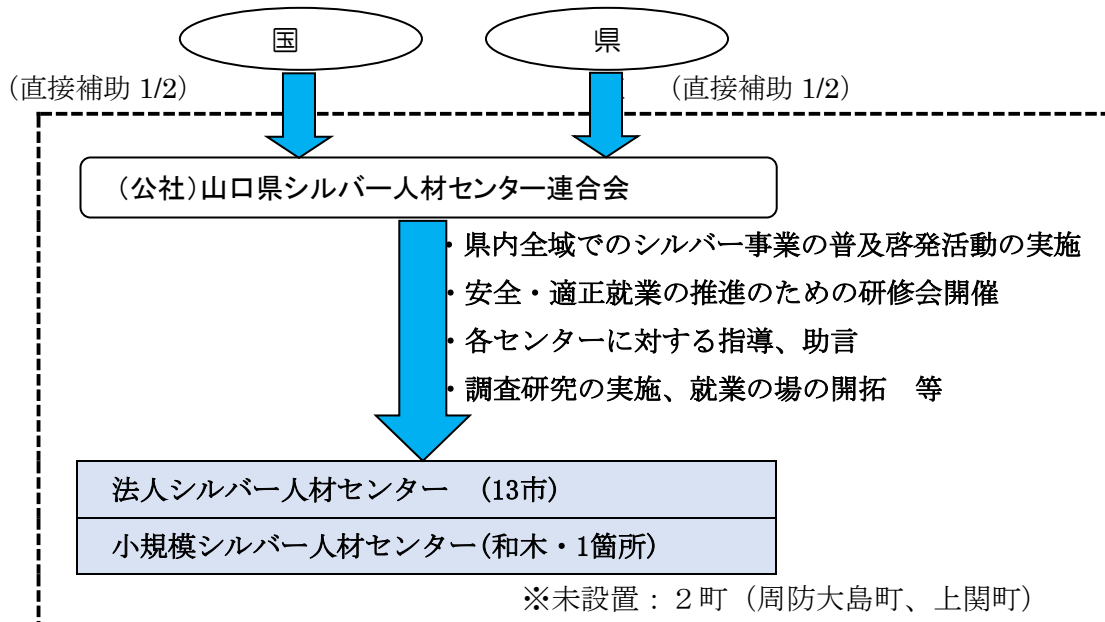
- 事業目的：高齢化の進展や団塊世代の就労の受け皿として、魅力あるシルバー人材センターづくりを促進し、高齢者の多様な就業機会の確保を図るため、県内の各シルバー人材センターの指導・支援を行う（公社）山口県シルバー人材センター連合会に助成する。

○ 事業内容：

【事業名】いきいきシルバー世代就業支援事業（国事業名：高齢者就業支援事業）

【補助率】国・県 各 1 / 2（各8,900千円(平成28年度)）

【事業内容】 県シルバー人材センター連合会に対し、国と連携して事業費等を助成



○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	8,900	8,900	8,900
決算額	8,900	8,900	8,900

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び交付金	8,900	(公社) 山口県シルバー人材センター連 合会補助金
合 計	8,900	

○ 財源の内訳：国庫及び県一般財源

補助金の額は、連合会本部運営費の国庫補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とする。
また、厚生労働省の定める高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材セン
ター事業）は、国が県シルバー人材センター連合会に対し、運営費、人件費、事業費
について支援するものである。

○ 根拠法令等：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令 等に違反するものはないか？	山口県補助金等交付規則及び山口県高年齢 者就業機会確保事業費補助金交付要綱に従 って、交付の申請及び実績報告が実施され ているかを検討した。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、そ の効果が認められるか？	効果測定のための目標値及び実績値につい て検討した。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経 済性、効率性を発揮しているか？	—

(3) 指摘事項及び意見

①連合会と各センターの取り組みについて

連合会と各センターは、以下の様に役割を分担している。

県シルバー人材センター連合会	各拠点シルバー人材センター
各センターの指導・援助をはじめ、シルバ ー事業の県内全域での展開を目指し、平成 9 年 9 月に設立した。 ➤ 拠点センターへの指導・助言 ➤ 普及啓発活動の推進（リーフレット等	定年退職後などの就労意欲のある高齢者 に、臨時的、短期的、軽易な業務など多様 な就業機会を提供するべく、次の事業を実 施する。 ➤ 就業機会の確保とその組織的提供（地

の作成、各種 PR 等) ▶ 調査研究の実施（事業運営状況作成、事業分析、事故状況分析及び情報提供等） ▶ 安全・適正就業の推進（交流大会の開催、表彰、研修会の開催等） ▶ 就業分野の開拓・拡大の推進（就業の場の開拓等） ▶ 労働者派遣事業の実施 ▶ 有料職業紹介事業の実施 ▶ その他事業を発展・拡大するための指導・助言、情報提供等の実施等（知識・企画力を図るための指導・研修等）	域の家庭、民間事業者、官公庁等から有償で仕事を請け負い、登録した会員【原則として、60歳以上】に対し、請負又は委任により提供） ▶ 労働者派遣事業の実施 ▶ 有料職業紹介事業の実施 ▶ 講習等の実施（就業に必要な知識及び技能の付与） ▶ 普及・啓発事業（リーフレット等作成、各種 PR 等） ▶ 安全管理体制整備等
---	--

②平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の会員数等の実績値の推移について

会員数、粗入会率、就業率、就業実人員、契約金額についての推移は、以下の通りである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
会員数	11,822 人	10,971 人	10,701 人	10,410 人	10,266 人
粗入会率	2.2%	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%
就業率	85.8%	90.2%	89.8%	90.5%	91.8%
就業実人数	10,149 人	9,897 人	9,605 人	9,425 人	9,428 人
契約金額	4,725,253 千円	4,621,565 千円	4,506,463 千円	4,524,738 千円	4,504,015 千円

項目	詳細説明
粗入会率	会員数 ÷ 母体市町村の 60 歳以上人口
就業率	就業実人数 ÷ 会員数
就業実人数	年度中に実際に就業をした人数

ア 契約金額については、平成 25 年度からはほぼ横這いである。その理由として、シルバー人材センターへの発注は、景気情勢や県市町予算等の影響を受けるためと思われる。

イ 会員数については、所管課から入手した資料によると、平成 17 年の 12,904 人をピークに平成 27 年度は 10,266 人であり（ただ、平成 21 年度は 12,571 人で前年の 12,162 人から増加しているが、平成 22 年度は 12,161 人と減少している）、一貫して減少し続

けている。その理由として、入会者数より退会者数の方が多いためである。

③平成 27 年度の効果測定のための目標値及び実績値について

平成 27 年度の会員数、粗入会率、就業率、就業実人員及び契約金額は以下の様である。

	目標値	実績値	達成率
会員数	12,315 人	10,266 人	83.4%
粗入会率	2.2%	1.9%	86.4%
就業率	90.0%	91.8%	102.0%
就業実人員	10,615 人日	9,428 人日	88.8%
契約金額	5,094 百万円	4,504 百万円	88.4%

結論として、会員数は退会者が新規入会者を上回る状況が続いており、年度末で 10,266 人（対前年比－144 人、1.4%減）と 6 年連続して減少している。また、契約金額については、45億4百万円（対前年比－2千万円、0.5%減）と減少に転じた。一方で就業率は達成しているが、その理由として、会員数が年々減少しているためと思われる。

ここで、効果測定のための目標値は、以下の資料に基づいて算定している。

ア 会員数 … 全国シルバー人材センター事業協会が定める「会員 100 万人達成のロードマップ」を受けての、山口県連合のロードマップに基づいている。

加えて、団塊世代の入会を期待した数値でもある。

イ 粗入会率 … 上記、会員数を母体市町の 60 歳以上人口で割った数字(概数)である。

ウ 就業率、就業実人員、契約金額 … 前年度実績と会員増を見込んで、算出(概数)している。

会員増強の目標を掲げているが、実績は一貫して減少し続けているのは以下のような理由による。平成 25 年 4 月から、高年齢者雇用安定法が改正され、企業の定年延長や 65 歳までの継続雇用が義務付けられた。また、年金の支給年齢が段階的に引き上げられることとなった。このようなことから、主な会員候補（対象）である 60 歳代前半の者が、企業での継続就労を選択、また、経済的事情（年金支給年齢の引上げ）からシルバーより収入の多い企業での就労を選択することが、会員数減員の要因と考えられる。

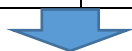
(概要図)

《高年齢者雇用確保措置》

①・②・③いずれかの措置により 65 歳までの雇用確保を会社制度として導入することが義務（法第 9 条第 1 項）。65 歳までの雇用確保を義務化。

改正後（H25.4 施行）	年金（男性の場合）
---------------	-----------

① 定年の引上げ	① 支給年齢の段階的引き上げ
② 継続雇用制度の導入 希望者全員の65歳までの雇用確保を義務化	<input type="checkbox"/> S28.4.2 生～30.4.1 生 61 歳
③ 定年の定めの廃止	<input type="checkbox"/> S30.4.2 生～32.4.1 生 62 歳
	<input type="checkbox"/> S32.4.2 生～34.4.1 生 63 歳
	<input type="checkbox"/> S34.4.2 生～36.4.1 生 64 歳
	<input type="checkbox"/> S36.4.2 生～ 65 歳



① 企業での継続就労を選択
② 経済的事情（年金支給年齢引上）からシルバーより収入の多い企業での就労を選択



<input type="checkbox"/> 一方シルバー人材センター業務は安短（一人当たり年額 50～60 万程度）
<input type="checkbox"/> 高齢者全体は増加しているが、前述を理由にシルバーを希望する者（対象者）が減少し、結果として会員の減少

➤ 全国シルバー人材センターの、「会員 100 万人達成計画の推進について」の計画に無理があると思われるが、少子高齢化の進展により労働力人口は減少傾向にあり、労働力確保のためには、女性と高齢者は潜在的な力であり、こうした労働力の確保の観点からの強い意志の表れであると考えられる。

➤ 連合本部より地区センターに対する指導等として、機会あるごとに、各シルバー人材センターに会員増強の周知徹底を図ると共に、連合会においては広告事業を通じて普及啓発を行ったり、また、センターにおいては、会員自らのPR等により増員強化普及啓発を行っている。今後も、普及啓発、PR等を中心に積極的に取り組んでいく必要がある。

また、会員増強と就業機会の開拓はシルバー事業の両輪でどちらとも重要であり、さらに、今後は広域受注なども推進し、より一層、各市のシルバーとの連携を図る必要がある。

④ 決裁日の記載漏れについて

（指摘事項）（合規性）

件名「平成 27 年度山口県高年齢者就業機会確保事業費補助金の交付決定について」において、決裁日が記載漏れである。

2 財政的援助団体名：公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会

(1) 法人基本情報

所在地	山口市中央四丁目 3-6			代表者	大田良充
電話番号	083 - 921 - 6070	ファック ス番号	083 - 921 - 6077	ホームページ	http://www.ysjc.or.jp
設立年月日	平成9年9月 9日	県出資額 (割合)	—	県所管部課	商工労働部労働政策課
設立目的(定款等)	連合会は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。				

(2) 主な事業内容（基幹的な3事業）

事業名	事業内容	事業費（単位：千円）		
		25年度	26年度	27年度
就業機会確保事業	臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。	21,095	21,877	21,382
労働者派遣事業	臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行う。	331,385	390,069	394,728
高齢者活躍人材育成事業	高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び	—	—	9,303

	技能の付与を目的とした講習を行う。			
--	-------------------	--	--	--

高齢者活躍人材育成事業は、平成 27 年度から実施。

- ① 県から補助金、交付金、負担金等の財政的援助を受けている事業について
 ・ 就業機会確保事業のみ

(3) 経営の状況

① 貸借対照表

(単位：千円)

		25 年度	26 年度	27 年度
資産	流動資産	70,059	86,131	95,680
	固定資産	225	225	1,301
	うち基本財産	—	—	—
	資産合計	70,284	86,356	96,982
負債	流動負債	61,059	77,255	87,931
	固定負債	—	—	—
	うち長期借入金	—	—	—
	負債合計	61,059	77,255	87,931
正味財産	指定正味財産	—	—	—
	一般正味財産	9,225	9,100	9,050
	正味財産合計	9,225	9,100	9,050

② 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	25 年度	26 年度	27 年度
経常収益	405,690	465,671	451,558
経常外収益	—	—	—
収入合計	405,690	465,671	451,558
経常費用	405,883	465,795	451,608
経常外費用	19	—	—
支出合計	405,902	465,795	451,608
当期一般正味財産増減額	-212	-124	-50

- 平成 25 年度から平成 26 年度にかけて経常収益が約 60 百万円増加しているが、この理由として、労働者派遣事業収益について平成 26 年度から各センターに就業開拓推進員が 2 名程度採用されており、受注機会の拡大が行われたことによる。

➤ 平成 25 年度の経常外費用の内容は、固定資産除却損である。

③ 主 な 経 営 指 標 ④ 県 の 財 政 的 関 与
(単位：%) (単位：千円)

	25 年度	26 年度	27 年度
自己資本比率	13.1%	10.5%	9.3%
流動比率	114.7%	89.6%	108.8%
借入金依存度	0%	0%	0%
経常利益率	0.04%	0.02%	0.01%
県委託事業の再委託率	0%	0%	0%

	25 年度	26 年度	27 年度
委託費	-	-	-
補助金	8,900	8,900	8,900
負担金	-	-	-
補助金等合計	8,900	8,900	8,900
総収入に対する補助金等割合	1.9%	1.9%	2.1%
単年度貸付額	-	-	-
年度末貸付金残高	-	-	-
損失補償（債務保証）残高	-	-	-

(4) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	「高年齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金交付要綱」「高年齢者就業機会確保事業執行方針」等に従い適切に業務が執行されているかどうかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	近年の実績として毎年 45 億円の高齢者の就業機会を確保しており、その役割を十分に果たしているといえる。

③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	現在センターの抱えている課題は、会員数の減少であり、課題解決に投入されている費用対効果について重点的に監査を行った。
--	--

(5) 指摘事項及び意見

①会員数の状況について

公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会は県下に 14 の拠点センターと 27 の支部もしくは出張所を配置し、地域に密着して老年年齢者の就業確保に尽力している。発注側にも高い評価を得ており、契約金額は過去 10 年では平成 18 年度の 51 億円がピークで、ここ数年は約 45 億円を確保している。一方会員数は、平成 21 年度の 12,571 人をピークに平成 25 年度 10,701 人、平成 26 年度 10,410 人、平成 27 年度 10,266 人と減少の一途となっている。原因としては、ア 平成 25 年 4 月の高齢者雇用安定法改正により、企業の定年延長や 65 歳までの継続雇用が義務付けられ、企業での継続就労という選択肢ができたこと、イ 年金支給年齢の引き上げにより、当センターの会員となるより収入の多い働き方を選択する人が増加した、ということが要因ではないかと考えている。実際に、センター発行による「シルバー人材センター事業運営状況」によると、新規加入者の年齢別状況は以下の通りとなっている。

(%)

	60 歳未満	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75 歳以上
平成 25 年度	1.3	29.4	47.1	17.8	4.4
平成 26 年度	0.8	25.5	48.3	19.4	6.0
平成 27 年度	0.9	21.3	48.9	21.3	7.6

上表から、平成 25 年度と比較すると平成 27 年度の新規加入者は 65～69 歳は 1.8 ポイントの増加であるが、70 歳以上は 6.7 ポイント増加しており、会員側では、60 代後半くらいから登録を考える機関となってきているように推察できる。

②効果的な広報活動について

(有効性に対する意見)

シルバー人材センターでは、会員数の増加を目的として、平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月の間、県内 24 路線のバスに広告掲載を行った。広告掲出料は 1,276 千円であった。この広告掲載については、広く一般の目に触れることを想定して、シルバー人材センターの存在のアピールを行った。しかしシルバー人材センターの存在はおそらく周知され再認識の役目は果たしていると思われるが、知らせるべきはその魅力であると考え。新規会員

割合の動向から考えると 65 歳以上の高齢者にとって安心して魅力のある就業先を紹介できる優れた機関であることをアピールする必要がある。入会の動機としては、「社会参加を通しての生きがい」が 1 位で 35.3%を占めており、女性に限っては 40.2%となっている。この点を考慮して、社会貢献度を何らかの形で見えるようにすれば、既存の会員の自信や満足度も高まり、また、新規会員の獲得につながると考える。「シルバー人材センターの事業運営状況」はとても分かりやすく作成されており、また、他のデータ等についても現状は十分把握されている。今後、これらのデータ等をより詳細に分析することにより、効果的な広報活動を実践することが必要である。

【10】交通政策課

1 バス活性化対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：バス輸送サービスの改善等を行うことにより、公共交通機関としてのバス利用を促進し、地域住民の足の確保を図るとともに、交通渋滞の緩和、省エネルギー及び地域の環境保全や高齢者、身体障害者等の移動の利便性の向上に寄与することを目的とする。
- 事業内容：国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進事業）の対象となるノンステップバス導入やバスロケーションシステムの整備、カードシステムの整備等の費用の一部を国・市町と協調して補助する。

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	8,550	8,550	6,300
決算額	2,450	2,063	1,306

- 事業区分：継続事業

- 平成 27 年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助 及び交付金	1,306	ノンステップバス購入補助金 1 社 2 両
合 計	1,306	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：バリアフリー法（高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律）

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・補助金交付申請、支払手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	ノンステップバス導入状況の推移により、事業の有効性について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	バスの購入にあたり、2社以上の見積もりがとられていることを確かめた。

(3) 指摘事項及び意見

①ノンステップバス導入状況について

下記は、ノンステップバスの導入状況を表にしたものである。

年度	全国順位	導入車両台数	対象車両台数	導入率	全国平均
平成 23 年度	12 位	219 台	727 台	30.12%	29.88%
平成 24 年度	13 位	235 台	744 台	31.59%	31.65%
平成 25 年度	12 位	255 台	524 台	48.66%	43.86%
平成 26 年度	2 位	262 台	355 台	73.8%	47.0%

※平成 25 年度、平成 26 年度に対象車両台数の集計方法の変更があり、対象車両台数が減少したことから導入率が大幅に上昇している。

上記の表を見ると、ノンステップバスの導入は、計画的に進んでいる。

(意見)

ただし、導入率の目標値については、「第五次やまぐち高齢者プラン」では、平成 29 年度 55.0%となっている。対象車両台数の集計方法の変更に伴い、ノンステップバスの導入率の目標値については、変更が必要である。

②補助金の予算消化率について

(意見)

下記は、当初予算額と決算額の 3 年間の推移である。

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	8,550	8,550	6,300
決算額	2,450	2,063	1,306
消化率	28.65%	24.12%	20.73%

補助金の予算要求については、山口県内のバス事業者 7 社からバスの更新計画についてヒアリング等を実施し、予算額を決定している。また、本事業の補助対象車両は新規車両のみとなっている。上記①ノンステップバスの導入状況では、車両台数は増えているにもかかわらず、中古車両での導入もあるため、補助金の消化率は低調である。しかしながら、バス事業者からは実態に見合ったヒアリングの聴取を行うなど予算額を算定すべきである。

【11】農林水産政策課

1 農山漁村女性活動促進対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：「第 2 次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン」の実現を加速化するため、地域の主要な担い手である農山漁村女性が、その持てる能力を発揮し、主体的に参画できる環境や体制の整備を図る。
- 事業内容：①女性が輝く農林水産業づくり推進事業
 - ア ビジョンの理解促進と女性活動を支える体制づくり
 - イ 推進会議やつどい等の開催
- ②生活改善士活動促進事業
 - ア 生活改善士の認定・育成
 - イ 実践活動支援のネットワークづくり(基金)
 - ウ 生活改善士の認定支援・育成
 - エ 女性の生産活動への参加促進(4 地区)(基金)
 - オ 地域づくり実践活動の推進(3 地区)(基金)
- ③生活改善普及活動推進事業
 - ア 普及情報協力者の設置
 - イ 生活改善課題調査研究
- ④次期ビジョンの検討及び策定(特別経費)
- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	5,904	6,113	6,903
決算額	4,873	5,827	5,993

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	880	随意契約	(株)成研、外 1 件
平成 26 年度	300	随意契約	山口県生活改善実行グループ連絡協議会
平成 25 年度	300	随意契約	山口県生活改善実行グループ連絡協議会

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	916	普及情報協力者、研修会講師・助言者等への謝金 916 (※出先令達分含む)
旅費	1,354	第 3 次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン作成検討会旅費 103 研修会講師等旅費、先進地研修派遣旅費、職員旅費等 1,251 (※出先令達分含む)
一般需用費	1,911	第 3 次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン印刷代 387 生活改善士認定証印刷代 123 公用車ガソリン代、コピー料、一般消耗品費 1,401 (※出先令達分含む)
役務費	399	生活改善士認定証等筆耕料 13 電話代等通信費 (※出先令達分含む) 386
委託料	880	意向調査データ入力・集計・グラフ作成業務委託 580 次世代へ伝えたい知恵・技の収集・伝承事業業務委託 300
使用料及び 賃借料	533	研修会等会場使用料、バス借り上げ料、高速道路利用料 533(※出先令達分含む)
合計	5,993	

- 財源の内訳：国庫支出金、一般財源、その他（中山間ふるさと保全対策基金）
- 根拠法令等：農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・事務処理手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・農山漁村女性活動促進対策事業の有効性について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・意向調査データ入力・集計・グラフ作成委託業務について、委託先選定等の妥当性を検討した。 ・次世代へ伝えたい知恵・技の収集・伝承事業業務委託について、委託先選定等の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①次世代へ伝えたい知恵・技の収集・伝承事業業務委託について

(意見)

本事業費からは、『「むら・人・暮らし」の聞き書き集～知恵や技で繋ぐ、地域や仲間の絆と「生活改善」～』という冊子の発刊のための予算が計上されている。この冊子は、山口県と山口県生活改善実行グループ連絡協議会とが一体となって、平成20年より地域の高齢者の方から農業や生活の様子を直接聞き取り、これまで培われてきた知恵や技、また、その背景にあるむらの暮らしについて取りまとめたものである。地域の文化や歴史、知恵・技が100ページほどの冊子として良くまとめられている。

この冊子は300部の発行であり、また、冊子の配布先は市町や教育委員会等へ行っている。担当者へのヒアリングでは、「市町から追加部数の要望が多くあるが、発行部数がわずか300部のため、追加配布は出来ていないのが現状である」とのことである。しかしながら、事前に配布要望先、必要部数、冊子の活用方法等をしっかりと把握・集計することが必要である。

【12】 農業振興課

1 新規農業就業者定着促進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：県内外からの新規就農・就業者の確保対策を一層加速化するため、募集から技術研修、就業後の定着までの一貫した支援の強化を図り、集落営農法人等をプラットフォームとし、新規就農・就業者が地域に定着する仕組みを構築する。
- 事業内容：就農相談・広報活動、就農前準備研修支援、技術指導体制の強化、新規就農・就業者の定着支援

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	457,102
決算額	379,725

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報酬	10,369	非常勤嘱託員報酬
共済費	1,729	非常勤嘱託員及び臨時職員共済費
賃金	6,302	臨時職員賃金
報償費	1,783	研修等講師謝金
旅費	2,617	普及活動旅費・研修等講師旅費・新規就農者募集活動旅費
一般需用費	9,453	研修実習経費・機材費（肥料、農薬、光熱水費等）・ポスター・リーフレット・会議資料・マニュアル作成費等
役務費	1,007	通信運搬費等
委託料	2,200	青年就農給付金（準備型）研修状況確認業務 1,550 千円 山口県畜産振興協会研修運営業務 650 千円

使用料及び賃借料	251	研修会場使用料等
備品購入費	4,197	実習用機械購入費
負担金補助及び交付金	339,817	青年就農給付金（経営開始型） 234,555 千円 青年就農給付金（準備型）65,250 千円 研修生支援、指導農家支援、定着支援 給付金 24,528 千円他
合 計	379,725	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	1. 農業大学校への予算令達について令達票に拠っていることを確認した。 2. 予算積算の根拠について、人件費は山口県の設定単価を利用した旨の回答を得た。広告チラシ関係は過去実績から算出した旨の回答を得た。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	1. 高齢者も対象とする【作目基礎研修】についての登録人数・平均年齢を確認した。結果：75名（平成27年度）平均年齢 53.3 歳 2. 【作目基礎研修】を年間 12～16 回程度受講した段階で独り立ちできるようになるのか？（研修内容の充分性） →少なくとも家庭菜園レベルではなく生業としての農業レベルを目指した内容になっている。 3. 実際に高齢者の中で就農を果たしたのはどの程度いるか？ →今後の意向のアンケートを取るにとどまっている。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	1. 【作目基礎研修】説明会資料作成予算として 250 人分計上しているが、説明会の実際の参加者との予実分析

	<p>を実施した。</p> <p>→80名プラスアルファ程度</p> <p>2. 同様に募集チラシ予算 1,500 枚に対して実際の応募者との予実分析を実施した。</p> <p>→75名の登録(チラシとしては県内コンビニ他、首都圏への説明会に持参するためこの程度の予算計上はミニマムと考えている)</p>
--	--

(3) 指摘事項及び意見

①高齢者の就農状況について

(有効性に関する意見)

実際に高齢者の中で就農を果たした方の状況を収集しているか否か照会したところ、受講終了時に今後の希望をアンケート採取するにとどまっているとのことであった。しかしながら、農業大学校における作目基礎研修を終えて、受講者のその後を県(農大)としてもウォッチしていくべきと考える。受講の結果、就農を果たした方がどの程度いるか、また次世代の就農希望者へどのように体験を伝えていけるか、という制度まで設計されると循環型の就農メカニズムが生まれる(研修受講→就農・ビジネス化→経験の伝達→受講者増加)。このメカニズムにより退職したが地域貢献したいという高齢者が就農にやりがいを見出し、生業として第2の人生を充実させることができ、かつ若手の新規就農者への人的支援も可能となると思われる。

【13】道路建設課

1 交通安全施設整備事業(道路建設課所管分)

(1) 事業の概要

- 事業目的：子どもや高齢者等を交通事故から守るため、通学路の安全確保のための歩道整備や、高齢者等の安全確保のための交差点改良等を推進する。
- 事業内容：県管理国道及び県道の交差点改良、歩道整備等(街路を除く)。
監査の対象とした工事は以下のとおりである。

【交差点改良】

路線名	決算額(千円)	管轄
主要県道下関長門線	213,600	下関土木建築事務所

監査対象工事名	金額(千円)	内容

主要県道下関長門線交通安全（防災安全交付金・合併）工事第1工区	54,393	交差点の改良及び歩道の拡幅による交通状況の改善及び歩行者の安全確保に加えて橋梁の更新による旧橋梁の老朽化対策をおこなう。
主要県道下関長門線単独交通安全一種（県道）工事に伴う発注者支援業務委託第1工区	18,900	
主要県道下関長門線交通安全（防災安全交付金・合併）工事第2工区	76,400	
主要県道下関長門線交通安全（防災安全交付金・合併）工事に伴う建物事前調査業務委託第2工区	2,518	

【交差点改良】

路線名	決算額（千円）	管轄
一般国道490号	157,652	宇部土木建築事務所

監査対象工事名	金額（千円）	内容
一般国道490号交通安全（防災安全交付金）工事第2工区	51,689	現道拡幅による宇部市街地における慢性的な渋滞の緩和、山陽自動車道宇部ICへのアクセス性の向上及び緊急輸送道路として災害時等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築する。 河川の暗渠化により道路拡幅を行い車線数の増加、歩道を拡幅及び歩道橋の更新をすることにより、渋滞の緩和及び歩行者の安全を確保する。
一般国道490号交通安全（防災安全交付金）工事第1工区	47,871	
一般国道490号交通安全（防災安全交付金・特）工事に伴う設計業務委託第1工区	11,401	

【歩道整備】

路線名	決算額	管轄
一般県道光玖珂線	149,735	周南土木建築事務所

監査対象工事名	金額（千円）	内容
---------	--------	----

一般県道光玖珂線交通安全（防災安全交付金）工事第2工区	29,828	通学路における児童・生徒をはじめとする歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するため歩道の設置・拡幅をする。 あわせて、車道を拡幅し、安全で円滑な交通を確保する。
一般県道光玖珂線交通安全（防災安全交付金）工事第1工区	22,917	
一般県道光玖珂線交通安全（防災安全交付金）工事第3工区	56,066	
用地費	14,306	
補償費	9,093	

【バリアフリー】

路線名	決算額	管轄
一般県道新下関停車場稗田線	10,764	下関土木建築事務所

監査対象工事名	金額（千円）	内容
一般県道新下関停車場稗田線交通安全（防災安全交付金）工事第2工区	7,964	段差の解消、急勾配の改善等を実施し、安全に安心して移動できる歩行空間を形成する。 通学路における児童・生徒をはじめとする歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保する。
一般県道新下関停車場稗田線交通安全（防災安全交付金）工事第3工区	2,800	

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	3,799,987	2,522,988	4,187,242
決算額	2,249,088	1,512,017	2,596,409

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成27年度	192,972	指名競争入札	宇部興産コンサルタント(株) 外
平成26年度	77,531	指名競争入札	(株)日本振興 外

平成 25 年度	135,622	指名競争入札	㈱美祢建設コンサルタント 外
----------	---------	--------	----------------

② 契約方法の合理性

特に記載すべき事項はない。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
委託料	192,972	主要県道下関長門線、一般国道 490 号、 一般県道光玖珂線等
使用料及び賃借料	8,074	一般国道 490 号等
工事請負費	1,833,430	主要県道下関長門線、一般国道 490 号、 一般県道光玖珂線等
公有財産購入費	93,805	一般県道光玖珂線等
補償補填及び賠償金	468,128	主要県道下関長門線、一般国道 490 号、 一般県道光玖珂線等
合 計	2,596,409	

○ 財源の内訳：一般財源と国庫

○ 根拠法令等：道路法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した工事請負契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 抽出した請負代金の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> 担当者への質問、関係資料の閲覧および現場への視察により事業の有効性について検討した。

③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・抽出した工事請負契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。
--	---

(3) 指摘事項及び意見

① 決裁日付の記載について

(指摘事項)

抽出した工事請負契約の関連資料を閲覧した結果、決裁書類に決裁日付の記載がないものが見受けられた。決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから、記載をする必要がある。(下関土木建築事務所、周南土木建築事務所、宇部土木建築事務所)

【14】 住宅課

1 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業

(1) 事業の概要

○ 事業目的：高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定を受けた事業者に対し、家賃減額補助及び利子補給を補助する。

○ 事業内容：家賃減額補助（県4分の1）及び民間建設、公社建設（※）いずれも利子補給（県2分の1）

※ 公社建設とは社会福祉法人等が整備する方式

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	8,235	8,237	3,649
決算額	7,437	6,806	2,932

【予算推移】

当該事業は平成 15 年度にスタートしており、ここ数年は業者数も減少傾向（管理期間の終了）であるため平成 27 年度は大幅に減少した。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び交付金	2,932	家賃減額補助 2,021 千円 利子補給 911 千円
合 計	2,932	

- 財源の内訳：家賃補助 県 1 / 4 市町 1 / 4 国 1 / 2
利子補給 県 1 / 2 市町 1 / 2 国庫なし

- 根拠法令等：山口県高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	1. 山口県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要綱を確認 2. 平成 27 年度山口県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付申請書を確認 3. 上記 2 に伴う交付決定通知を確認 4. 実績報告書を確認
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	1. 実績報告書を確認 補助金交付後は指導監督を市町へ委譲しており、県としては家賃減額補助や利子補給補助を交付するのみ。当初定められた管理期間は入居者のためにも当該事業を継続する必要がある。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	1. 実績報告書を確認 同上

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

【15】社会教育・文化財課

1 「地域協育ネット」による温かい絆づくり推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的:「地域協育ネット」は、地域の多様な教育資源を積極的に生かすとともに、地域活動への参加を通して子どもたちの体験活動を充実させ、さらには、幼児期から子どもの育ちや学びを地域全体で支えていくことを目標としている。また、子どもの成長の支援を地域ぐるみで行うことにより、子どもの成長とともに大人の成長も促し、さらには、子どもを介して地域の絆を強めていくことを目的としている。

- 事業内容：
 - ①県学校・家庭・地域の「温かい絆づくり」推進会議
 - ・「地域協育ネット」充実のための協議
 - ・これまでの取組の評価
 - ・普及・啓発活動
 - ②中学校区地域協育ネット協議会
 - ・教育課題やめざす子ども像の共有
 - ・活動計画の立案
 - ・コーディネーター、支援員等の配置
 - ③地域人材等の参画
 - ・「地域協育ネット」コーディネーター養成講座
 - ・支援員等を対象とした研修会
 - ・家庭教育アドバイザー養成講座
 - ・家庭教育アドバイザーステップアップ講座
 - ④「地域協育ネット」による支援活動
 - ・学校支援活動
 - ・放課後子ども支援活動
 - ・土曜日等の教育支援活動
 - ・家庭教育支援活動

- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	76,521	61,754	72,560
決算額	60,850	56,903	60,077

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	4,196	随意契約	山口放送株式会社
平成 26 年度	4,196	随意契約	山口放送株式会社
平成 25 年度	4,700	随意契約	山口放送株式会社

② 契約方法の合理性

山口放送株式会社は県内唯一の民間放送教育協会加盟局であり、昭和 48 年から発達段階に応じた家庭教育の在り方や現代的課題等、子育てに関する多面的な情報を広く提供するとともに、社会全体での家庭教育支援の気運を高めるためのテレビ家庭教育番組を放映している。そのためテレビ家庭教育番組の制作に対する優れたノウハウを有しており、経済性及び効率性の面からも随意契約は妥当と認められる。

用語解説：

民間放送教育協会放送を通じて教育の機会均等と振興に寄与することを目的として、昭和 42 年に文部科学省の認可を受けて設立。それぞれの地域を代表する全国 34 民間放送局で組織され、既存のネット系列をこえて全国をカバーできる民放唯一のネットワークである。視聴者・行政・放送局の三者による研究協議会を始め、生涯学習に関する様々な活動を全国で展開している。(出典：公益財団法人 民間放送教育協会 HP より抜粋)

③負担金、補助及び交付金

	決算額 (千円)	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 27 年度	52,420	山口県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	山口市他 16 件
平成 26 年度	51,276	山口県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	周南市他 17 件
平成 25 年度	52,354	山口県学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業費補助金	周南市他 16 件

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	684	講師謝金
旅費	939	講師、推進会議委員及び事務局旅費
一般需用費	1,176	「地域協育ネット」実践事例集 家庭教育支援啓発リーフレット 高校生スキルアップ事業消耗品費
役務費	279	高校生ボランティア保険料 通信費、ピアノ調律代
委託料	4,196	学校・家庭・地域の連携による教育支援 活動に関するテレビ番組の制作・放送・ DVD 制作業務
使用料賃借料	383	養成講座等会場使用料、高速使用料
負担金、補助金及 び交付金	52,420	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補 助金
合 計	60,077	

○ 負担割合：県実施事業については県 2/3 国 1/3

補助金交付事業については、県 1/3 国 1/3 市町 1/3

○ 根拠法令等：山口県補助金等交付規則

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（文部科学省）

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（文部科学省）

山口県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱

「地域協育ネット」による温かい絆づくり推進事業実施要領

「学校・家庭・地域の温かい絆づくり」土曜日の教育活動支援事業

実施要領

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令 等に違反するものはないか？	上記根拠法令等に従って補助金執行が行 われているかどうかを、申請書や契約書を 閲覧することにより適正に実施されてい ることを確認した。

<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>補助金及び委託料が地域の温かい絆づくりのために有効に使用されているか、またそれがどのような形で高齢福祉に貢献しているかを検討した。</p>
<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>補助金及び委託料の執行において、経済性及び効率性が発揮されているかどうか実績報告書等を閲覧することにより検証した。</p>

(3) 指摘事項及び意見

- ① 当該事業は、教育委員会の社会教育・文化財課家庭・地域教育班の実施事業である。事業内容は地域ぐるみで子どもの学びや育ちを支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働による全中学校区での教育支援体制（地域協育ネット）を活用した教育活動の充実を図ることであるが、その目的は子供を介して地域の絆を強めていくことにある。高齢化率の増加は少子化率の増加と比例しており、子どもの数を増加させれば、高齢化率は下がる。「教育」ではなく「協育」という考え方が地域人材の参画を活発化させ、あらゆる世代の生きがいと成長をサポートする取組となっている。この「地域協育ネット」の仕組み（を活用した取組）は、山口県が独自に考案したもので、国庫補助事業である「地域学校協働活動推進事業」の地域学校協働活動の仕組みとよく似ており、その取り組みは評価できるものである。

ア 補助金交付事業について

補助金交付先は市町であり、体制構築事業、活動支援事業、放課後子ども支援事業として17市町に51,038千円、土曜日の教育活動支援事業として6市町に1,382千円交付している。

(ア) 体制構築事業は、教育支援活動等の運営方法を検討する協議会を設置し熟議を実施するものと、中学校区における教育支援活動について学校や地域の団体等との連絡調整、各「支援員」の確保等を行い、多様な教育支援活動を推進する統括コーディネーターの配置に助成するものである。

(イ) 活動支援事業は、学校の教育活動の支援や放課後等における学習支援・体験・交流活動等を中心に実施する「教育活動推進員」、家庭教育に関する学習プログラムの中心的な企画・実施や保護者への相談対応等を行う「家庭教育支援員」、学習が遅れがちな中学生等に対して学習支援を行う「学習支援員」、様々な学習活動の実施に当たってプログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する「教育活動サポーター」及び特別な支援が必要な子どもたちの放課後等の活動を支援する「特別支援サポーター」の配置に対して助成するものである。

(ウ) 放課後子ども支援事業は、放課後子ども教室を開設するにあたって必要な備品の購入に対して助成するものであり、開設初年度のみ対象となっている。補助金交付額が横ばいとなっている主な理由を担当課に確認したところ、平成 25 年度より事業が統合され、新規事業として立ち上がり、翌平成 26 年度は県予算の縮減により決算額が微減したとのことであった。平成 27 年度は県予算も増え、決算額もそれに伴って増加し、平成 28 年度も更に増える予定で、事業は徐々に拡大しているとのことであった。また、平成 26 年度のみ申請市町が 1 市多いのは、柳井市が平成 26 年度のみ申請し、他年度は同等事業を単市予算で対応しているためである。

なお、補助金交付事業は有効に実施され、交付事務についても問題なく適切に処理されていることを確認した。

イ 人材育成について

山口県では、統括コーディネーターを平成 29 年度までに全中学校区に配置することを目標としており、平成 27 年度までの配置率は 74.2%となっている。そのため、県では「地域協育ネットコーディネーター養成講座」、「家庭教育アドバイザー養成講座」、「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を意欲的に開催し、平成 28 年度は育成度に合わせて「地域協育ネットコーディネーターステップアップ講座」を新設している。「地域協育ネットコーディネーター養成講座」の受講者数目標は、計画策定時である平成 25 年度の 250 人を基準値として平成 29 年度までに 875 人の受講を目指しており、平成 27 年度終了時点では 752 人と達成率は 86%となっている。今後の課題の一つは、講座修了者をステップアップ講座の受講へスムーズに促すことにより、より多くのリーダーを育成することにある。

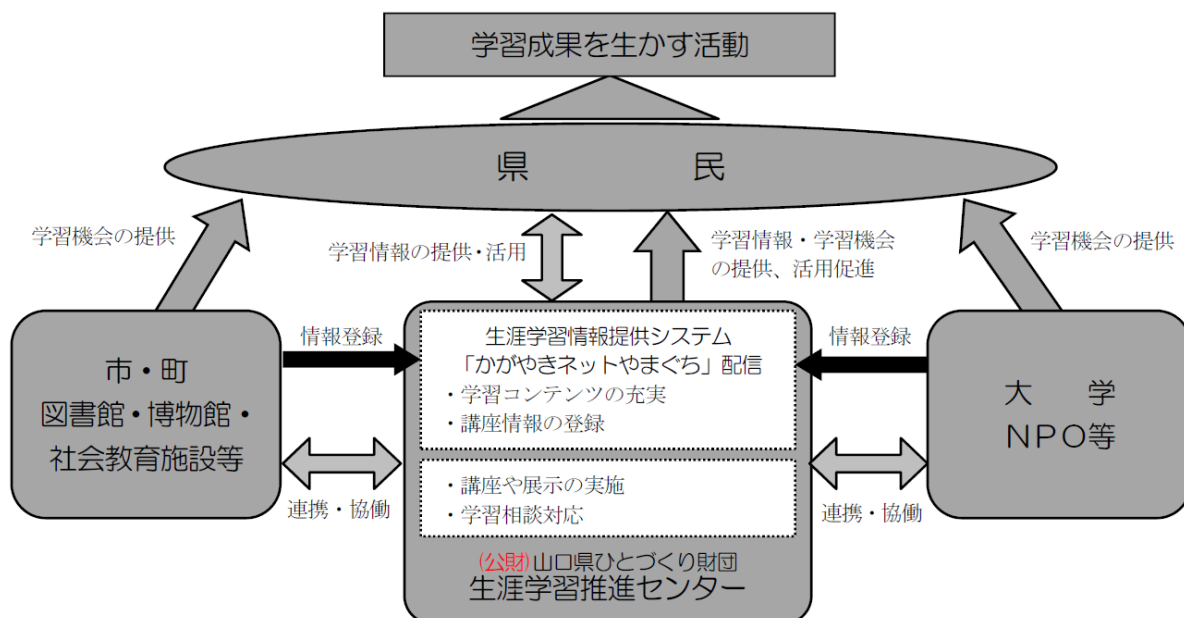
また、担当課の分析によると、平成 28 年度のコーディネーター及びアドバイザーの申込者 157 人の内訳は、学校関係者、学校運営協議会関係者及び行政関係者 69 人に対して地域関係者が 88 人と 3 割近く専門機関関連者を上回っており、地域連携が普及していることが推察できる結果となっている。

2 生涯学習推進体制整備事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：生涯学習振興のために生涯学習情報提供システム「かがやきネット」を運用し、生涯学習情報を県民に提供する。
- 事業内容：県民が主体的に学習に取り組むことにより、社会の中で充実した生活を送ることができるよう、生涯学び続けることができる環境づくりを推進する。
 - ①生涯学習情報の提供体制の充実
 - ②多様な学習機会の提供や学習情報の活用促進

③学習の成果を生かす活動の推進



○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	9,189	9,256	9,181
決算額	9,189	9,255	8,899

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	1,638	特命随意契約	公益財団法人山口県ひとつくり財団
平成 26 年度	1,759	特命随意契約	公益財団法人山口県ひとつくり財団
平成 25 年度	1,708	特命随意契約	公益財団法人山口県ひとつくり財団

② 契約方法の合理性

本事業は、次の通り組織的かつ教育的な専門性が求められる特殊な業務であり、業務の内容が競争入札に適していない。また、(公財)山口県ひとつくり財団は、生涯学習活動推進を行う専門の組織(部署：県民学習部生涯学習推進センター)を有しているため、特命随意契約には合理性があると認める。

【生涯学習活動推進事業の目的】

- ・ 県民の生涯学習に関する情報、資料の収集及び提供
- ・ 県民の生涯学習に関する相談
- ・ 県民の生涯学習に関する講座の開設及び展示等の開催
- ・ 県民の生涯学習の振興を図るため、山口県教育委員会が適当であると認める業務

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
賃借料	6,930	山口県生涯学習情報提供システム
臨時職員賃金	1,476	オペレーター業務
その他	493	
合 計	8,899	

○ 財源の内訳：県 一般財源

○ 根拠法令等：生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	業務委託は、「生涯学習活動の推進に関する事務業務委託仕様書」に準拠して、実施されていることを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	「かがやきネットやまぐち」に関する利用の広報活動、利用者ニーズへの対応、高齢者が活用しやすい工夫の状況について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	特命随意契約であっても、参考見積書を手当する等を実施して、その内容の検討を行っているか確認した。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。以下の様に運用されており事業の有効性が認められる。

①「かがやきネットやまぐち」の利用の広報活動について

(有効性)

利用の広報活動は、以下の様に対応している。

- 生涯学習推進センターが主催する講座である「生涯学習活動関係者等スキルアップ講座」、「生涯学習活動地域コーディネーター養成講座」等で社会教育主事や公民館主事、各種団体職員等に紹介・活用事例提供などを実施して、地域や諸団体への広報や周知の働きかけを進めている。
- 「かがやきネットやまぐち」を利用して講座の申し込みができるようにすることで、利用者の利便性を図り、「かがやきネットやまぐち」の良さに触れてもらう機会を設定している。
- 絵画や短歌など、諸団体において生涯学習活動で学んだ成果を「かがやきネットやまぐち」の『ギャラリー』に掲載するように働きかけて、より主体的に活用する利用者の拡大に努めている。
- 生涯学習推進センターの啓発・広報事業として「かがやきネット通信」へ利用方法や紹介記事を掲載し、県内全小学生家庭に配布するほか、中等高等学校・大学・公民館・図書館など 1046 箇所へ配付（平成 28 年度は全中学生家庭への配布も検討中）し回覧や掲示を行っていただき、周知されるように働きかけている。
- やまぐち総合教育支援センターの HP に「かがやきネットやまぐち」のバナーを設定し、簡単にアクセスできるようにしてある。

②「かがやきネットやまぐち」の利用者ニーズへの対応について

(有効性)

利用者ニーズについては、以下の様に対応している。

- アクセス数の報告から、講座、講師、イベント、子ども情報の需要が増えていることが伺われる。情報登録件数も、講座、講師、イベント、子どもの情報掲載が増加しており、利用者のニーズに応えたものとなっていると考えられる。
- 各市町のイベント情報や関係団体の行事についての情報が掲載され、更新されている。市町の担当者の手により、新鮮な情報が適宜提供されることで、活発な利用が行われていると考えられる。

- 閲覧件数としてはボランティアについての閲覧が多いが、情報登録件数としてはまだ少ないと考えられるので、今後より多くの情報が集められるような働きかけをしていく。
- 生涯学習講座や、フォーラムの参加者、ボランティア団体の指導者研修等の参加者には、高齢者の割合が多く、そこでの意見やアンケートから推察されるものや、毎月集計される閲覧件数をもとにニーズの把握を行い、できるだけ利用者のニーズに合った情報の登録を心がけている。現在、コンスタントにニーズのあるのが講座やイベント、子どもホームページの情報であり、それらを中心に新規データの登録を行っている。

③高齢者が「かがやきネットやまぐち」を活用するための工夫について
(有効性)

- 画面上部のボタンをクリックすることで、文字サイズを拡大したり、画面の色を変化させて見えやすくすることができるようにしたりするなど、視力が弱ってきた人にでも少しでも見えやすくする工夫を行っている。
- データ検索が苦手な高齢者でも、トップ画面から最新の情報をより多く得ることができるように、「新着ニュース」の欄にできるだけ多くの情報を掲載するようにしている。

【16】生活安全企画課

1 特殊詐欺対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：県政中期展望「元気創出やまぐち！未来改革チャレンジプラン」に掲げる重点施策「子ども・女性・高齢者を犯罪から守る対策の推進」の一環として多発傾向にある振り込め詐欺等特殊詐欺の被害の大半を占める高齢者層を被害から守ることを目的に、地域の防犯ボランティアや職域等の防犯団体構成員を通じ、高齢者はもとより、県民の被害防止意識の高揚と犯行に対する抵抗力の強化を図り、県民総ぐるみによる被害防止気運の醸成を図り、「活力みなぎる山口県」を実現することを目的とする。
高齢者等に対する集中的な注意喚起や防犯団体等との協働した広報啓発活動を推進するなど、特殊詐欺（うそ電話詐欺）被害防止気運の高揚と犯行に対する抵抗力の強化を図るための対策を集中的に推進するもの。

○ 事業内容：特殊詐欺被害対策事業(三本の矢作戦)

・一の矢

犯行に対する抵抗力を強化するための取組の推進

県民個々の被害防止意識の高揚と定着、県民の日常生活の場における「被害を止めてくれる人」の育成、拡大(県民総ぐるみでの被害防止気運の高揚)

・二の矢

水際対策の強化

被害防止の「最後の砦」になっている金融機関窓口等における被害防止対策と不審な取り扱いがあった場合の早期警察通報の定着と金融機関等の取組に対する支援

・三の矢

犯行機会を遮断する取組の推進

被害(拡大)防止に向け、被害対策者と犯人グループの接点(電話)の遮断

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	12,556	12,956	15,662
決算額	12,556	12,939	15,633

○ 委託料等執行状況

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	13,656	一般競争入札、 随意契約	一般社団法人山口県防犯協会 株式会社エヌ・ティ・ティマー ケティングアクト
平成 26 年度	12,939	随意契約	株式会社エヌ・ティ・ティマー ケティングアクト
平成 25 年度	12,556	随意契約	株式会社エヌ・ティ・ティマー ケティングアクト

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
委託料	13,656	振り込め詐欺等被害防止コールセンター業務 10,964 広報啓発活動委託 2,692
一般需用費	1,977	ポケットティッシュ 215、幟等 188 懸垂幕、腕 章 580 チラシ、ポスター等印刷製本 692 その他 302
合計	15,633	

○財源の内訳：一般財源

○根拠法令等：刑法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 合規性について 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・事務処理手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【 有効性について 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・振り込め詐欺等コールセンターの効果的事例を検証し、特殊詐欺対策の有効性について検討した。
③【 経済性、効率性について 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・振り込め詐欺等被害防止コールセンター委託業務について、委託先選定の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

コールセンターの効果的事例の過去 3 年間の推移

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
稼働日数	234 日	232 日	230 日
効果的事例件数	15 件	14 件	18 件

・具体的事例

①犯人検挙貢献

防府・山口・宇部の 3 署管内で、警察官かたりの現場出現型オレオレ詐欺の前兆電

話が集中的に発生した際に、抽出した被害対象者に対する緊急かつ集中的な注意喚起架電を実施。受理した多数の情報を基に捜査員を警戒・配置した結果、受け子被疑者2人の検挙につながった。

②被害の未然防止

(a)宇部警察署管内で警察官かたりのオレオレ詐欺の前兆電話が連続発生したことに伴い、当該事案を踏まえた緊急架電を実施した際に、犯人からの電話を信じて預貯金の引出しに赴こうとしていた高齢女性を思い留ませ、被害を阻止した。

(b)光警察署管内で市役所職員かたりの還付金詐欺の前兆電話が発生したが、電話を受けた女性は一週間前にコールセンターから注意喚起架電を受けており、架電内容を思い出した女性は、市役所に事前確認を行い、被害を防止した。

上記の事例の通り、犯人検挙に貢献した事例や、被害の未然防止につながった事例が平成27年度は18件あった。また、事例件数については、犯人からの電話を受けた者が、直接コールセンターや警察署に連絡をしたもののみを効果的事例件数としており、件数として挙がっていない効果的な事例も多数あると推測される。特殊詐欺の被害防止という事業目的に照らすと、一定の効果があると認められる。

【17】交通企画課

1 シニア安全安心マイタウン事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：山口県は他県に比べ10年早く高齢化が進んでおり、高齢化率は全国4位と今後も高齢化は加速的に進展する。交通死亡事故は平成11年以降、相対的に減少傾向にあるが、高齢者が被害に遭う死亡事故の割合は約半数となっている。身体機能の低下を自覚していない高齢者や、交通安全教育の機会に恵まれていない高齢者が多数存在していることが課題としてあげられており、当課題に対応することを事業目的とする。

○ 事業内容：

高齢自転車・歩行者対策

シニア・セーフティ・アクションプラン（高齢者の交通手段、生活実態に応じた交通安全指導）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段、生活実態に応じた啓発シートの交付 ・地域における指導者の育成 ・シニアふくふくサポート～参加・体験型講習への受講促進
高齢者安心・安全訪問ネットワーク（高齢者の交通安全指導等をサポー	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対するタイムリーな情報発信と安全指導

ト)	
----	--

高齢ドライバー対策

交通安全定期診断(運転を無事故で継続できる安全な高齢ドライバーの育成)	・自動車学校での実車指導で安全意識の高い高齢者を育成
運転卒業証制度(運転に支障がある高齢者に対する運転免許自主返納の支援)	・運転免許返納後の生活支援充実による自主返納しやすい環境の構築
クローバー指導員の育成(各地域ごとの高齢ドライバーの指導者を育成)	・各地域ごとの高齢ドライバーの指導者を育成

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	3,923	3,774	3,629
決算額	3,883	3,704	3,624

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	1,533	随意契約	県内指定自動車学校
平成 26 年度	1,500	随意契約	県内指定自動車学校
平成 25 年度	1,500	随意契約	県内指定自動車学校

② 契約方法の合理性

高齢運転者に対する特別講習は、65 歳以上の高齢運転者に車両の運転に関する技術及び知識の向上を図るために行う講習であり、広く県内に分散して実施する必要があること、また、指導員、コース、設備等が必要であることが随意契約理由となっており、随意契約理由としては合理的であると判断した。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
報償費	14	高齢者交通安全ドライビングコンテスト 用メダル等
一般需用費	2,053	物品購入費
役務費	24	傷害保険
委託料	1,533	高齢者交通安全定期診断特別講習業務委 託
合 計	3,624	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：警察法、道路交通法、交通安全対策基本法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令 等に違反するものはないか？	高齢運転者に対する特別講習業務につい て、実施要領及び仕様書に準拠して業務が 実施されているかどうかを検討した。
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、そ の効果が認められるか？	有効性の判定方法等について質問を行っ た。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経 済性、効率性を発揮しているか？	伺い文書や資料等を閲覧し経済性、効率性 が確保されているかどうかについて検討を 行った。

(3) 指摘事項及び意見

① 研修内容の有効性確保について

(意見)

シニア・セーフティ・アクションプランにおける研修の一つであるシニアはつらつ自転車教室の実施状況について検討を行った。平成 27 年度においては、県内 60 か所で実施されており、参加人数は 1,905 名となっている。実施回数及び参加人数も多く、高齢者の交通意識の啓発に役割を果たしていると考えられる。

しかし、過去には受講者に対してアンケート等を実施していたこともあるとのことだが、

平成 27 年度においてアンケートは実施されていない。参加者の客観的意見の徴収、交通安全研修に対するニーズの把握をすることで、研修内容について検討を行い、研修効果がより高くなる可能性があると考えられる。交通安全の確保、という面では研修参加者の興味が及ぶ部分のみを研修対象とすることは妥当ではないと考えられる。しかし、少なくとも年に数回はアンケートを徴収して、より一層研修の効果を高めることが望ましい。

②事業の有効性について

(意見)

山口県における過去 5 年間の高齢者の交通事故の推移は以下のとおりである。

年別	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
死者数	43	31	32	29	44
構成率(死者数)	58.1%	55.4%	49.2%	50.0%	68.8%
負傷者数	1,729	1,674	1,662	1,479	1,448
構成率(負傷者数)	18.7%	18.7%	19.4%	19.1%	20.2%

死者数は横ばいであり、負傷者数は減少しているが、高齢者の構成率は死者数及び負傷者数ともに増加傾向を示しているといえる。

山口県では高齢者人口が増加しており、事故において高齢者の構成率が高くなる傾向に振れやすい状況にはある。高齢者の交通事故減少という事業の有効性を高めるため、高齢者のみならず、高齢者の家族や近い将来高齢者になることが見込まれる方に対する研修等をより一層積極的に実施することや、現在実施している高齢者対象の研修に親族と一緒に参加できるプログラムを加える等の検討を加えることで、高齢者の交通事故に対する啓発を本人のみならず親族等に行うことで、より事業の効果が高まるのではないかと考える。

【18】交通規制課

1 交通事故防止施設総合整備事業

(1) 事業の概要

○ 事業目的：高齢者及び速度抑制に配慮した信号機などの各種交通安全施設の整備を図り、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進する。

○ 事業内容：

項目	内容
高齢者対策の推進	○信号灯器の LED 化 ○照明灯付横断歩道標識の設置 ○横断歩道標示、道路標識の高輝度化
速度抑制対策の推進	○速度標識、速度標示の整備

	○速度感応式信号制御装置の設置
その他の交通安全施設の整備	○視覚障害者用付加装置、音響式信号機の整備 ○はみ出し禁止ラインの高輝度化

監査対象とした工事は以下のとおりである。

工事名		金額（千円）
交通信号機改良工事 宇部市ほか		69,823
内容	工事は、①車両用灯器 LED 化改良 全 70 箇所、②歩行者用灯器 LED 化改良 全 66 箇所、③集中制御器更新 全 1 箇所、④半感応化改良 全 1 箇所、⑤柱建替 全 4 箇所、⑥視覚障害者付加装置 全 1 箇所、の①～⑥を包括したものであり、車両用、歩行者用の信号機を LED 化することが工事の主な目的となっている。	

工事名		金額（千円）
交通信号機新設改良工事 宇部市		18,613
内容	工事は、①プログラム多段式新設 全 2 箇所、②歩車分離化改良 全 1 箇所、③信号機撤去及び標識柱設置 全 1 箇所、の①～③を包括したものである。この中で主な工事は、宇部市大字小串 820 番地 5 先山大グラウンド先でのプログラム多段式新設工事と、同現場での歩車分離化改良工事である。	

工事名		金額（千円）
情報収集装置等整備工事 山口市		13,177
内容	車両感知器新設工事 高速感応式信号制御装置新設工事	

工事名		金額（千円）
交通管制施設移設工事 周南市		7,309
内容	S 店先感知器から徳山東 IC 光ビーコンの間の共同溝工事に伴い、感知器及び光ビーコンの架空線を撤去し、ケーブルを共同溝内に収容する工事	

工事名		金額（千円）
道路標識設置・道路標示塗装工事 下関市ほか		18,804
内容	1 道路標識設置	

	大型標識柱設置 3基、路側標識柱設置 21基 ほか 2 道路標示塗装 実線 45cm幅 延長約 3,771m、高視認性区画線 約 200m 抹消 約 190m、エスコートゾーン設置 約 102m ほか
--	---

工事名		金額 (千円)
道路標識設置・道路標示塗装工事 山口市ほか		2,503
内容	1 道路標識設置 2 道路標示塗装	

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	1,237,284	1,155,329	1,151,405
決算額	1,168,510	1,118,393	1,023,984

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	3,132	一般競争入札	(株)日航コンサルタント
平成 26 年度	4,148	指名競争入札	(株)山口建設コンサルタント 外 2 件
平成 25 年度	3,717	一般競争入札	(株)日航コンサルタント 外 2 件

② 契約方法の合理性

特に記載すべき事項はない。

○ 事業区分：継続事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
共済費	199	標識管理臨時職員

賃金	1,626	標識管理臨時職員
旅費	416	工事検査
一般需用費	48,745	LED式交通信号灯器 48,401千円 事務消耗品 344千円
委託料	3,132	交通実態調査
使用料及び賃借料	769	土木積算システム賃借料 761千円 中電柱共架料 8千円
工事請負費	968,831	交通信号機新設・改良工事 道路標識設置・道路標示塗装工事 等
備品購入費	266	カラーレーザープリンタ
合計	1,023,984	

○ 財源の内訳：一般財源、国庫

○ 根拠法令等：道路交通法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した工事請負契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 抽出した工事請負費の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> 担当者への質問および関係資料の閲覧により有効性について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した工事請負契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見はない。

【19】防災危機管理課

1 地域防災力強化促進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害の教訓等を踏まえ、早期避難体制の確立に向けたモデル事業の実施等、自発的な防災活動を促進するとともに、災害教訓の伝承等による防災意識の醸成や、自主防災組織の活性化を推進し、地域防災力の充実強化を図る。

○ 事業内容：

地域防災力強化促進事業

◎ 自発的な防災活動の促進

- 早期避難実践モデル事業の実施
[対 象] 土砂災害、津波災害
[実施個所] 各1箇所
- 地域防災相互連携支援マニュアルの普及啓発

◎ 防災意識の醸成

- 過去の災害の教訓等をまとめた事例集の作成

◎ 自主防災組織の活性化

- 自主防災アドバイザーの養成研修の実施
- 交流大会の開催
- 知事表彰



地
域
防
災
力
の
充
実
・
強
化

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	5,000
決算額	4,133

○ 委託料等執行状況

① 委託料等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 27 年度	2,088	随意契約	NPO 法人 日本防災士会山口県支部 1,897 千円 他 1 件

② 契約方法の合理性

NPO 法人日本防災士会山口県支部に対して 1,897 千円の随意契約が行われている。この契約は早期避難実践モデル事業のために行われたものである。このモデル事業は土砂災害や津波災害から住民の避難行動を支援することを目的としているが、防災研修、地域支援の実績を有し、モデル地区である岩国市、長門市を始めとする県下全域に多くの防災士が所属する NPO 法人日本防災士会山口県支部以外に本業務を円滑に実施できる団体がないことから随意契約としているものである。

随意契約の合理性の検討の結果、問題となる事項は認められなかった。

○ 事業区分：新規事業

○ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内訳
委託料	2,088	既述
負担金補助及び交付金	672	山口県自主防災組織活動促進事業実行委員会に対する補助金 672 千円 (自主防災アドバイザー養成のため)
一般需用費	451	パンフレット作成費等
報償費	395	やまぐち防災シンポジウム講師謝礼等 261 千円 自主防災組織交流大会講師謝礼等 135 千円
その他	527	
合計	4,133	

○ 財源の内訳：すべて一般財源

○ 根拠法令等：災害対策基本法第 4 条

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	法令、要綱、各種資料の閲覧、担当者への質問を行い、合規性について検討した。

<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>当事業の3つの柱である『自発的な防災活動の促進』『防災意識の醸成』『自主防災組織の活性化』それぞれについて、成果物の閲覧、担当者への質問を行い、有効性について検討した。</p>
<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>見積書、契約書、随意契約理由書等の資料の閲覧を行い、効率性について検討した。</p>

(3) 指摘事項及び意見

【合規性】

先述の手の続の結果、問題となる事項は認められなかった。

【有効性】

① 自主的な防災活動の促進

発生してから被害が生じるまで時間のある台風や大規模水害に備えるため、国等においてタイムライン（＝住民や、関係機関等の取るべき防災行動や行動時刻、役割を定めた事前防災行動計画）の導入が進められているが、その多くは、行政側の動きを重視したものであり、発生の予測が困難でリードタイムが短い土砂災害等を対象とした住民主体の取組は始まったばかりである。このような土砂災害等のリードタイムが短い災害から命を守るためには、住民一人一人自らが、周囲で生じている状況、行政機関等から提供される降雨や河川水位等の時系列の情報から判断して、主体的に避難することが不可欠である。

タイムラインの作成等を通じて、住民の自発的な早期避難体制の確立を図るため、「早期避難実践モデル事業」による取り組みを岩国市（土砂災害を想定）、長門市（津波災害を想定）、の2箇所にて実施している。当モデル事業を実施した結果、住民の自発的な早期避難体制の確立のためには、防災意識の醸成、迅速な情報伝達体制の整備、円滑な避難の確保、防災活動の持続性の確保などの課題が明らかになっている。こうした課題はモデルを行った2地区にだけ周知されるわけではなく、県下の市町にも課題は共有される。また、県のHP上でも掲載されている（防災危機管理課 住民の早期避難体制の確立に向けてPDFファイル）。

② 防災意識の醸成

山口県で過去に起きた風水害や地震・津波についての教訓をまとめた『災害教訓事例集～後世に災害を語り継ぐ～』を、今回山口県にて作成している。内容はカラーであり、図や写真をふんだんに取り入れられ、過去の災害の内容が分かりやすいものとなっている。

る。リードタイムの短い災害時に住民が主体的に避難するためには、このような事例集にふれ、過去の災害の教訓を学び住民一人一人の防災意識を高めておくことが有効である。作成されたこの災害教訓事例集は山口県の HP 上でも掲載されている（防災危機管理課）ほか、県内公立図書館等にも配布されているとのことである。また平成 28 年度の事業にはなるが、山口県内 4 箇所での災害教訓事例集を活用した防災セミナーを開催し、過去に山口県で起きた災害の体験と貴重な教訓等の周知を行っていくとのことである。

③ 自主防災組織の活性化

この事業のみは過去からの継続事業である。平成 27 年度は他の 2 つ（自発的な防災活動の促進、防災意識の醸成）も事業化され、3 つをまとめて地域防災力促進事業とされた。この中の自主防災アドバイザー養成研修の実施について有効性の検討を行った。

山口県では地域の住民の自主防災活動を支援するため、自主防災アドバイザー制度を実施している。自主防災アドバイザー制度とは、県で定めた研修を受け、防災に関する知識と自主防災組織への指導・助言を行えるスキルとノウハウを備えた者で、自主防災組織等の活動促進に寄与する意欲を持つ者をアドバイザーに委嘱・登録し、自主防災組織等からの依頼に基づき、各地域に派遣する制度である。

山口県では当初の 3 年間（平成 25 年度～平成 27 年度）でこの自主防災アドバイザーを 200 人養成するとの目標を立てており、平成 27 年度までの累計としては 208 人であり目標達成となっている。

以上、手続の結果、有効性に問題があると認められる事項は認められなかった。

【経済性・効率性について】

先述の手続の結果、問題となる事項は認められなかった。